

第百五十一回国 参議院厚生労働委員会會議録第十七号

平成十三年六月十九日(火曜日)  
午前十時一分開会

委員の異動

六月十四日

補欠選任

益田 洋介君

保君

六月十五日

補欠選任

森田 次夫君

釜本 邦茂君

山下 善彦君

狩野 安君

岡崎トミ子君

松崎 俊久君

堀 利和君

朝日 俊弘君

六月十九日

辞任

補欠選任

鶴保 庸介君

月原 茂昭君

浜四津敏子君

風間 昶君

出席者は左のとおり。

委員長

中島 眞人君

理事

亀谷 博昭君

齊藤 滋宣君

柳田 稔君

沢 たまき君

井上 美代君

委員

大島 慶久君

狩野 安君

田浦 直君

武見 敬三君

月原 茂昭君

鶴保 庸介君

南野知恵子君

川橋 幸子君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府政策統括官

金融庁総務企画局審議官

金融庁総務企画局参事官

財務大臣官房審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省労働政策統括官

社会保険庁運営部長

富岡悟君及び中小企業庁次長長羽山正孝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取すること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、確定拠出年金法案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取してお

りますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴保庸介君 保守党の鶴保庸介でございます。

いよいよ確定拠出年金法の審議に入ることになりました。以前から議論を左右すると言っては上げさかもしませんが大きな物議を醸しながら今日に至った、さまざまな紆余曲折を経て今回の法案審議でございます。

私も今回のこの質問を契機にいろいろと勉強させていただいたんですが、年金制度ということとちよつと一般の国民からは取つきにくい。制度そのものがやはり複雑な感じが私自身もしております。ただ、一番国民生活に身近なものであるがゆえに素人が素人なりに考えてわかるものではなくてはならないというふうな気がいたしますし、その視点に立つて、もう余り細かいことにこだわらず大ざっぱに、大ざっぱにと言つたらちよつと語弊がありますが、大づかみに審議をさせていただきたいというふうに思います。

趣旨説明の中で、大臣もその意義についてはお話がありました。ただ、役所的な、官僚的なものでなくして、言葉づら、字づらのものでなくして、本当に確定拠出年金制度はどういう意義があるのかということとちよつと生の声で、生の言葉で一度聞いてみたいというふうな気がいたします。私自身、この後の質問の中でそんな話も議論させていただきたいと思ひますので、大臣、まずよろしく願ひいたします。

○副大臣(梶屋敬悟君) 大臣のまた生の声もこの後あるかもしれませんが、委員の方から確定拠出年金制度導入の意義ということについてお尋ねをちよつと聞いてみました。

委員の方からいよいよというふうにおっしゃっていただきました。本当にこの国会の、この厚生労働委員会の大きなテーマでありまして、さきの

確定給付年金法案とあわせて三階部分の多様な選択肢を用意するという事で、あらあ体系がで上がるわけであります。一日も早い成立をお願い申し上げたいと思うわけであります。

さて、確定拠出年金制度でございますが、現在の企業年金制度、さまざまに議論されておりますけれども、やはり中小零細企業にとつてどうかという観点から大事だろと思っております。そういう意味では、中小零細企業などにも普及しやすいという点、さらには転職の際の年金資産の移換、いわゆるポータビリティということが言われておりますが、そうしたものが確保され、労働移動に対応しやすいといった利点がある年金制度であるというふうに考えております。

こうした確定拠出年金制度の導入、これはやはり現在の我が国の経済社会の状況の中で構造改革に資すると、特に雇用の流動化に対応する、短期雇用への対応というようなことについては大きな力を発揮するのではないかと考えているところでございます。また、特に、今申し上げました中小零細企業、雇用の流動化が一段と高まるということも考えられるわけであります。企業の従業員など多くの方が待ち望んでおられるということも伺っているところでございます。

何とぞ、御審議の上、一日も早い成立をお願い申し上げます。

○鶴保庸介君 雇用の流動化に資するというのは確かにそのとおりだと思います。ただ、雇用流動化ということが前面に出てきますと、それは企業の側の都合といえますか、論理を割と重視したものであるのかと、ややもするとそういうふうには言われがちでございます。

各種新聞がこの問題について取り上げておりますアンケート調査なんかによりますと、確定拠出年金の導入の考えがないという企業が最も今のところ多いわけなんです。検討中というところが多いわけですが、導入の考えがないというのも三〇％近くあるというふうに聞いております。この辺、どうお考えになられますか。

つまり、雇用の流動化を進める上でという考え方であるならば、企業はもともとこの導入の機運を盛り上げていくのが筋ではないか。導入していつてもらえるであろうというふうに見通しておられるのか。ちょっと意地悪な質問かもしれないが、まず聞いておきたいというふうに思っています。

○副大臣(梶屋敬信君) 私どもは、一等最初に申し上げましたように、今回、三階部分の私的年金として選択肢を用意するというふうに考えているわけでありまして、今回の確定拠出年金制度は衆議院段階でもさまざまな問題点、新しい制度であるということについてさまざまな御指摘や御懸念の声もいただいたところでございます。

したがって、私どもとしては、今どれぐらというお尋ねもいただいたわけでありまして、まず普及ありきということではなくて、まずは導入をして、そして労使の中で、現場においてしっかりと議論もしていただき、あるいは勉強もしていただいて、年金に加入をなさる方一人一人のまさに主体的な取り組みといえますか、老後に対する考え方を改めて考えていただくという、こういう機会にさせていただきたいという思いもありまして、まずは制度を普及するということがより、制度をきちつと定着させるということに配慮をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○鶴保庸介君 まさに私もそこにあるんだと思ふんですね。目的とするものが雇用の流動化というふうなことでなくして、その結果としてついでくる、労働者も含めて、国民全体の年金に対する意識改革、自己責任といったものの意識改革が、これは目的ではありませぬけれども、そういったものに物すごく大きな意義があるんじゃないかと。だからこそいろいろな、さつきも言いました流動化でありますとか、年金制度の苦しい財政事情といった個別の事情と相まって一歩踏み切っていくことに意義があるというふうな私は考えてございます。

そうであるならば、目的ではないが、その意義として出てくる自己責任という自己責任そのものの確立についてでございます。確定拠出年金のみならず、今後の社会保障制度全体を見て、自己責任原則というのはやはり大きな一つのメルクマールと言っているのかどうかわかりませんが、一つのテーマであろうというふうに思っています。

このことをやや原理主義的に考えますと、突き詰めて考えていくと、この制度そのものの個別的論点にも大きく影響があるというふうに思いますから、これは大臣にぜひとも聞いておきたいんですが、自己責任という考え方、これは今後の社会の中で、大臣、この社会保障制度全体を見回して何か御意見ございますでしょうか。つまり、私はこの後の質疑の中でお話をさせていただきたいと思ふんですけれども、六十歳前の引き出しについて、この制度を考えたときに、自己責任原則をもっともつと突き詰めていくならば、引き出しを認めない理由はないのかということがやはり疑問になってくるわけです。そういった問題意識で、ちよつとお伺いしておきたいんです。

○国務大臣(坂口力君) 社会保障制度全体で考えますと、高齢でありますとか疾病でありますとかあるいはまた失業でありますとか、そうしたことを考えて、そしてそのときのためにお互いがひとつ助け合っている、支え合っているという制度であるわけであります。したがって、なかなか自立という言葉を使うのは難しい面が率直に言つてあると思ふんです。

森内閣のときにこの自己責任と自立ですか、何かそういう言葉を使いましたときに、果たしてそれだけの言葉でいいかというのがかなり議論になったように記憶をいたしておりますが、やはりこの自己責任ということだけを端的に言つてしまふと、それでは社会保障とは何かという話になつてくるわけでございます。

ですから、ここで言いますところの自己責任というのは、保険料なら保険料はちゃんと払つていく、それはその責任がありますよ。その責任を

明確に果たしていくことが、とりもなおさずこれはお互いの助け合いということに結びついていくのであつて、そうしたお互いに決められたことを明確にやはりやつていくんだということをかなり強調している側面だというふうに私は思っております。

したがって、病氣やあるいは老後のこと、あるいはまた失業いたしましたときのために自己責任を果たしていくというのは、そうした意味で自己責任を果たしていく。自己責任を果たしていくということとは、とりもなおさずそれがみんなの、お互いの助け合いの社会の中に入っていく前提だという趣旨ではないかというふうに思っております。やはりそれぞれの責任というものを果たしていただかなければならない。

最近、例えば年金なら年金で掛金をしない人たちがたくさん出てきている。その人たちに對して、やはりそこは責任は果たしてくださいよ、それは御自身の責任、自分のことであるのと同時に、そしてまた他の人々のことでもありますよ、そこをやはりわきまえてひとつぜひお願いいたしますというのを今申し上げているわけでございまして、ただ単に自分だけのことを考える自己責任という意味では私はないと思っております。

○鶴保庸介君 大変重要な問題だろうと思ふます。個人としての自己責任、義務を果たすこと、それからまた社会保障制度そのものの存在意義といったこと、何か相矛盾するといえますか、相対立するような概念といえますか、そんなふうに関心をもつような印象なんではありますけれども、やや抽象論になつてしまふと難しい問題になつてくるので、先ほどちよつと口に出しました今回の法改正の一つの論点であります六十歳前の引き出しについてということ題材にこの話をしたいというふうに思ふんです。

支給開始年齢は六十歳でございますね。その前に自分で掛けた、自分で掛けたといふますか労使協定の中で確定拠出年金を掛けた掛金を六十歳前に引き出しを認めない理由ということを私な

りに考えてみたわけでありませう。

これは貯蓄ではない、したがって個人の持ち物でもないんだ、公的年金なんだという趣旨から六十歳前の引き出しを認めずというところなんでしょうけれども、アメリカなどでは税制優遇措置なんかをしていることに對してのタックスベナルティーを支払いさえすれば六十歳前に引き出しを認めてもいいんじゃないかという話があります。これはやはり自己責任という観点からの要請なのかという気がいたすのです。

六十歳前引き出しを認めない理由あるいはその根拠、その要請といいますが、それはどういう理念といひますか、そんなものに基づいておられるのか。やや私はこの辺が、はけていっている言ひ方はきついかもしませんが、ちよつとばけていような気がいたしてならないのですから、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 六十歳前の引き出しを認めないという理由でございしますが、まさしく御指摘のとおりでございまして、この確定拠出年金はあくまでも老後の所得を確保することが目的だという形で整理されておりました、六十歳前の中途引き出しを認めるということにつきましては、これは老後のための制度ということにならない、すなわち六十歳前の中途引き出しというのは単なる貯蓄優遇制度となると。

今御指摘の米国の違いでございしますが、米國はむしろ貯蓄を推奨するというような背景があります。この對して、日本の場合は貯蓄が過剰だと、こういった大きな違いのもとで、この確定拠出年金制度が成り立つたの根本にかかわる、要するに六十歳以降のための確定拠出である、ここはもう根本に触れるということから、このことは触れなかつたということでございします。

ただ、転職した場合には転職先の制度へ年金資金を移換できて、六十歳以降までずっと持ち回れるというようなところとか、それから給付時には年金だけではなくて一時金も受給できるとか、その点は老後の所得保障という一線を画して、できる

限り利用しやすい制度に配慮してやっておりますけれども、六十歳前に出すというところは、今申しましたような相当大的な基本に触れる問題であるという理解をいたしております。

○鶴保庸介君 もう一度ちよつとお伺いするんですが、貯蓄奨励ということがアメリカでは現実の要請としてあつた、日本ではそれが余りないということが理由なんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) これは、一つは税当局の御所管にも触れることでございしますが、基本的に貯蓄を優遇するような税制政策をむしろ見直すというのが日本の現在の政策的な流れであると理解いたしております。そのようなかで、私ども、この制度を構築いたしますために何をもつてこの政策的根拠とするかというのは、あくまでも公的年金の上乗せである。具体的には、この制度は、国民年金の一号被保険者であれば一号被保険者であり保険料を納付していることを前提にしている、あるいは企業の職員であれば厚生年金の適用事業所の職員であることを前提にしている。このように、あくまでも公的年金の上乗せとして機能するということ、公的年金の支給開始年齢よりも早いところで出るといふことは体系上とり得ない、こういうような形においても理解いたしております。

○鶴保庸介君 税制当局の方がいらつしやるわけではないので、こんな議論をしてもしょうがないのかもしれないが、私は今回の日本版四〇一k法案の貯蓄といひますか掛金は、いわゆる今までの貯蓄とは違うというふうによつぱり思ひたいし、その制度上なつていふように思ひます。

日本人の個人資産が何千兆円あるとかいふふうには言われておりますけれども、それはやはり還流しないから、貯蓄として滞留したままになつていふからでありまして、それが問題になつていふからでありまして、貯蓄率が高いのがいけないとか、だから貯蓄は奨励しないんだというような短絡的な発想では私はいけないというふうに思ひます。これは、年金として掛金をし、それがしかも株式

の投資でありますとか投資信託でありますとか、還流することをわざわざ制度上も決めてしまつていふわけですね。こういうものはむしろ奨励をしていふ方がいふではないかというような気がするのであります。

このことにはお答えをなさなくても結構であります。そういうことを思つたものですから、これはもう一つ合理的根拠に欠けるんじゃないかというふうな私は気がしたんです。したがって、私は六十歳前の引き出しを認めた方がいいんではないかと思つたと思つたりもいたしました、合理性というか理屈の上だけでありますけれども。逆に、いろいろなお話の中でもう一つ私なりに考えた理由、それは、ほかの年金が六十五歳までに支給開始年齢を段階的に引き上げていっている、確定給付の方でございしますが、こういう事情があるからそのつなぎとして六十歳から開始しながら順番にやつていこうということもあるのかなというふうに思つておるんです。

そこで、この支給開始年齢六十歳というのは一体これまたどういふ根拠のなかつたということをはたと私なりに疑問に感じました。そのことについて、ちよつと一言お伺いできますでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金の基本的な構造、先ほど申しましたように公的年金の上乗せの選択肢ということでございますので、公的年金、すなわち自営業者につきましては国民年金の一号被保険者、それから企業の従業員、サラリーマンにつきましては二号被保険者、これを対象とした、一号、二号被保険者であることを前提とした仕組みでございまして、その場合、自営業者が加入する国民年金の被保険者となるのは原則六十歳までということでございますので、自営業者と企業の従業員との公平性を確保するという観点から一律に六十歳を上限とすることが適切であるという判断をとつたものでございします。

他方、確定拠出年金は、老後の所得保障であることから遅くとも六十五歳から支給するというところまた必要だと思ひますが、仮に六十五歳まで

加入を認めますと、六十歳以降制度に加入して、短い期間掛金を拠出して直ちに受給できる、これでは貯蓄との違いがまた不明確になるではないか、こういったようなことから六十歳という受給開始年齢とされているものでございします。

○鶴保庸介君 わかりました。

自己責任という原則をいかに考えるかは、それを実際に詰めて考えていくと非常に難しい袋小路に入つてしまふような問題のような気がした次第です。

ただ、こういうことをつらつら考えていくよりも、現実にはやどうなのかということもやはり関心のあるところでございまして、アメリカは四〇一kを導入されてから以降、景気のいいときに導入したやに聞いておりますけれども、それが株価がどんどん今下がつてきて一体どういふふうになつていふのか。これは衆議院の方の審議の中でもされたことではございますが、一応現状を聞いた上で、その後、日本の制度がどんなふうになつていくのかという見通しの議論に移つていきたいというふうに思ひますけれども。

○政府参考人(辻哲夫君) アメリカにおきます四〇一kの普及の状況あるいは最近の株価下落局面における動向ということについて御説明申し上げます。

まず、普及の状況でございしますが、米國労働省の資料によりますと、米國におきましては、一九八〇年代半ばは四〇一kの加入者が約一千万人、確定給付型の加入者が約三千万人でございましたが、その後、四〇一kが急速に普及する一方、確定給付の加入者は減少しておる。こんな動向をたどりまして、一九九七年には四〇一kの加入者が三千四百万人、確定給付型の加入者が二千三百万人ということとなっております。

米國の四〇一kの商品選択の動向でございしますが、当初やはり元本確保型の商品が中心で推移いたしまして、その後、株式の動向に対応するといった形が見られますが、株式が増加してきたと承知しております。昨年から今年にかけて株のや

や変動が見られているわけでございますけれども、米国の四〇一kのプラン数や加入者数の推移などの直近のデータは、公的な推計あるいは民間の推計、推計としたものはまだまとめられていないと承知しておりますが、専門誌などを見る限りにおいては、現時点でのアメリカの株価の動向のもとで米国の四〇一kが減少しているというような話は聞いておりません。

○鶴保庸介君 とすると、簡単に大ざっぱにまとめてしまふんですが、四〇一kは最初導入されたときは、確定給付型のものから、ややローリスクのものから普及が始まって、ずっと四〇一kのハイリスク型のものでどんどんふえてきているという現状なんだろうというふうに理解をいたします。

では、日本はどうでしょう。これからどんなふうに見通しておられるか。これは神のみぞ知る、だけれどもわからないことでもありますけれども、制度上自信を持ってこうなると言える部分がありあればお伺いしておきたいというふうに思っておりますけれども。

○政府参考人(辻哲夫君) この日本の確定拠出年金の枠組みといたしまして、アメリカの確定拠出年金は三種類以上のリターンとリスク特性を異にする商品を組み入れると、いわばローリスク・ローリターン、ミドルリスク・ミドルリターン、ハイリスク・ハイリターンというふうな、こういうようなリスク、リターンのいわば類型の違うものを三つ組み合わせるというところが決められておりますが、日本の場合は、そのルールの上に、元本確保型の商品をその三つの中に必ず含んでいなければならないということで、安全運用を相当意識した形になっております。

一方、日本におきましては、アメリカに比べてはるかに預貯金の資産における保有率が高い、こういうことを考えますと、これはあくまでも制度の今後の見通しでございますので私も軽々に申すべきではありませんが、やはりアメリカと同じような、当初元本確保型がまず主流であるという

ことは言えるのではないかとこのように考えております。

○鶴保庸介君 では、その元本確保型、これはいろいろと懸念もあり、これまで議論をされてこられたけれども、どう担保するのかということについては余り議論されてこられなかったような気がするんですね。いかがでしょうか。その担保、これについてどういうふうな、元本割れするのではないかと心配する声に対して、大丈夫ですよというのをどういうふうな御説明されておられますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 元本確保型の商品につきましてはよく御指摘されておりますことは、大変な今低金利でございますので、元本確保型の商品を中心といましても非常にリターン、すなわち利率が低いのでコスト割れしてしまうのではないかと、そういうわけにいかないんじゃないかと、こういう御懸念、御指摘をいただいております。

これにつきましては、元本確保型の商品、これは典型的には預金と考えていただければ結構だと思いますが、預金が一番体系的には低金利でございますが、この低金利の預金で運用いたしましたとしても、加入者の資産が資産管理機関から一括して金融機関に預けられると。通常の運用の場合は、個々の金融機関に預けて、個々の金融機関ごとに口座を持ち、通帳を出し、管理するわけですが、これを運営管理機関経由で資産管理機関で大量一括して大口扱いで運用しますことから、一般の個々の預金に比べて有利な利回りが得られます。

一方におきまして、これから控除されます運営管理機関の手数料についても、多くの運営管理機関の競争によって適正な手数料とするというふうなことから、一般の預金の利率と同程度かそれ以上の利回りがコストを引きましても出ると考えておられます、そのような懸念に当たることにはならないというふうに考えております。また、民間金融機関からも今言いましたような方向で利回りを考えているというお話を伺っております。

○鶴保庸介君 よくわかりました。先ほど、アンケートの結果で導入の考えはないという企業がまだまだたくさんあるというふうな話をちょっといたしましたけれども、時間がございませぬ、大ざっぱに言つてどういう企業にそういう導入の機運があるのかなということに漠然と思うんです。平均勤続年数の年数の長きものもいろいろと影響したりするのかな、あるいは基本的に労使協定でこれは結ぶものでありますからその企業のいろいろな社風もこれあるんだろうと思うんですけれども、その辺、ちょっと質問通告と外れるかもしれませんが、どんなふうにお考えになっておられますでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) この法律がまだ成立していませんことから、私も広報というものは行っておりませんので、どこまで内容が浸透して、適切な導入についての判断を企業があるいは国民の皆様方が詰めた議論をした上でこれを考えていらっしゃるかどうかというのは今の段階では定かでないわけでございます。

ただ、一般的には、私も仄聞するところによりますと、もともと確定給付の年金というのは中小企業で導入はしにくい、しかしこれであれば拠出の範囲内というところで、追加拠出が企業にございせんので中小企業は導入しやすい。それからもう一つ、明確によく伝えられておりますことは、雇用が流動化する中で、長期勤続をもう前提にしないという従業員の方が大変ふえておりますが、この方々の場合は、現在の確定給付は長期の加入をしたときに初めて意味のある年金が出来ますので、むしろ確定拠出の方がありがたい、こういうことは相当伝えられておまして、このようなくところにはニーズが生じることは間違いないと考えております。

○鶴保庸介君 時間がございせんので、これを最後の質問にさせていただきますか、労使の協定、社風によるんだろうというふうに思うんですけれども、その中でやはり投資教育というこ

とをこの法案の中でも重視しておるやに聞いております。

ただ、ここでもまた一つ、私、最後に質問いたしますが疑問に思ったことは、資産運用に関する情報提供は事業主の努力義務というふうになっておりますけれども、努力義務というのはどこまで努力をしないのか。また、その努力に対して従業員さんの方が不満に思った場合、どういう事後的な担保措置があるのか。妙に投資に詳しい従業員さんがいて、もともと私には知れないといった場合に、どういうふうな苦情、これは使用者の側に言うしか現実にはないわけであらうと思っておりますけれども、それをもうちょっと担保するような制度があってもいいのではないかと感じがいした次第であります。

その辺について、一定の苦情処理スキームみたいなものがあるのかどうか、それを最後に質問して終わりたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 情報提供についての努力義務とした理由いかに、あるいは苦情処理についてのスキームというお尋ねでございます。

加入者がみずからの責任で運用指図を行うというこの制度におきまして、加入者が適切な知識を持つようにする、すなわち事業主の情報提供義務は非常に重いものでございます。しかしながら、提供すべき情報につきましては、加入者によりまして資産運用に関する知識水準や老後の生活設計が異なるということで、義務としますと、どのような内容、方法でどの程度行うのかということを一律的に決めなければ義務違反かどうか定まらないうことで、まさしく制度運用の実務から見ても、努力義務としたものでございます。

しかしながら、この具体的な内容は、例えば確定拠出年金の特徴や加入のメリットなどの具体的な制度内容、リスクの内容やリターンとの関係などの資産運用に関する基礎的な知識、それから預貯金、投資信託、保険商品などの特徴やリスクとリターンなど主な金融商品の特徴や仕組みなど、こ

ういった最低限必要な事項、これは通達で明らかにいたしまして、必ずこのようなことについてはわかりやすく丁寧な情報提供を行うことを前提としております。

そのようなことで、苦情が出ましたときでございますが、これは一義的にはあくまでも個人の責任で資産運用を行うという枠組みで、加入者の指図は私的な行為でございますので、社会にあるさまざまな私的な商品にかかわる苦情と同じ位置づけになるわけでございますので、これだけそれに對しての窓口を開くということは考えておりませんが、これに対する丁寧な対応が非常に必要でございますので、そのような情報も厚生労働省あるいは運用管理機関の所管にしましては金融庁と共管でございますし、金融庁に入りましては相互に連絡をとり合いながらこの処理に当たってまいりたいと考えております。

○鶴保廉介 ありがとうございます。  
○木俣佳文君 おはようございます。民主党・新緑風会の木俣佳文でございます。

きょうも引き続き年金の法案ということで、一時間半にわたって御質問をさせていただきまします。またさらに、恐らく木曜になるかと思いますが、そのときにもやはり続けて御質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、基礎年金の話で、前回からお話を、いろいろ御意見を承っておりますが、経済戦略会議で基礎年金の部分、これをどのようにしていくか、こういう話を何度も何度も繰り返したわけでございます。それで、前回も聞きまして第一号被保険者の三分の一、全体ですれば五%かもしれないけれども、要するに未払いの方があるということで、制度設計が成り立たないというところで税方式にしない、こういう答申を経済戦略会議で戦略として政府が出したわけなんです。

これは竹中大臣もお出になっていたものですから竹中大臣に御質問をしたかったわけでございますが、竹中大臣はほかの所要で、ほかの委員会に

出ていらつしやるということで副大臣に先般も御質問をしたわけですが、先般の質問の御答弁の中で補足があれば今だけいただけますか。そのままでよろしゅうございますか。

○副大臣(松下忠洋君) 特にございません。  
○木俣佳文君 そうなりますと、ちよつと私も黙ってられないという感じがします。

この間の質問の後、週末も挟みまして私も六百人ぐらゐの人に会いました。いろんな方々に年金のお話をしました。こういう現状であるので要するに税で、例えば消費税を四%上げてそこへ突っ込むということがやはり安定になると思いますがいかがでしょうかというふうなことを言ったんです。今のままだとどうなるかわかりません。しかも、我々の世代では、あなたの方の世代では、もう本当に一人が四万、五万という負担をしなければ今の給付水準が守れないんですよ。どちらがいいですか。将来ふと気がついたら何かもうパンクしていた。パンクすることはないんですが、しかし非常に危ういというよりも、そしてまた負担がぐんとかかるよりも薄く広く全員で見ている方がいいんじゃないか、こういうお話をしたときに、そうだね、それであれば、本当にそこに使うのであれば消費税が四%上がったとしてもその方がいいかなという方が多かったですね。

これについては松下副大臣、今どのようにお考えになりますか。  
○副大臣(松下忠洋君) 確かにいろんな議論をする過程にはいろんな意見が出てくる、それはもう当然のことだと考えています。

総理大臣の年金に対する施政方針の話にはつきり小泉内閣としての考え方がきつと述べられておりますので、これはもう今ここで申し上げるまでもないことだと思ふんですけれども、「自助と自律の精神」のもとに、社会保険方式を基本としつつ、保険料と公費を適切に組み合わせることに、給付に要する費用を賄っていく必要があると考えております。」というふうな述べられておりまして、こういうことを基本にしながら経済財

政諮問会議でも厚生労働大臣の方のいろんな御意見も伺いながら議論されているというふうな認識しておるわけでございます。

○木俣佳文君 副大臣は、先日、要するに保険方式でやるのか税方式でやるのか、そういったことは正確に言うとは重要ではないというようなお答えがあったんですが、これは今もそういう同じような認識ですか。

○副大臣(松下忠洋君) 竹中大臣がそういう話をしておられるので、それを引用してどうかというお話をされました。竹中大臣のお話をずっと今復習して見てまいりますと、こういうふうな言っておられます。そういう議論でしたから、やりとりでしたから、木俣さんも御存じだと思います。

これは、「国民の負担の意識の問題であります」とおっしゃって、それから、「別途国の方からどれだけ補助しているか」ということのベストミックスの中で、さらには歴史的な要因の中で決まってくる問題だと思ふので、これは重要な問題ではありますけれども、どちらでなければいけないという問題ではないというのが基本的な私の認識であります。」ということなんです。

私はここを少し言い違えたと思っておりますけれども、「どちらでなければいけない」という問題ではないというのが基本的な私の認識であります。」というふうにおっしゃっておられますし、「これは重要な問題ではありますけれども」と竹中大臣もおっしゃっておられますし、私もそのとおりでございまして。

○木俣佳文君 それでは、今、保険方式でやっていて大変大量な未納者の方がいる現実をどのようにお考えですか。

○副大臣(松下忠洋君) 未納者の方がおられるということも知っております。  
調べてみますと、自営業者の、二千万人ほどいわけですけれども、その三割が未払いだということなんです。それで、三割といふと大体六百万から七百万人になるわけですが、そのうちの半分ほどは所得の極めて低い人、ない

人で、免除の人だというふうな聞いております。この人たちを除きますと三百万人ぐらゐが未払いだということなんです。

これは、やっぱり自分の将来を考えると、これは個人として考えたときにはきちつとお支払いいたしたいという、それは素直な気持ちです。全体として、さつきおっしゃいましたけれども、人口からいいますと五%ぐらゐじゃないかとおっしゃいますけれども、これは仕組みそのものからいいますと、やはり自分としてはきちつと納めていただかなきゃいかぬ、こういうものだと思ふますけれども。

○木俣佳文君 今の未納者の数字、大塚局長、あれでよかったですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今御指摘のとおりでございます。数字で申しますと、保険料を納めていない方のうち免除されている方が四百四十三万人、それから未加入、未納の方が三百六十四万人、ほぼ三百万人台でございます。

○木俣佳文君 じゃ、ついでに大塚局長、ここ三年間で未納者、免除者、こういった数字がどのぐらゐ伸びましたか。ちよつと通告は行っていないが、大体わかると思ふます、二、三年で。

○政府参考人(辻哲夫君) 今、手元にちよつと数字を持っておりますが、事実として未納者が数十万人の増が見られます。

この理由でございまして、職権適用と申しておりますけれども、二十歳になれば、今まで把握されていなかった方を、ほとんど手帳を送りつけている、送りつけていけば掘り起こしてございまして、そういう方というのはどうしてもみずから届け出ていない方なので未納がふえていると。それからもう一つは、正直申しまして、景気が悪くなっているということも背景であろうと思ふます。そういう状況で未納がふえているのは事実でございますが、適用対策との関連でもあるということが一点。  
それから、未納者につきましてこの際でございますから動向を言わせていただきますと、未納の

方と納付の方は所得において余り差がない。納付の方が大体七割ぐらいが生命保険、個人年金に入っているに比べて、未納の方も五割ぐらい入っているというところで、どうもこのふえるということは、所得状況が厳しくなっているとか、所得に關してふえているんではないというような理解も持っております。

○木俣佳文君 局長、私の論をサポートいただきましてありがとうございます。

まさに今言われたように、所得の上下はよくて、それからもう一つ言えば、年金というのは景気によって目減りしたりふえたりするわけじゃないでしょう、もう一方は、給付の方は、ですから、非常に制度上問題があるということを言いたいです。

ここ三年ぐらいで九十万人ぐらいふえているはずなんです、たしか覚えでは。ですから、これはこのままじゃいけないんだというのが経済戦略会議の方針だったはずなんです。ですから、税方式に移行するのが望ましいという結論を出したわけなんです、先般、審議官にお尋ねしたときにもランクと言うとC、要するに検討は難しいという、こういう位置づけになっているわけなんです。これを僕は竹中大臣に直接伺いたいわけなんです。

多分伺ってこれたと思いますので、代理で来られて、代理と言っては失礼かもしれませんが、大臣の代理だと思えますから、これは竹中大臣は何とおっしゃっていましたか。

○副大臣(松下忠洋君) 参議院の本次会议の議事録ですけれども、先ほども申し上げたとおりでございまして、「重要な問題ではありますけれども、どちらでなければいけないという問題ではないというのが基本的な私の認識であります。」とおっしゃっております。

○木俣佳文君 だから、どうしろというのがないじゃないですか。だから、どうしたらいいんですか。

○副大臣(松下忠洋君) ですから、こういう認識

だということでお伺いしてまいりました。

○木俣佳文君 だから、今言いましたように、経済戦略会議では明確に出されているんですよ。責任者は竹中さんなんですよ、責任者は。もちろん座長は違いますけれども、責任者の一人としていらっしゃるって、しかも、御案内でしょう、理事長をやっている東京財団が出した本、多分お読みになったと思いますけれども、あの中にも書いてあるんですよ。一階部分は公的でもいいけれども二階部分以上は民営化しないとい明確に書いてあるんですよ。理事長がそうやって言っているわけですよ。これは必読だよ、国会議員と候補者はこの二十五のテーマを読まなきゃいけないと、こういう本まで出しているわけですよ。

竹中さんは私の大学の先輩でもありますけれども、学者としてこんなことをやっていたら、政界へ来てくちやくちやになったら、恐らく僕はもう通用しない方になってしまおうと思うんです。学者の自分は考え方ですから、考え方を一気にそんなふうにはひっくり返してたらめなことを言うようでは私はどうにもならないと思うから、出てきて御釈明くださいというふうにチャンスをお与えしたつもりなんですけれども、今それが代理の副大臣のお答えで、そのまま竹中大臣のお答えで、しかもランクはC、見直す必要も何もないと。全然論にならないじゃないですか。それで百万人もふえているわけじゃないですか。

これはもちろん厚生労働省に言わなきゃいけないことだけれども、戦略会議で全体を統括して国家の像を見たときにこれはこうしなさいというふうに出たわけですから、もう一度ちよつと答弁してください。これは竹中大臣のこけんにかかわる問題です。

○副大臣(松下忠洋君) 今、木俣委員のお話はそのままお伝えすることにいたしますが、ここでおっしゃっていることは、その後、「いざいざにしても、より本質的な問題というものは、」保険原理の部分と福祉原理の部分の考え方に立つて、制度そのものを持続可能な、サステナ

ブルなものにしていくことであるというふうな思っておりますので、そういう方向での改革が今後進むというふうな考えています。」とおっしゃっていますので、これ以上の私自身の言葉としてはもう申し上げることはありません。○木俣佳文君 だけれども、これはちよつと質問できませんか、こういうあれだと。何回もやったわけですから、これは。

○委員長(中島眞人君) 速記をとめてください。

○委員長(中島眞人君) 速記を起こしてください。

○委員(中島眞人君) 速記を起こしてください。○木俣佳文君 余り説得されるつもりもございませんでした。

いや、だけれども、本当に正反對のことを言われているわけなんです。今、局長がいみじくも言われたように、所得が減っているから未納の方がふえているんじゃないかと、民間の方に逃げているんです。小泉さんは一生懸命、要するに厚生省の、国家のやっている基礎年金のところは実は民間よりもいいんだ、安く済むんだということを言われているんだけれども、これが通用しないというところが問題だと僕は言っているんです。ですから、税方式にした方がいいでしょうと、こういうふうには言っている。しかも、大きく見直すその時が来るというのを坂口大臣も言われているわけですから、ですからこれは時が来ると言わなくても、時が来ているというふうには私は思っています。ですから、今度ぜひ、大臣に伝えるだけじゃなくて、もうこれ二回目ですから、しつこくあさつても三回目行きますので、大臣に絶対に出るようにはこれは言っていたかといけませんので、ちよつとお伝えしていただいて、出てくるようにと御指示いただけますか。

○副大臣(松下忠洋君) この委員会ですという議論があったということはお伝えいたします。先生からそういう話があったことはお伝えいたします。あとは院の方で考えられることだと思っておりますけれども、お伝えはいたします。

○木俣佳文君 副大臣としてだから言ってください、それを。

○副大臣(松下忠洋君) 申し伝えます。議論があったことを申し伝えます。

○木俣佳文君 続けてこの年金課税の話にちよつと入りますけれども、経済諮問会議、今やっているところで、これで要するに現役とのバランスをとって御高齢の年金に要は課税をかけるよと。今まで要するに、今、夫婦二人であれば給与所得者の場合が二百二十万円が課税最低限。六十五歳以上になりますと、配偶者が七十歳未満だとお一人が六十五歳以上で三百三十九万円、お二人とも七十歳以上だと三百五十四万円に、こうなっていると。ですから、百三十万円ぐらい差があるからバランスがとれないからこれは課税しますよと、これが経済財政諮問会議の方針で、これでよろしいですか、大体。副大臣。

○副大臣(松下忠洋君) 世代間で課税最低限といいますが今おっしゃったことの違いがあるということは、これはもう数字としてはっきり出ていると、中であらう議論をさせていたいていいるというふうには、私も陪席しておりますけれども、整理されております。

○木俣佳文君 これも私、週末、多くの方に言いました。そうしたら、何でというふうには言われるんです。

要するに、公平と考えた場合に公平をどう考えるかということなんです。つまり、所得で夫婦二人で二百二十万円ということと、三百五十万円または三百三十九万円という絶対額で公平か公平じゃないかという見方が一つあると思っております。だけれども、年金の場合にはもう一つはその人の年齢のチャンスという意味の公平さというのを考えるのも私は必要じゃないかと。

例えば、七十歳になつてアルバイトなりなんなりというのはできますか、それ以上の所得がふえますかという、これは無理なんです。だけれども、例えば二十歳ぐらいで、二十歳で二百二十万夫婦でもらっている、これは大変苦しいと

思うんですが、しかしこれは働けば、もう少し頑張ればもう少しふえるというチャンスがあるわけですね。

ですから、チャンスの公平で言う高齢者と若年者のこの差があるわけで、私は将来、もう後は老いの時がゆっくりした老いを暮らしたい、こういう方々に、消費税がまた上がるんですね、そしてまた介護保険料がふえた、医療費負担もふえた、どんなふうえていく中でさらにまた追い打ちして課税最低限を下げていくと、財務省が。こういうやり方というのは本当にどうだろうかというふうに思うんですが、どうですか。財務副大臣と両方。

○政府参考人(木村幸俊君) 私からまずお答え申し上げます。

今、委員の御指摘の数字でございますが、基本的にはまさに公的年金等控除というのがございまして、これはまさに高齢者の生活におきまして公的年金等も大きな役割を果たしているということから設けられておる控除でございますが、これにつきましましては、今御指摘のように、その結果いたしまして年金生活者の方々の課税最低限が給与所得者に比しましてかなり高い数字になっていることは事実でございます。

要するに、こういった年金税制とか高齢者に対する税制につきまして今後どう考えるかという問題でございますが、まさに高齢化の進展のもとで年金の受給者が増加しております。それからまた、高齢者の所得水準上昇に伴いまして生活実態が多様化してきています、そういったものをいろいろ考えていくことが多くございます。

今後、世代間の公平を初めいたしまして、公平、中立、簡素といった税制の基本的な観点に立ちまして、従来から申し上げておりますように、年金課税全体としてまさに提出、運用、給付を通じて負担の適正化を図っていく必要がある、そういった方向に向けて検討を行っていく必要があると考えているところでございます。

○木俣佳文君 副大臣、何かありますか。

○副大臣(村上誠一郎君) 木俣委員の御質問にお答えします。

課税最低限の問題も含めそうですが、私自身はやはりトータルで考える必要があるんじゃないかなど。例えば、国民資産の千四百兆のうち六十歳以上が三分の二を持っていますし、五十歳以上が大体四分の三を持っていますね。そういうことを含めて、所得だと資産だとかいろいろものを考えて課税最低限を決めるといことが私は一番重要じゃないかなと思います。

ただ、私自身としては、税の公平の負担から考えた場合に、今までは老人というか年輩の方は弱者だという通念がありましたけれども、やはり受益者負担ということをお互いに老年層も若年層も分かち合うということがこれから必要じゃないかな、そういうふうに考えております。

○国務大臣(坂口力君) 今、木俣議員のいろいろのお話を聞いておまして一つ感じますことは、例えば消費税に転換をしていくことになりましたときに、先ほど御指摘になりましたように例えば四〇%なら四〇%あやすということになりますと、それはやはり高齢者にもその分オンするわけでありまして。ですから、高齢者の皆さん方にもそれはオンしますから、これはそれなりにやはり高齢者の皆さん方は終生それを負担していかなければならないということ、かなり負担になるなという気がいたします。

そして、今また逆に、年金の税制に対するお話が出ましたが、これも中を見ますと、すべての高齢者がそんなにたくさん年金をもらっておみえるわけではなくて、やはり課税対象になるような人は大体全体の中の一割、せいぜい一割かちよつとそれにプラスするぐらいな程度の人だと私は思います、たくさん取っている人、年金プラス所得ですよ。それで、多い人はそういうことだというふうには私は思います。ですから、すべての人の年金に税制が満遍にかかってくるという意味ではないというふうには私は理解をいたしております。

○木俣佳文君 もちろんそうだと思いますけれども、これが例えば二百二十万になったときにかなり、今だと課税ベースが三兆ぐらいただと思いたけれども、二・三兆か三兆ぐらいただと思いたが、これが十倍ぐらいに膨れるというのは火を見るより明らかだと思ふんです、そこまで下がれば、百数十万。ですから、相当な負担になるのはこれは間違いないと私は思います。

それと、今言われたように、今の制度のままで基礎年金部分というところはやはり相いかなくなりまして、ですから結局そこを税で補てんしなければならぬのは、これもやっぱり僕は明らかだというふうに思ふんです。

ですから、私が思うのはそのところを、つまり課税最低限というものを高齢者の今の三百四十万とか五十万というのを下げるのではなくて、むしろ消費税が上がるんだからと、こういう議論の方が要は安定した年金というのが私はできると、このように思っております。

さらに議論を進めますと、税制のところでも考えますと、今、税というのはいろいろな意味での拠出と給付と運用のところのバランスだと何度でも何度でも財務省の方からありましたけれども、ならば例えば経済諮問会議では特別法人税についてはどのように考えていらつしやいますか。副大臣。

○副大臣(松下忠洋君) 今ちよつとここに持っていますので、お答えすることはできません。

○政府参考人(辻哲夫君) 特別法人税につきましてもでございますが、これは現在、特別法人税は、低金利といった非常に厳しい経済環境のもとで、平成十四年度まで課税が停止されているというところでございます。

ただ、特別法人税を含めた年金課税のあり方につきましても、政府税制調査会等において、世代間の公平や拠出、運用、給付を通じて負担の適正化の観点からこれを見直すということが必要であるという指摘をされておまして、この検討状況を踏まえながら厚生労働省としても対処してまいりたいと考えております。

○木俣佳文君 松下副大臣、余りそんなに細かい話じゃないんですよ。要するに、課税のベースというの、拠出のときか運用のときか給付のときかという大きな三つのうちで、先回も言いましたように、運用のところでは課税がかかっているところは日本だけだという、そういうことですから、これをどうするかというのをこれから議論したかどうか、議論があつたかどうか。ちよつと、統括官。

○政府参考人(坂篤郎君) 例えば、先般十一日に発表されました「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(素案)」、これはまだ素案の段階でございますが、その二十四ページあたりに「年金制度の改革」という項がございます、その(2)に「今後の検討課題」というのがございますが、その「今後の検討課題」の一つとして先ほど先生が御指摘になっておられますような「世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し」という項がございます。そこはごく一般的に、今後の課題ということからそうなるのかもしれませんが、ごく一般的に書いてありまして、今、先生が御指摘になりましたような特別法人税といったような議論は特段出てきておりません。

○木俣佳文君 厚生省の年金局長に伺いたいんですが、例えば仮に今度、給付型年金でもそうですが、拠出型年金でもそう、年間拠出を例えば四十万円ぐらいた特別法人税の一・一七三を掛けて四十年間運用させた場合の税のパーセンテージ、全体の基金に占める税のパーセンテージは多分出ていると思うんですが、どのぐらいになるか。

○政府参考人(辻哲夫君) 企業型の確定拠出年金の限度額四十三・二万円というもので四十年間拠出する、その場合の運営管理コストを除く運用利回りを四%とするという前提を置きますと、その間に課される特別法人税の累計額は約六百万円、四十年後の年金資産額約三千二百百万円の約二〇%に相当するという試算がございます。

○木俣佳文君 今、松下副大臣はこの額を聞いて、一から二割、今、二割ということだったんですが、減少するんですね、これ。運用面で基金が削られるわけですが、これは多いと思いますか少ないと思いますか。多いと思うか少ないと思うかだから、それは副大臣答えてよ。

○政府参考人(坂篤郎君) 私どもが答ええるのがふさわしいかどうかというところはございますが、確かに少ない額ではないわけですから、四十一年という長期にわたる負担の総計でありますし、これにより特に不都合が無理がかかるというところは必ずしもないんじゃないかなと思います。私ども、先ほど申し上げましたように、そういったことについて詳しく検討したわけではございませんので、あるいは厚生労働省さんから御答弁をいただいた方がよろしいかなというふうに思います。

○木俣佳文君 それじゃ、今この場でちよっとお願いしますが、副大臣、これは答えてください。経済財政諮問会議で税を見直すということであるならばトータルとして、要は拠出のところで運用のところで給付のところで給付だけを考える、これは財務省の発想ですよ。ですから、まさに運用のところ、今、基金をどう守るかということ、新しい年金制度をいろいろ出すわけですから、このところもしつかりと、この特別法人税の見直しについて、またはこの廃止について議論するということを確約ください。

○副大臣(松下忠洋君) 厚生労働大臣も入った議論になっておりますから、当然そういうものを含めて議論されていることは間違いありません。十一日に議論して出しました中間報告的な素案でも、「世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し」ということで、公的年金や企業年金等に対しても一般の給与所得などと異なつて特別の所得として扱われているということ、若い世代の給与所得者に比べ優遇した課税が行われている、この点を含めた年金税制のあり方について、世代間の公平や、拠出、運用、給付の各段階

を通じて負担の適正化の観点から見直していくというふうになっております。

この経済財政諮問会議というのは改革の青写真を示していくということでありまして、あとの制度設計の問題についてはこれからまたそれぞれの省庁で改革の方向に沿って議論していくということになっておりますので、こういうことで議論させてもらっております。

○木俣佳文君 ちよっと、じゃ、厚生大臣からぜひ、また副大臣からお答えください。

これ、十一日の発表で全く検討されていないというふうになつてしまっているわけですから、これはぜひ検討課題にやつぱりのせてください。どうでしょうか、大臣。

○国務大臣(坂口力君) 現在のところ、まだそこまで具体的なところまで話が行っていないことは事実でございますので、まだ大きな項目、柱立てだけの話でございますから、今後はそうした問題も検討課題にのせていくものと思います。

○木俣佳文君 いずれにしても全体基金の一〇%、または多いと今言われたような拠出限度だと二割が削られてしまうわけですよ、この基金の。だから、これは大変な額だと僕は思いますし、別にそんな微細な議論ではないです、これは。これは国民ほとんどの人がもう廃止をせよと、財界も含めて労働界も含めて廃止をせよと、守るは財務省ということになつてしまっているわけですから。だから、これはやはり徹底的に議論いただかないと、単に現役とのバランスを給付のところでだけとるんだ、こでさらに課税をかけていくんだというのでは、これはバランスある議論ではございませんので、ぜひこれは検討を本当にしたいだかないと困るということをつけ加えさせていただきま

大臣、じゃ再度検討いただくということによろしうございませうか。

○国務大臣(坂口力君) 当然検討課題に入れたいと思ひます。

○木俣佳文君 それでは、基礎年金の話から今回の確定拠出年金のお話をさせていただきたいと思

います。

まず初めに、技術的な議論も含めて御確認いただきたいような答弁も含めてさせていただきたいと思ひますけれども、この問題は、先ほど同僚議員の方からもありましたように、加入者の保護というのがまず一番のテーマになってくるかというふうになつておるわけでございます。

そこで、初めの質問としましては、事業主の禁止行為の具体的内容につきまして、ちよっと細かくなりまして副大臣または政府参考人からお答えいただきたいと思います。この企業年金にかかわる問題について、財界というのは労使自治に任せるべきという立場から行政の介入というのを嫌うような傾向にあると言われております。しかしながら、従業員、働く側の立場からすれば、企業

の行為に一定の基準とか制約が設けられるのは当然にこれは必要なことだと、これは余り異論がないかと思ひます。質問の十です。

それで、第四十三条に「行為準則」ということで載っておりますけれども、この三項二号で掲げておりますが、「企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為」と記述されておりますが、これはどのような行為を想定しているか、具体的に示していただきたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の法案第四十三条三項二号に基づく省令におきます加入者の保護に欠ける行為として、加入者に対して特定の運用商品を選択するよう推奨または強要することや事業主に運用指図を委託することを推奨または強要すること、まずこれを禁止します。それから次に、自己または第三者の利益を図る目的をもつて運営管理機関に対して特定の運用商品を提示させること。それから三つ目が、運営管理機関に対して特定の運用商品を購入者に推奨するよう求めること、こういったことを規定して、加入者の運用指図の権利を不当に侵害するような事業主の行為を禁止することを考えております。

○委員長(中島眞人君) 速記をとめてください。

〔午前十一時十一分速記中止〕  
〔午前十一時二十四分速記開始〕

○委員長(中島眞人君) 速記を起こしてください。

○木俣佳文君 ちよっと調子が狂つてしまふすが、時間が延びますので、ちよっとおながが減るかもしれないが。

次に、投資教育につきましてお尋ね申し上げたいと思ひます。

きょう午前中も同僚議員からもこのお話がございましたけれども、日本は投資をするという意識に非常に欠けている国ということをよく言われております。例えば、財務省にはなんぞございませう、これだけ低金利の続く中で預金が激増している、こういったことを見ても、一体投資ということ、投機ということも含めてやはりなかなか理解が進んでいないというような気がするわけですから、そういう中でこの法案が可決するものですか、非常に危ういところがあるのではないかな。幾つか投資に関する事件もございましたし、こういったことについてお答えをいただきたいんです。

平成十一年七月の四省案、これでは投資教育という言葉が使われておりましたが、しかし本法案では第二十二条で「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」として、一般的な資料提供、しかも単なる努力規定として定めているにすぎないということ、投資教育という四省案から相当に後ろに下がったものであるというふうな考へております。

自己責任原則というののもちろん大事だと思ひますが、しかし何度でも申し上げますように、投資教育というものを、単に自分で全部やれよということだけではなくて、やはりもう少し細かい投資教育が必須のものと考えておられますが、まず第一番目に伺いたいのは、これが事業主の明確な義務規定とならなかつた理由についてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 資産運用に関する情報

提供、まず投資教育という言葉自身が概念として一義的でないということ、このような「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置」となったわけでございます。

それにいたしまして、このことにつきまして、各加入者によって資産運用に関する知識水準や老後の生活設計が異なることから、どのような内容、方法でどの程度まで行うべきか、これを一義的に決めることが実際上の制度運用の実務から見ても非常に難しいことから、義務づけということが義務づけ違反であるかどうかということが明確でなければなりませんので、努力義務にとどめたものでございます。

米国のERISA法におきましては、このように義務も課しておりませんし努力義務規定もないということ、これはもう当然の前提ということで法的には位置づけられているものと承知しております。

○木俣佳丈君 ERISA法にはあつてこちらにはない、そういうことを何度か伺ったことはありますけれども、そもそも法律の内容的にもERISA法とは大分似て非なる、例えばアメリカの四〇一kという制度とこの確定拠出企業年金というのは、途中で引き出しができないとか、そういう意味でも似て非なる法案でございますので、余りそういうときだけERISA法と比べてどうなのか、こういうことを言う必要があるのかな。

それからまた、先ほどから申しますように、日本ではやはり貯金は美德ということが、特に戦後、傾斜生産方式を進める上でも必要ということで、私も小学校に銀行の人が来たのをよく覚えておりますけれども、こういったことが進んでおつたのと反対に株式等々その他投資に対する教育がなかったわけですから、これは当然のことというのははならないと思うんですが、大臣、ちょっとお答えいただけますか。規定はなくても当然そうするものだということなんですが、これは答弁の中で確認しておきたいんですけれども、やはり企業側にこういった投資教育をする必要があるという

うことを明確にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 確定拠出型の年金を導入しようと思ひますと、これは従業員の方々にやることながら、やはり企業経営者の皆さん方に対する教育と申しますか、教育といひますよりもいろいろの情報提供あるいはまた現状の分析等々、そういったことをよくお知らせしなかならないうらう。いろいろのことを判断していただきませう。いわゆる判断基準になるようなものをお示ししなければならぬというふうに思ひますし、また勉強もそれぞれやっていただくかなければならぬというふうに思ひます。

その中で、国が出しますものというのとは、とりわけ株式等のことについて具体的なことを国が出せるというわけではありせん。しかし、国の方は、現在の経済の状況がどういふことになつていくのか、今どういふことを政策として行おうとしているのかとか、そういうことをやはり提供して御判断をいただく材料にしていただくというところが大事ではないかというふうに思ひます。

○木俣佳丈君 今お話がありましたような情報提供、お知らせをしていくということが大事だと、私もそう思ひます。また、判断の基準となるようなというお言葉でございましたので、やはりいろいろな情報提供のガイドラインのようなものはきちつと別に制定していかなければならぬと思うんですが、その方向でいいと思うんですが、再度確認したいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、内容について、私ども、法二十二条の趣旨をより指導する必要があると思ひます。具体的には、まずこの確定拠出年金制度の仕組み、それから各種商品のリスクの内容、リターンとの関係など投資に関する基礎的な知識、それから預貯金、投資信託、保険商品などの特徴やリスクとリターンの仕組みなど主な金融商品の特徴や仕組み、こういった事項については最低限加入者に情報提供すべきものとして考え、また情報提供の方法として、企業等が個々の加入者に応じて

テキストの配付ですとかビデオの上映や配付ですとか、あるいは説明会の開催等の方法を、わかりやすく、かつ丁寧な情報提供をそのような方法により行うべきと考えておりまして、以上述べました内容を通達により明らかにしたいと考えております。

○木俣佳丈君 ありがとうございます。いづれにいたしましても、投資教育という非常に大切な言葉からいいますと、この二十二条の資料提供というものの、しかも努力規定ということでございますから、二段階でちよつと下がつた感じがするわけですが、これは、今、局長の方から通達というお言葉がございましたので、これを明確にしなから企業側に明確な提示を重ねてお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、労使合意のあり方につきまして、これは非常に問題というか、いろいろ問題になつてくると思ひますので、少し細かい御質問をさせていただきます。

企業年金の制度導入に関しては、労使、特に過半数組合、または過半数の代表者と法文に書いてございまして、ここで労使の合意で規約を策定する、これは三条の規定になつております。この規約の導入に關しまして労働協約を締結した場合、労働協約を再度直した場合には労働法の十六條の規範的効力が及ぶと、このように理解してよいのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(坂本哲也君) 労働協約についての御尋ねでございますけれども、労働協約は使用者と労働組合が労働条件その他に関する事項につきまして書面によつて作成をする、そして両当事者が署名した後は記名押印することによつて効力を生じるわけでございますけれども、今回のこの確定拠出年金法に基づく年金の導入に關しまして、企業内において労働組合が存在する場合に労働協約を締結するということはもちろん可能でございまして、その場合、年金につきましては労働条件でございまして、規範的効力が生じるということになるわけでございます。

○木俣佳丈君 もう一度確認したいんですが、規範的効力が及ぶと理解してよいということでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 労働組合法の労働協約ということになりますので、年金につきましては労働条件に該当するということで規範的効力が生じると、及ぶということになるわけでございます。

○木俣佳丈君 そうしましたら、この規範的効力が及ぶ場合、個々の労働者にとつては不利益なものであつてもその効力は及ぶということで理解してよろしいですか。

○政府参考人(坂本哲也君) 不利益とおっしゃる意味があれですが、労働協約の内容はこの確定拠出年金法に抵触するようなものであつてはならないわけでございます。法律に抵触する部分は法律の方が優先をするということになるわけでございます。

○木俣佳丈君 過半数で組織する組合がない場合に労働者の過半数代表というのが法文に明記されておりますが、ことと合意した場合、この規約の締結をもつて制度導入の手続は完了したと、このように考えてもよろしいわけですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 労働組合がない会社の事業主が従業員の過半数を代表する者と合意して確定拠出年金を導入する場合について、当該合意に基づき確定拠出年金の規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受けたことにより導入の手続は完了し、従業員にその効力が及ぶとされております。

○木俣佳丈君 その場合の合意の手続でありますけれども、いろいろあると思うんですが、これはガイドラインというのか、どのようなものかというのはいかか通達等々で定めますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 現在、労働基準法施行規則におきまして、御指摘の労使協定を結ぶ際の手続として、労働者の過半数を代表する者について具体的に、労働協約の締結を行う者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方

法により選出された者であることとの要件が課されております。確定拠出年金法案におきましても、労働組合がない場合の被用者年金被保険者等の過半数、すなわち加入しようとする者の過半数を代表する者につきましても、この規定を基本的に踏襲していくと考えてございます。

○木俣佳文君 また、そのような場合に合意手続については明確にやはり今言ったことを明示していただかなければいけないんですが、そういった合意に反する人というか、いや、それでは嫌だよね、こういうような人がある、その合意はちよつとといううな、ちよつとこれでは自分のためには不利益になるんだよね、そういった労働者にとつて不利益なものだとしても個々の労働者というのにはそれに従う必要があるかどうか、お答えいただけますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金の導入自身は、むしろ確定拠出年金の導入によりまして事業主の拠出が行われるということですので、それ自体が労働者の不利益になるということとはございませんので、そのような意味で確定拠出年金の導入についてということであれば直ちに不利益にならないと考えます。

ちなみに、確定給付型の企業年金から移行するときに確定給付型の企業年金を引き下げてその後移行するというような場合は、その部分がどういう意味を持つかということかと存じます。その場合におきましては、これはまた別途、確定給付型企業年金の切り下げにつきまして、労使の合意につきましても相当の厳密な手続を経ておりまして、この厳密な手続を経た場合に厚生労働大臣の承認または認可を得て効力を発します。そのときは、その厳密な手続を経た結果、全員に効力が及ぶということになります。

○木俣佳文君 今の移行の手続については、また再度御質問させていただきます。

次に、将来の給付の減額について伺います。この拠出年金を導入して、これが法ができて導入した後で、企業型において企業が業績不振やリ

ストラ、経費カット、こういったものを理由として減額または拠出率の引き下げというのを行うことは可能かどうか、お答えください。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金の事業主掛金につきましては、掛金額または掛金の拠出率など掛金の算定方法を年金規約で規定しなければならぬこととされております。企業が労使合意により企業型年金規約を変更した上で、将来期間分について掛金の減額や掛金率の引き下げを行うことは可能でございます。この掛金の減額等はいわば労働条件の将来への不利益変更にあたることから労使間で慎重な協議を行っていただく、その前提での規約の変更だということに理解しております。

○木俣佳文君 その他、この拠出額の減額または拠出率の引き下げというものをを行う理由というの、例えばほかには、もうとにかく理由というのは何でもいいんですか、労使合意があれば、そこをちよつと。

○政府参考人(辻哲夫君) 一義的には労働条件の変更にかかわる内容ということで、これはあくまでもやはり労働条件の変更というのは労使の合意によるということ、この確定拠出年金法によつてその理由を限定するというような考え方にはなっておりません。

○木俣佳文君 再度、重要なポイントだと思ひますので。

この変更というのは労使合意があれば何でもというちよつと言い過ぎかもしれませんが、つまり労使合意があれば変更というのはとにかく何でも大丈夫だということではよろしゅうございませうか。

○政府参考人(辻哲夫君) あくまでもこの確定拠出年金法でさまざまな合理的な理由でなければできないことといったような個別の規制がございませうけれども、そのようなものをクリアし、かつ労使が適正な手続をもつて合意している。これは非常に重要なことでございませうけれども、ここがクリアできれば引き下げについての内容は効力を

発するというところでございます。したがって、手続が適正なものであったかどうかについて、これは十分な審査が必要であると考えております。

○木俣佳文君 今のお答えの中で、この理由についての合理性ということとございませうが、この合理性の判断というのはだれがどのようにするということとございませうしゅうございませうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今申しましたのは一般的な規制についてございまして、引き下げにつきましては、引下げにこの法律には規制は存しません。したがって、引き下げに関しては、問題は合意が適正に行われたかどうかでございまして、その判断は厚生大臣が承認に当たつて行うということとございませう。

○木俣佳文君 大臣がどのような基準に照らし合わせてこれを合理的であるというふうに考えるわけですか。何かそういった通達なり別の基準というものをとおつくりになるつもりですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 少なくとも、この掛金の引き下げという点に関しては、まさしく企業内における労使の労働条件の変更でございまして、このことに対して確定拠出年金サイドから一定の基準を設けるということとは適切でないと考えております。

○木俣佳文君 いや、ちよつとごめんなさい、意味がよくわからなかつたんだけれども、要は大臣が御判断されるということですよ。

そのときのガイドラインというか、こういったところによつたり抵触するということの基準ですね、一つの物差しというものはこの法案の中にあるわけですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 規約そのものにつきましても、確定拠出年金を導入するときに規約で定めなければならない事項というのは法定されております。このさまざまな事項については、この法定した事項が定められているかどうかということ、これは法律に基づいて審査いたします。ただ、今の拠出金額の引き下げのことだけに關

しましては、むしろ手続が適正であるかどうかということだけが基準でございませう。

○木俣佳文君 そうしますと、もう一回振り出しに戻つて、その手続の話だと、労使合意があれば要は理由はともかくということになると思うんですよ。

例えば、ある企業ではこの理由に合理性があると考えた。それを労使が合意すれば大臣は自動的に手続上はオーケーだからということで判を押す、判を押すというのを認めるという、こういう話になるわけですよ。そういうことですね。

○政府参考人(辻哲夫君) 個々の企業における労働条件の変更というものの対して、確定拠出年金をつかさどる厚生労働大臣は仰せのとおり個々の介入はいたしません。したがって、手続が適正かどうかだけで承認の判断をいたします。

○木俣佳文君 さらに、この拠出額の引き下げの限度というのはいないと理解してよろしいですか、無制限に下げてもいい。

○政府参考人(辻哲夫君) この点おのずから、例えば退職金の振りかえといったようなことが事実としてその原因であるときには、その退職金との関係が問題になるとか、おのずから一定の限度は内在するものと考えますが、この制度によつて引き下げの限度は設けておりません。

○木俣佳文君 引き下げの限度はないということでありまして、労使合意というのが前提ではあります。要は、企業年金という、賃金の後払いという性格からすると、これは労使合意があればということですから決めてしまつていいのかなという気がどうしてもとれません。

要するに、行政のチェックというのをどこでどう働かせていくかというのが非常に重要だと思ひますけれども、どういうふうなチェックをしていったらいいと思ひますか。

つまり、労使合意のところまではもちろん踏み込めないというふうな判断が示されたと思うんですけれども、しかしながら余りにもこれ不利益

になるんじゃないかというのが出てくると思うんです。すね。極端に言えば、物すごく差がある、または、なくちゃいかうとときに、これは幾ら何でもちょっとやり過ぎじゃないかというのが多分出てくる可能性が非常にあるんじゃないかというふうには僕は考えるんです。その場合に、もちろん法廷闘争は最終手段として、監督官庁として明確な何か意思というものを出さないとならないような気がしますが、どのようにお考えになりますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私ども、あくまでもこの労働条件、個々の企業における労使の個々の労働条件の変更の問題でございまして、そこについて公的な介入ということはいたすべきではないと。

今御指摘のように、この確定拠出年金法の問題ではなくて、労使合意による不利益変更というのが法的に著しく合理性を欠いた場合にどうなるかという議論はたしか法廷での取り扱い例があると聞いておりますけれども、そのようなものの一環であると考えております。

○木俣佳文君 この拠出額の減額あるいは拠出率の引き下げの手法について、ちょっとケースを挙げますので、こういった場合どのように扱われるか、三つまとめてお答えいただきたいんです。

第一番目は、過半数労働組合や過半数代表従業員の同意を得て会社が拠出金の減額ないし拠出率の引き下げを行った場合、これは今のケース。二番目、過半数労働組合や過半数代表従業員の多数は同意したが、不同意の従業員がいて、拠出の減額ないし拠出率の引き下げにあくまでも反対した場合、三番目として、過半数労働組合や過半数代表従業員の同意がないまま会社が一方的に拠出金の減額ないし拠出率の引き下げを行った場合。この三つでございします。

○政府参考人(辻哲夫君) まず第一点目でございますけれども、御指摘のような手続を経て企業型年金規約を変更し、厚生労働大臣の承認を得て、掛金の減額または率の引き下げを行うことは可能

でございます。

それから第二点目、不同意の従業員がいてそして反対したという場合はどうかということでございしますが、これにつきましても、従業員の過半数で組織する労働組合や従業員の過半数を代表する者の同意があれば、一部の従業員が反対していても企業型年金規約を変更し、厚生労働大臣の承認を得て、掛金の減額または率の引き下げを行うことが可能でございます。

三点目の同意のないまま一方的に行われたという場合でございますが、従業員の過半数で組織する労働組合や従業員の過半数を代表する者の同意なしに企業が一方的に掛金の減額や率の引き下げを行うことは認められず、こうした同意なしに企業が企業型年金規約を変更しようとしても厚生大臣は承認しないこととなるということでございします。

いずれにいたしましても、労働条件の変更というものに係る内容でございますので、拠出額の減額あるいは拠出率の引き下げの手法につきましても、承認に当たってその内容が適正であるかどうか、これを十分に審査したいと考えております。

○木俣佳文君 続きまして、今度は給付の方に向かいますけれども、厚生年金基金の給付の減額に当たっては、規定として、加入者の三分の二以上の同意と加入員の三分の一以上で組織する労働組合がある場合、その同意の必要を言っているわけでございます。この拠出年金に移行するに当たって、確定給付企業年金の給付を減額する場合にかなり厳しい減額要件というものを付加していると思うんですけれども、これは確定拠出年金においても厚生年金基金の給付減額における同意要件と同じだというふうに考えてよろしゅうございしますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定給付型の企業年金におきましては、将来の給付を引き下げる場合には、御指摘のような通常の規約変更よりも慎重な手続を課すことを考えて、厚生年金基金がそうで

ありますので、確定給付型の新企業年金についてもそのようにすることを考えております。

一方、確定拠出年金につきましては、確定給付型の企業年金とは異なりまして、毎月の拠出額を約束しているものであつて将来の給付水準を約束するものではないと。少なくともこれまでに事業主が拠出した掛金に相当する分につきましても、加入期間三年以上であれば権利が確定し、不利益な取り扱いを受けることはない。例えば、よく言われる懲戒免職のときといった場合は企業年金は出ませんけれども、これは加入期間三年以上であれば権利は確定いたします。このようなことから賃金と類似した性格を有しております。

このため、確定拠出年金における拠出水準の変更につきましては、確定給付型の企業年金における給付水準の引き下げではなくて、むしろ賃金水準の変更の際の手法とのバランスを重視すべきものと考えておりまして、その引き下げにつきましてもは通常の労使合意によることとしたものでございます。

就業規則の変更による賃金水準の変更の場合、これはむしろ労働組合の意見を聞くこととされておつて合意は必要としないということとされておりますので、就業規則の変更による賃金水準の変更には比べれば、このたびの確定拠出年金における手続は合意ということとございまして、慎重な手続になつておるとございします。

○木俣佳文君 今お話にありますように、ちょっと確認をしたいんですが、確定拠出年金または給付年金について、企業年金全般でございしますけれども、米国の場合には例えば懲戒免職になつた場合にはこの年金をストップするということがたしかできますよね。日本の場合には、これは執行をとめるというのか給付をとめるということとは日本の場合とはできませんか。

○政府参考人(辻哲夫君) この法体系によりましては、確定給付企業年金、これにつきましては従来の退職金から振りかえてきたという沿革もございまして、懲戒免職の場合は支給しないと

とを定めることは可能でございます。ただ、そのときに支給するすることも可能でございます。しかし、支給しないとするものを定めることは可能でございます。

しかしながら、今回のこの確定拠出年金に関しては、少なくとも加入期間三年以上であれば権利は確定いたしますので、これにつきましてもたとえ懲戒免職であつてもこの部分を取り戻すことは法的にできないという仕組みになつております。

○木俣佳文君 次に、これは確認の御答弁をいただきましたと思つております。

従業員の過半数労働組合がない場合の過半数代表というところで、この場合に証明する書類が必要となつてくるけれども、具体的にどのような証明が必要なのか。労働基準法では、過半数代表者の地位、選出手続について、規則六条の二において、「法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。」「二として「法に規定する協定等をする者を選出すること。」「明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。」「との規定があるが、これを準用する、または踏襲するべきではないかと思うのでございしますが、このところの確認をしたいんです。

○政府参考人(辻哲夫君) 確認させていただきまして、労使協定を結ぶ際の手続として、労働基準法施行規則においては、労働者の過半数を代表する者については、労働基準法第四十一条第二号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと、それから労働基準法に規定する協定等をする者を選出すること、これを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であることとの要件が課されております。

また、この要件を確認するために労働基準監督署長への届け出の書類には、協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の職名及び氏名、それから労働者の過半数を代表する者の選出方法を記載することとされております。

確定拠出年金法案における被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の手続に關しては、この労働基準法施行規則の今申し上げました規定を基本的に踏襲し、的確に運用してまいりたいと考えております。

○木俣佳文君 ありがとうございます。

続きまして、移行措置について、既存制度からの移行ということで、先ほど若干触れさせていただきましたが、これが非常に重要なポイントではないかと思っておりますので、御質問をさせていただきます。

例えば、確定給付の方または今までの企業年金というのが、カープが後ろへ行くほどせり上がっていきような形になり、長期の勤続者ほど累進的に増加するというカープがかかれて、そのようなモデルで支給をされると大体私も理解しております。

今度の拠出年金というのは、それはもちろん拠出の額をどうするかということでございますけれども、これでももちろん変動しますが、一般的に大体一定という考え方でしますと、カープが逆になるというよりも、もちろん後ろへ行けば行くほど上がるわけでございますが、若い方でカープが確定給付のカープよりも上回るといふか、上回って交差して下へおりていくという、こういうカープを描くようにございます。ですから通常の退職金ほどの累進性は有することはない、これが一つの特徴だと考えております。

そうしますと、若年層には確定拠出の設計の方が有利である、中高年の方には確定給付の方が有利となる、このようになるわけでありますけれども、中高年に既存の企業年金を確定拠出に移行する場合に、中高年層に不利が生じないような手はずというのは何かございますでしょうか、そういうものが必用だと思えますけれども。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定給付型の企業年金あるいは既存の退職給付から確定拠出年金へ移行するということにつきましては、将来受け取る額が運用実績において変動すること自体が直ちに不

利益にはならない、あるいはそもそも確定拠出年金には職場を移動する方についてはポータビリティが確保されているなどの利点があること、こういったことが理由で議論をしてこの導入がなされると思えますが、そのようなプロセスを経た移行自体が直ちに一定の者に不利な変更となるということまでも断じることにはなかなか私もはできないと思っております。

しかし、その移行に当たりまして個々の従業員に影響が及ぶことから、確定給付型の企業年金をいわず振りかえすとき、それは申しましたように一部水準を引き下げたりするわけでございす。例えば厚生年金基金では、加入者の三分の二以上の同意を求めるなどの必要な手続を経て、そして確定拠出年金を実施するために必要な労使合意を経ることを必要としております。

したがって、さまざま、今申しましたように直ちに不利になるということが一概に基準をもつて言えないという状況のもとで、個々具体のケースについて給付設計の変更を禁止するというふうなことは、労使の自治の問題があり、これまでも企業年金行政では行っていないところでございまして、むしろ確定給付型の企業年金から確定拠出年金に移行する場合には、それぞれの特徴を踏まえて労使間で十分その点を検討した上で移行の是非を決めていただくということが一番ではないかと考えております。

○木俣佳文君 直ちに不利になるとは限らないというの、それは上がることもございすので、下がることもありまうから、それが確定拠出または自己責任という表現で言われておることだと思えます。

ただ、これは非常に難しいと思うんですけれども、個々の労働者が、旧制度、今までのものと選択ができるかどうかというのをちょっと考えてみますと、それは確かに今までの制度が残って確定拠出がさらに入った場合にはそういうこともあるかもしれませんが、やはり企業の事務の煩雑さ等々から考えますと、そういうたいわゆる何とい

うんでしようか、ハイブリッドというのはこのことをいう、また別の意味でハイブリッド年金という意味がどうもあるようございすけれども、要はまぜてメニューをどうと置いて、一、二、三、四、五ですか、こんなふうにならべて、はい、好きなものをとりなさいと、こうではないはずなんです。つまり、組合と、代表者と企業側が決めて、いや、我々はこれでいくと、こういう判断になるわけですから、ある中高年層にはある種の不利な変更というものが発生するんではないかと、うふううに再度思うんですけれども、どうでしょう。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、個々具体の企業経営を考えましたときに、そもそも非常に雇用の流動性が増している。そもそも流動性が増している中で、年齢にかかわらず、その方々のこれまでの雇用期間がどうであつたかというふうな実態とか、それから、これから個々人が確定拠出年金によつて得られるであろうという魅力をどのよう感じているかと、こういった個々具体のケースまで立ち入って考えてみますと、一概に年齢で有利不利は言えないと考えております。

もう一つ、今のハイブリッドのことにつきまして、ハイブリッド、すなわち個々の労働者について一概に基準がでないのであれば、確定拠出と確定給付をもう選択できるようにしてはどうかという御指摘かと存じます。

これにつきましては、確定拠出年金は合理的な理由があれば従業員の一部のみを対象として実施することは可能でございまして、労使合意に基づいて確定拠出年金の加入資格を認めた上で、その一部対象とした方々について、その対象の中で従業員の選択により確定拠出への拠出じやなくて給与と退職一時金として受け取ることは差し支えございせん。要するに、確定拠出の対象としたものが確定拠出に入るか、給与と退職一時金として受け取るかの選択は差し支えございせん。ただ、確定給付型の企業年金は一定の集団のもとの相互扶助に基づく保険の仕組みであります

ので、確定給付企業年金と確定拠出企業年金の間において個々の従業員が加入及び脱退の自由を選択できるような仕組み、すなわち確定拠出グループを決めた上で、その中で確定拠出か給与、退職金かという選択はよろしゅうございす。確定拠出か確定給付か、これを自由に選択できますと、確定給付年金の方が一定の集団のもとで相互扶助に基づく保険の仕組みでございすので確定給付年金の方の安定的運用ができなくなると、そのような意味で、御指摘のハイブリッドと申しましうか、選択型のものはそちらの方については困難でございす。

○木俣佳文君 込み入った話ですね。ハイブリッドの話は再度させていただくとして。

この確定拠出年金でございす。ですから、拠出を一定化させるといふことではありますけれども、基本的には、そうはいってもということ、ほとんどの企業が予定利率というものを置いて、これは仮置きということだと思ひますが、それで運用を二十年、三十年基本的にはしていくと。もちろん、この受給権というのは三年から出るわけでありまうけれども、恐らくそれを、予定利率というものをどう置くかというのが非常に決定的になつてくると思ひます。

この予定利率というものを例えば過大に置くという方法はあるんですね。予定利率を過大に置くということは、毎年の拠出を減らせたいということになるわけですね、ちよつとがった見方です。これだけもちろんだめにはこれでもいいんだ、何でもかといえ運用はこれだけで済みますから、こういう発想だと思ひますが、こういった過大な利回りを想定する場合というのはやはり拠出側に不利になると思ひますが、何か予定利率の置き方に基準というものは考えていらつしやいすか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の点は、例えば退職給付制度を確定拠出年金に移行させる場合に、いわば退職給付制度と今、先にもらつてしまふ確定拠出年金を比較する上で、一定の予定利率

というものをどう考えるのかと、こういう御指摘かと存じます。

これにつきましては、そもそも言つては恐縮でございますけれども、確定拠出年金は雇用の流動性、あるいは個々の企業における従業員の多様なニーズ、そういういわば個々の企業におけるニーズを踏まえて、労使の話し合いによって導入されるものでございまして、単純に長期に動続してもらえない退職給付制度の額と比較するといふものを前提にしているんじゃないか。

すなわち、雇用の流動性のもとで早く職場を離れる、だから確定拠出年金が欲しいとか、自分はむしろ退職金よりも早くもらつてそれを運用する方が自分の今後の勤務のあり方としてふさわしいと、こういう方々のいわば希望等に基づいて労使合意で導入する確定拠出年金と退職金給付を一定の利回りと比較するといふことの前提そのものをいけば制度的に想定いたしておりませんので、したがいましてそのような意味での予定利回りといふものを私どもでは想定いたしておりません。

○木俣佳文君 想定しようと思定しまいと、恐らくは、拠出のエビデンスというか証拠のために企業側は大体このぐらいで回していくんだよ、だからこれだけを拠出するんだよ、我々は給付から移行してこういうふうにしても、ある程度は安心なんだよと、やはりこういう説明をしなければ、いや、もうとにかく移行しますよと、それは何でか、いや、いつやめてもいいようにね、企業はこれはいけません、絶対に。

しかも、もう方々から、つまり年金の受給を受ける方からすれば、株式市場が、恐らく私が思うに今一千万何千円ですか、三千円とか二千円とかいうオーダーで、これから先、小泉総理が言われるように二、三年間で不良債権を処理する、こういうふうになった場合に、株式の上昇というのは見込めない私は結論づけるんです。しかも、例えば円ドルの換算でも、恐らく極めてこの暮れにかけてとんどん百三十円に向かつていく、さらに円

安というのが続くんですね。となりまして、企業業績が上がって株式の方に資金が流れるというところが本当にあるかなという感じがするんです。相殺されて、大体今の水準が四千円ぐらいが大体のこころ、三年の平均になる、私はこうやって見ておるんですが、局長、どう見ていらっしゃいますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 率直に申しまして、私も年金福祉事業団の資金運用事業部長をさせていだきましてけれども、毎週、専門家から当面の見通し、長期見通しを伺いましたが、率直に申し上げて半分以上しか、あるいは当たらなかったというのが現実でございまして、私自身、公務員といったしましても、将来をどのように予測するかがいかに難しいことかと正直痛感いたしております。

それで、今御指摘の利回りといふものをどう想定するか、どうしても議論で出てくるんじゃないかといふような御指摘かと存じます。私ども、この制度に關しまして、利回りに關してはいわば二つの面で議論があると思ひます。

一つは、確定給付年金を確定拠出年金に振りかえますときに、過去にさかのぼって振りかえますので、過去のいわば加入実績に応じた移換額を現時点に換算いたしまして、そしてそれをどれだけの額として振りかえるかといふときの利回り、これはまさしく制度的に、いわば切りかえるときに枠組みに乗って行われるものですので、これは制度が定めねばなりません。これにつきましては、企業年金が解散した場合に企業年金の加入者等に分配されることとなる額、これは最低積立基準額と言われているものでございまして、こういう額の計算方法は既に決められておりまして、これは全企業年金一律の利率、具体的には二十年国債の直近五年平均といふものと同じものを用いる予定でございまして。

しかし、肝心な点は、将来に向けて振りかえるといふ場合にどういふ利率を想定したらいいのか、これも非常に今申しましたように難しい問題でありますのと、まさしく企業で確定拠出年金に

移行することの是非も含めまして、その点の見通しといふものは労使で十分議論されることでありまして、それに行政が介入するというのは難しいことだと考えております。

○木俣佳文君 外れたということなんですが、そんなことを余り国会の場で別に引き出そうと思つて私も言つていませんでして、むしろ自信を持つて厚生年金といふのはちゃんと守れるんだといふような意見を言つていただかないと、我々ももうやめようかなと、こういうふうになつてしまひますので、もう少し勉強してください。

それで、そうはいつても、ちよつとくどくなりまされども、今申しましたように、将来に向けて振りかえていく、このときに、振りかえますその説得として、要は予定利率をこのぐらいで回していけば、つまりこういう運用の仕方をしていけばこういうふうになりますよと。企業年金でありまされども、別に個人で加入する方とは別ですよね。ですから、企業と労使の合意で、あ、そうか、それだつたらいいなということに移行する形の方ですよ。であれば、やはりこのぐらいで回していくといふことが想定できれば、こつちに行つても急激な経済の変化はあるかもしれないけれどもそこはしょうがない、しかしながら今の世時に合わせてこちらへ移行しよう、年率大体このぐら

い、二・七とかぐらいのパーセンテージになると思ふんですけれども、これで回していましようかと、こういうふうになると思ふんです。

ですから、その置き方で、何度も言いますように、割引現在価値といふのか、つまり複利で回していましますから、このぐらゐの拠出でいけばこのぐらゐ、十年後だつたらこうなりますよ、二十年後こうなりますよと。この説明がなければ恐らく、労働組合側も非常に計算して賢いものですが、合意は僕は得られないといふふうに通うんです。というのは、もう一つはポータビリティの面で途中で出られないから、だから特にこれは慎重になると思ふんです。ですから、予定利回りといふのを、それはもちろん水面下で持つているか

もしれませんが、それでは情報の開示には絶対にこれはならないといふふうに通うんですね。ですから、これはやはり大臣の意思でこの予定利回りといふのをどういふふうに通うかといふことも含めて、明確な何らかの置き方に基準といふものを置いてやりなさいと、説明するときはですね。

ただし、ここからが大事だと思ふんですよ、ただし、それにすべてが引きずられるわけでない、拠出です。つまり言いたいことは、給付額がそれに引きずられるものではない、しかし説明のときには何らかの予定利率といふのを置くといふのは当然ですと、こういうことだと思ふんですよ。そうでなければ説明にならない、絶対に。大臣、どう思われますか。ぜひ大臣にお答えいただきたい。

○副大臣(梶原敬悟君) 今、予定利率の話をしていただきました。特に新しい、これから掛けて、それがどう動いていくかという利率について何らかの形を示さなければという話がありました。局長の方からは、そつちについてはまさに労使で十分に話をしていたことが基本でありまして、行政が介入するのはいかがかというお話がありました。

今回の確定拠出年金については、当然ながら、事業主の投資教育の努力でありますとか情報開示でありますとかといふことも言われているわけでありまして、加えて、運営管理機関がどれほど従業員一人お一人に、あるいは今、組合員といふ話がありましたけれども、導入に当たっては随分労使で、組合の皆さん、まさに今、少々では組合の皆さん納得しませんよといふ御指摘をいただいた。まさにそのとおりでありまして、それは恐らく運営管理機関になるべき金融機関の皆さん方のいろんなこれから営業戦略といふんですか、そういうことも含めてありましようし、そうした情報をしっかりと活用していただいて十分な労使協議をしていただきたいといふふうに通う、とりあえずは思つていられるところでございます。

○木俣佳丈君 もう時間が来ておりますので、もう一度、ここ非常に大事だと思いますから。

ですから、やはり投資教育ということも言葉が消えた。こういう指し示していくときの、じゃ何を判断基準としていくか。予定利回りというのは確かに拠出年金とちよつと違うというか、土俵が違ふところの話ということもわからないことではないんです。ただ、そうすると、後はもう全部自己責任、きょうからあなた、三階部分については自己責任だからもらえるかどうかわかりません、ただ我々はこのいうふうにする、これは時代の要請だから。こういう話だけでは、これはやはりちよつと僕は難しいと思うので、やはりこの予定利率、大体こういうような運用を、予定利率という言葉が違うのかもしれないけれども、大体我々目標としてはこのぐらい、十年だつたらこのぐらい、二十年だつたらこのぐらいというものをやはり何らかの形で示していくような指導をぜひお願いしたいんですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(坂口力君) 今お話を聞いています、予定利率というのはなかなか難しいなど。過去の平均利率というのはこれは出るでしょう。それは出る。だから、過去の平均利率というのは出ますし、こういう経済状況のときにはこういう利率になりましたというところは言うことができるんだらうと。しかし、これから先のをどうするかというの、経済状況によりましてうんと違つてまいりますし、これは違いますので、なかなか難しいなど。

最近、日銀總裁の話を聞く機会が多いわけですが、過去の利率の平均の話は、それは確かにこれだけございましたというの、それはそれとおりでございますが、これから先の話は聞いたことございませんので、私はちよつと、先の話はなかなかそれは難しいなど。しかし、予測し得るいろいろのデータというのは、情報はあり得るだらうと。

○委員長(中島眞人君) もう時間です。時間ですから。

○木俣佳丈君 ですから、そういうことのデータを、予測できるものを、持っているデータをとにかく出すような努力をしるという指導は、大臣、ぜひお願いしたいんです。最後、これだけ。

○国務大臣(坂口力君) それはまたできると思っています。

○木俣佳丈君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(中島眞人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浜四津敏子君及び鶴保庸介君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君及び月原茂昭君が選任されました。

午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時二分開会

○委員長(中島眞人君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、確定拠出年金法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本保君 公明党の山本保です。

きょうは最初に少し時間をいただきました、国会会期末も見えてきましたので、お許しをいただきました。ALS、筋萎縮性側索硬化症の病気が、大変な重病、難病だということを聞いております。ちよつといろいろ私、個人的にもまた最近御相談を受けたりのものですから、この病気、またはその病気の治療、それから福祉サービスなどについて少し現状をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

実は先日、六月三日に愛知県で日本ALSの支部会、支部の総会がございましたときに、厚生労働大臣からは丁寧なお祝辞をいただきましたありがとうございます。

それで、まず最初に厚生労働省にお聞きしますが、この病気、ALSの現状についてどのような状況なのか、お願ひいたします。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今、先生御指摘のALS、筋萎縮性側索硬化症と申しますけれども、人口十万人に二、三人の発症率でございます。中年の男性、女性よりも男性が約二倍数が多いのでございますが、症状といたしましては、ある日突然手に力が入らなくなるといふような症状からスタートいたしまして、数年で言語障害、嚥下障害、そして呼吸ができなくなるといふような形で大変重篤な病気でございます。

現在まで、これは特定疾患治療研究事業というものの対象になっておまして、平成十一年度末で医療受給者証の交付件数は五千二十三件でございます。そのうち、重症患者用医療受給者証が交付されている方が二千九百四十一件でございます。で、発症間際の方はそれほど重症でないということかもしれませんが、症状が進みますとすぐ重症になるわけでございまして、約六割の方が重症患者用の医療受給者証の交付を受けているということでございます。

なお、本疾患の発症の原因については、いまだその多くが未解明ということでございます。

○山本保君 これだけ医学が進んできましてでもその原因または治療について手がついていないといううようなことは、なかなか私も信じられないような気がします。それから、今のお話ですと大体全国に五千人ですか、一般的に言えば多くない数かもしれませんけれども、最近、この前のハンセン氏病のことなどもありましたけれども、同じようなオーダーでございまして、何かもつと手が打てないかと思うんですが、最近、これについての研究は進んでいるんでしょうか。この辺についてもお願ひします。

○政府参考人(篠崎英夫君) 特定疾患の研究事業が厚生科学研究事業の一端としてございまして、着々と研究は進んでおるのでございますけれども、今のところ、その原因あるいは治療法の解明

というところまでは行っておりませんが、むしろその対症療法といえますか、重症になった方々に人工呼吸器を装着するとか、あるいは進行を少しでも緩やかにするためにリハビリテーションを行うとか、そういう研究が今一番進んでいるという状況でございます。残念ながら原因の解明あるいは治療法の確立ということまではまだ若干時間がかかると思っております。

○山本保君 若干細かいことを、局長、済みません、通告していなかったかもしれませんが、もしおわかりならということ、もしくは心にためていただければと思っておりますが、二点ほど申し上げたいんです。

一つは、患者さんから直接お話を伺いましたとき、いわば呼吸不全の人工呼吸器でありますとか、その他いろいろ生活のための機器などを受けようということになっているようでありますけれども、非常に残念なことに、進行が早くて書類を出してお願ひしているうちにもう次の段階に行つてしまふ、届いたときにはもうおくれいている、次の段階だと、こういううような声も聞いているんですけれども、この辺についてもう少し、手続などの簡素化といううようなものについては取り組んでいただけないかというのが一点。

第二点目に、ちよつとお聞きしましたら、十二年度からでしたか、重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業ですが、こういうのを国の方でやられて、各県でもこれをもとにしたような、また愛知県でもそういう事業が行われているようなんですが、どうも患者さんの側に余りうまく伝わっていないのではないかと。利用者が、私、どうも見まして、特にこの愛知県で聞きましたのは、ショートステイなどが一年間全く一件も使われなかったという、患者さんの側にそういう事業があるということも十分周知していなかったといううようなお話もあるのでございますが、こういう事業の進展のぐあいといううようなものはどうか。その辺について、今後これをきちんととつと充実させていただければというお願ひでございます。

が、二点をお願いいたします。

○政府参考人(篠崎英夫君) 第一点目の手続等の簡素化につきましては、現在、難病患者地域支援対策推進事業というようなものもあわせてやっておりますので、都道府県に對しまして、なるべくそういう申請手続に時間を要しないようにこれからも指導してまいりたいと思っております。

それから二点目のショートステイ等でございますけれども、一応予算上は平成十二年度では二百五十人分、平成十三年度では三百二十五人分とおるわけでございますが、私どもも、これは国、県、市町村で、市町村の事業としてやっておりますので、なかなかその普及につきましては、もう一息というような気がすることでございます。今後は、こういう難病患者さんに対する居宅生活支援事業と申しますが、これをより推進して、また患者さんサイドに立った視点で充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○山本保君 今、市町村というふうにお話がありました。確かに、この患者さんたちに対して、これはこの病状だけではないと思っておりますけれども、医療、またその場合でも、通院型、入院、通院、在宅、そして福祉型のサービス、どうも手続といいますが、その取り扱いがいろいろ分かれていて、一カ所に行けばいいというふうにはなっていないようだという事聞いておりますので、この辺もあわせて改善をお願いしたいと思っております、よろしく願います。

最後に、このALSについて、大臣または副大臣の方から、取り組みの今後の決意についてお聞きしたいのでございますけれども。

○国務大臣(坂口力君) 今、局長から話がありましたように、いずれにいたしましてもまだ原因が明確になっていない病状でございます。比較的中年の皆さん方に多いということで、しかし最近はそのほど珍しい病状でもなくなつてまいりました。我々の周辺にも知っている人の中でこの病状になられる方がちよいちよいございます。筋肉が次々とやられていきまして、最後に呼吸筋がやら

れるものですから、非常にミゼラブルな病状であることは間違いないと思いません。

原因も明確ではありませんし、そしてなかなか治療方法も完璧なものも存在しないというふうな状況の中でございまして、こうした病状につきましてさらに研究を重ねていきたいというふうな思ひますし、またその患者さんの皆さん方、不幸にしてなられた皆さん方に対しましてさまざまな生活に対する支援、そうしたことにございまして、できる限りの配慮をしていきたいと考えているところでございます。

○山本保君 ありがとうございます。どうぞよろしく願います。

それでは、確定拠出年金法案についてお聞きします。もう何度も繰り返すになりますが、最初に榊屋副大臣、この制度導入の意義について簡単に御説明ください。

○副大臣(榊屋敬信君) お答えを申し上げます。確定拠出年金制度導入の意義でございますが、午前中のこの委員会でも議論になりました。今回お願いをしております確定拠出年金制度、現在の企業年金と比べまして、一つはやはり中小零細企業などに普及をしやすいという点がございまして、それから二点目に、転職の際の年金資産の移換、すなわちポータビリティが十分確保されている、労働移動に対応しやすいといった利点がある制度でございます。

こうした確定拠出年金の導入、これは我が国の雇用の流動化への対応など経済社会の構造改革に資するものであるというふうな考えております。特に中小零細企業や雇用の流動化が高まる企業に従業員など多くの方が待ち望んでおられるというふうな考えておるところでございます。審議をお願いしております。早期導入に向けて法案の一日も早い成立をお願い申し上げたいと思ひます。

○山本保君 それではちよつと先に、この確定拠出の具体的な中身に入る、今二点がありました

が、それについてお聞きするつもりですけれども、その前に年金制度に対して、今まで私もお話を伺ひしてきた中のものを思い出しまして、二点お聞きしたいんです。

一つは、たくさん用意をしていたいたかもしませんが、申しわけありません、時間の都合で三番というところなんですけれども、昨年から学生さんの、大学生などの保険料の納付猶予という制度が発足し、そして年金というものが国民の中に定着するようにということであつたと思うんですけれども、この制度の利用率といふことが、利用の状況、この辺はどんなものでございまいしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) この制度につきましては、昨年の四月の施行以来、制度の普及、そして利用の促進を図つてまいりましたが、ことしの三月末現在、一年後の状況を申し上げますと、対象となる学生さんの数は約二百三十万人程度と思ひますが、三月末現在の推計で百四十万人の申請があつたものと、これは大体六割の方から申請があつたものと考えております。

○山本保君 二百四十万人ですね。六割……

○政府参考人(富岡悟君) 二百三十万人になります。

○山本保君 ごめんなさい。二百三十万人に対して申請はどれだけでございまして、百四十万ですか。ちよつと聞かせてください。

○政府参考人(富岡悟君) 百四十万人でございします。

○山本保君 ありがとうございます。

これは、申請をしなくても当然自分で払うという方もおられますね。こういう、つまり学生さんでまだ入っていないというか、この制度がまだ普及、利用していないといふことが、私も学生時代やっていたなかつたんですけれども、そういうことではないかと思ひているんですが、その数といふのはわかりませんでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) 別の調査によりまして、学生の方で親御さんが支払つておられるとい

う割合がかなり高くなつております。三〇%から四〇%が親が払つていてという状況でございまして、今回この制度を利用されない方のかの多きは、引き続き親御さんが払つていらっしゃるケースが多いんじゃないかと思ひております。そういうふうな推計しておりますが、厳密に御質問の方の人数といった点についてはちよつと把握しかねております。

○山本保君 私、ちよつと誤解しておつたのか、もう一回確認したいんですが、つまり六割はこの猶予制度を使つていて、親が払つていたのが三割ぐらゐるという、そういう意味だったのか、そうではなくて、二百三十万人のうち百四十万ですからあと九十万人、あと九十万人の方はこういう利用しやすい制度になつたけれども、いわば登録といふんですか、年金制度に加入はしていないというふうな理解していいのか、ちよつとそこなんです。

○政府参考人(富岡悟君) 厳密な数について、最近のことではございまして、まだ私も把握できていないわけではございまして、申しわけございませうけれども、これまでの調査で学生の方について親御さんが支払つていらっしゃる割合がかなり多いということから、今回申請されなかつた方のかの割合は親御さんが払つていらっしゃるものと推計されますが、それでは、そういう方以外で本場に未納になつていらっしゃる方、申請もしていないし親御さんも支払っていない、そういう方が幾らという数については現在のところちよつと把握しておりません。

○山本保君 ちよつとくどく聞きましては、二年前でしたか、この審議のときに、今裁判なども始まつていますから余りここでは深入りはしないつもりなんです。厚生省の方でいわれる学生無年金の方について総数も把握ができないという話もあり、また当然年金であるからお金を払つていなかった方がいたかというものは、これはもう論理として合わないという当時の大臣の答弁がありましたけれども、私、それはおかしいという指摘をしました。

当時、特に無年金の場合はどちらでもよかった場合だったわけで、私自身も実は入っていない、大臣もその当時の政務次官も実は入っていないかったらしいですね。つまり、ほとんどの学生さんが入っていないわけでありまして、入っていない人が、ただ偶然その方たちは運よく事故に遭わなかっただけであって、運のよかった人が運の悪かった人を非難するような、そういう言い方はおかしいということを指摘したわけです。

ですから、この問題はそれ以上言いませんが、しかし、それにしても入っていない人の実情というの、大学なんですから、ただ全般的にばらばらに書かれているわけじゃなくて、ある程度の調査というのはできるんじゃないかと思うんです。こういうところの実態というのをきちんと調べておく必要は私はあると思いますので、ちょっとお聞きしたんです。時間がありませんので、私のねらいをお話ししました。

二番目に、これも以前に前の部長さんをお願いしたことですけれども、中学生や高校生向けの年金の教育について、その当時の教科書といえますかテキストブックを見せていただきましたところ、はつきり言っています、内容は絵が使ってたつたり言葉遣いは易しくて、つまり学者が大学生かそれ以上の人に書いたようなものをただ言葉を易しくしたただだったという印象を持ちました。

若い方が興味を持ちますのは、どういうタイプの年金があるかと、年金に入らなければどんな不都合があるかと、またこれから就職したときにどんな形でそれについてアクセスするのかというようなことを知るとい、その必要性に適応した教科書にすべきじゃないかということを申し上げたんですが、この辺については何か改善がなされましたでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) 若い方に対する年金教育と申しましうか、広報という点につきまして、大変重要な課題だと思っております。将来無年金の方をつくらぬといった意味では大変重要

なことと考えておりまして、御指摘の点につきまして、私ども、中学生向け、高校生向け、そして先生向けの副読本をつくって全国で利用いただいておりますが、その中身につきまして、確かに先生、前にも御指摘いただきましたが、多少、私どもが見ましても、具体的じゃない面とかわかりにくい面、それからひとりよがりな面が確かになきにしもあらずでございます。そういった点につきまして、専門家のアドバイスも受けまして、できるだけわかりやすく具体的にしたいもの、十二年度におきまして中学校で三十三万部、高校で三十五万部、こういったものを配付しまして、また全国で先生を対象としたセミナー、それから生徒を対象とした授業、こういったものの充実に努めているところでございます。

今後とも、この点につきましては大変重要な課題だと思っております。実は若い方のみならず、大人の方に向けても公的年金制度の意義といったものを端的に情に訴えるような形で広報していくことが私どもの務めだと思っておりますので、鋭意努力してまいります。

○山本保君 ありがとうございます。

それで、今度は今回の確定拠出型についてちょっとお伺いしたいんですが、今のお話の続きのような形になります。午前中にも、自己責任という原理が重視されたということから、特に中小の企業に勤める場合などという年金制度があるかというように、これをきちんと知っておくということは必要だと思えます。

今、運営部長からも一般向け、成人向けということもありましたけれども、職業安定局の方ではこの辺について今回の制度改正というものでどういう対応をされる予定なのか、お聞きしたいと思えます。

○政府参考人(江哲夫君) この確定拠出年金の知識の普及についてであると存じます。確定拠出年金は、中小零細企業など現在の確定給付の企業年金を導入しにくいところに普及しや

すい、あるいは転職の際の年金資産の移しかえ、すなわちポータビリティが十分確保され労働移動に対応しやすいと、こういった利点がありまして、このことはまさしく中小企業の労使にとってプラスになるものと考えておりまして、現に中小企業の関係者も大きな期待を寄せていらっしゃる聞いております。

したがって、まずこの制度に対する理解を深めていく必要があるということでございますが、特に自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度でありますことから、この制度に対する国民の理解が深まりますよう、特に中小企業につきましては私どもなりに各方面を通じて、特に中小企業関係団体などを通じて広報に努めてまいりたいと考えております。

○山本保君 ちよつと順序が逆になってしまつて申しわけありませんが、中小企業庁に来ていただいていと思うんですが、最初に榊屋副大臣からもお話がありまして、今回のこの確定拠出型年金というのが中小企業また零細企業などに向いているという特徴を持っているというふうな言われているわけですが、この辺について、普及させるために中小企業庁としてはどんな対応をされているのか、お願いしたいと思えます。

○政府参考人(羽山正孝君) 御説明申し上げま

す。中小企業庁といたしましては、確定拠出年金制度の創設は中小企業の労使双方にメリットをもたらすものと考えております。したがって、中小企業庁といたしまして、確定拠出年金制度が実施された場合には、中小企業の経営者及び従業員が制度を正しく理解いたしまして、自分たちにとって最も適した年金制度を選択できますよう、厚生労働省とも緊密に連絡をとりつつ、また各種の中小企業団体と連携することなどによりまして制度の周知徹底に努めていきたいと考えているところでございます。

○山本保君 それで、もう一つの課題の方なんで

すね、ポータビリティとかいう話がありまして、まず最初に年金局長にちよつとお聞きしますが、いわゆるフリーターという人がおられる。最近、大分ふえてきたというか、一流企業においても退職する人が就職してから三年間で三割というような話もよく聞くわけでありまして、これは一概に不安定であるとかまたよろしくないというふうには言えないような、私もそんな一面があると思っております。

これまでの、ある学校で成績が決まれば、それに格付けられた仕事に入り、そして定年まで働いてという、こういうスタイルが日本経済の停滞といひますか元気のなさを生み出したんじゃないかというふうな私自身は考えているところなんです。そうしますと、こういう方に対してこの今回の年金などが活用できるようにすべきではないかと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(江哲夫君) 御指摘のいわゆるフリーターとは、勤め先における呼称がアルバイトあるいはパートである雇用者で、そのうち若い方々のことというふうな私ども理解しておりますが、こうした若者のうち、公的年金に加入する義務を有する二十歳以上の方は、多くの場合、国民年金の第一号被保険者となるものと考えております。

したがって、第一号被保険者は確定拠出年金におきましてはみずからの選択により個人型に加入できることとなっております。いわゆるフリーターにつきましては勤務先で厚生年金保険の対象となつておらず、一号被保険者の場合は確定拠出年金の個人型に加入することは可能でございます。

そういうことから、確定拠出年金は広く国民の老後の備えのためのものでございますので、特定の方々に対してのみ制度の加入を推奨するということは考えておりませんが、フリーターを含めま

して、離職が多い方にとっては、このポータビリティの確保された確定拠出年金は老後の備えとして必要なものであると考えております。この場合、確定拠出年金の加入は、国民年金の第一号被保険者であり、かつ保険料を納付していることを加入の要件としております。

したがって、若い世代には国民年金の未納者が多くなっているという実態調査の結果も出ています。この公的年金の基本的な考え方と大切さを理解していただき、国民年金の未納、未加入という状況にならないことをまずお願いいたします。その上で確定拠出年金制度もぜひ活用していただきたいと考えております。

○山本保君 局長、それに関連してまた少し詳しく考えたいんですよ。

つまり、三階部分についてはそうですが、一階、二階部分は二十五年ですか、期限がございいます。私なんか実は、フリーターとは当時言わなかったですけども、できが悪かったせいかなかなか就職できませんでした。まだいまだに年金受給資格がありません。結構若い人にそういう方がたくさんいると思っております。

それに、今回こういうことでこの三階部分についてはこうしたんだとなれば、皆さんに年金を利用していただくとなれば、本体の方ももつと期間を短くするというような改正が必要ではないかというふうには、これはそれを認められたから今回こう短くしたんじゃないかと、何でも期間は三年以上ですか、権利ができますよという制度にしたんじゃないかと思うんですよ。何か論理が二つ合わなくなくなっているんじゃないかという気がしているんですよ。これが一つなんです、どうでしょう。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のように、国民年金のいわゆる年金の受給資格期間は二十五年でございいます。この背景でございまして、年金は、みずから納めたものが運用して戻ってくるものではなくて、現役時代に保険料を納め、そしてそのときの高齢者を支えたその拠出実績をもつ

てまた次の世代が負担をしてくださるという世代間扶養の仕組みによって成り立っております。したがって、現役時代、基本的には二十から六十の間納めていただくことを前提にして、老後の基礎年金というものがそれなりの水準が確保されるようになっております。

したがって、現役時代にその世代間扶養のいわば務めを果たすというように意味で二十から六十までの四十年間のうち二十五年を求めるということでございまして、私ども、しっかりと年金が確保され、かつ世代間扶養が持続いたします上で資格期間というものは必要であるというふう考えております。

○山本保君 どうもしつくりは胸に落ちないんですよ。論理が二つ原則があるというふうに関心してございまして。きょうは、このことはこれで結構なんです。

もう一つ、別の面からこの制度のやはりおかしいかなと思っております。これも何回も言われていることですが、一階被保険者というものがまさにサラリーマン以外ということで全部一くくりにしてあります。本当に元気があつてお金をどんどんもうけができるという方も、本人に能力がないとか、またはあるけれども仕事がないという方も全部一まとめになっているという制度は、どうもこれだけ細かいきちんとした制度をつくつていく割にはすごくいいかげんなんじゃないかなという気がするんですよ。この辺について検討していくというふうな考えはございませんか。

○政府参考人(辻哲夫君) 一階被保険者の方々、非常に多様である、もつとこれに配慮すべきではないかという御指摘かと存じます。

基本的に一階被保険者、いわゆる自営業ということで所得把握というものが、あるいはその所得の形態、これは自営業でございまして、さまざまな源泉で収入を得られているということで、この把握を一律に客観的に行うことは難しいということ、いわば定額の保険料というものを設け、そして申請に基づきまして、所得の低い方はむしろ減免するというような形で、結果として多様な所得形態、実態を持ついわゆる二号以外の一階被保険者の方々の実態にいわば沿うように、こういう形にしております。その基本というのは一律の把握の困難性というところがございます。

しかし、私ども、これは国民年金にとりまして古くにして新しい問題でございまして、また今後とも、どのように一階の被保険者の方々の実態を把握し、それに沿った制度とするのかということについては検討してまいりたいと思っております。

○山本保君 やはり社会状況というのが変わってきたということ、当時とは違うわけですから、この実態というのは、ただ単に例外的な人がいるという意味ではなくて、新しい制度の基本になるのではないかなという気がいたします。どうもありがとうございます。

最後に、大臣、この新しい年金制度の普及、また今後の推進に向けて、決意を一言お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 今回、一階、二階の公的年金の上に企業年金、しかも確定給付年金、そして確定拠出年金というふうな選択のできる三階の年金をここに提案させていただきます。今御審議をいただいているわけですが、一応こうした形で、時代の一つの流れに沿ったと申しますか、雇用の状況にも沿いました一つの行き方ではないかというふうな考えている次第でございまして、それぞれ選択の幅ができたわけでございますので、それぞれ経営者としてまた労働組合等の間でいろいろ御議論をいただいて、その中でまた御選択をいただければ幸いですというふうに思います。新しい年金でございまして、またこれから若干の我々の方も手を加えていかなきゃならない点もそれはあるのではないかと申すのでございまして、大枠のところはこれでございまして、どうぞよろしく御願い申し上げます。

○山本保君 終わります。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。まず最初に質問したいのは、今なぜ確定拠出年金を導入するのかという問題です。

政府の「確定拠出年金法(案)のあらまし」という、こういうこのパンフレットが出されております。これを読んでみまして、制度のメリット、デメリットなどというのが書いてないんですよ、デメリットなんかはちよつと書いてあるんです。だけれども、なぜ今導入するのかというのが書いてないんですよ。

私は、なぜ書いてないのかということなんですけれども、これは労働組合の最大のナショナルセンター、連合ですけれども、連合は確定拠出年金の導入には時期尚早ということで反対をしております。また全労連も反対をしております。労働者の老後保障にかかわる問題で労働者を代表する団体が反対をしております。一方、懸命に推進し、そしてキャンペーンを張っているというのは、これは財界の団体なんです。

なぜこうなっているのかというふうに言えば、結局、この法案というのは、不況の中で企業の負担を軽減しなければならぬ、そのために、労働者に痛みがあるけれども我慢をせよというふうな、こういう側面があるというふうに思います。これはまさに小泉内閣が構造改革そのもので言っておられる痛みを国民に求める、これだというふうな思っているんですね。だから私は、なぜ今この拠出年金なのかというところを率直に、しかもはつきりと、それで隠さずに、いいところもあるがこういうふうな問題もあるんだということをやっぱり国民にも向かって言わなければいけないというふうに思っています。

これは重要な質問ですので、大臣にお答えを願いたいというふうに思います。

○国務大臣(坂口力君) 私もこのパンフレットを隅から隅まで見ているわけじゃないんですけど、今も御指摘がありましたので見ておるところでございますが、この中にも確定拠出年金の特徴とい

うのが書いてございまして、そこにはプラス面、マイナス面も書いてあるわけでございまして。そのほか、この確定拠出年金なるものの仕組みなるものが詳細に書いてあるわけでございまして、詳細にその仕組みが書いてあるというところは特徴が書いてあるということでございまして、これは、よく見ていただきましたら、なるほどこれが拠出年金だということがわかるようになっていくというところではないかというふうに思います。

そうして、パンフレットの問題はパンフレットの問題といたしまして、やはりいろいろの制度には当然のことながらプラスの面、マイナスの面、それはあることは私もそのとおりではないかというふうには思いますけれども、今回のこの確定拠出年金というのはそのマイナス面ばかりではない。今御指摘になりますように、経営者の側にとつてそれが非常にプラスになるだけの年金かといえ、決して私はそうではないという気がいたします。

それは、よく言われますように、これだけの労働移動も起こるときでございまして、やはり労働移動というようなことを考えた年金制度というものがないわけにはいきませんし、また企業が倒産をするというようなことはあつてはならないこととでございまして、今までの制度、例えば確定拠出年金などでございまして、企業が倒産をいたしましたとなかなか年金ももらえないといったようなことが起こる可能性がございまして、今回のこの確定拠出年金の方はしっかりとこれは確保されるわけでございまして、そうした面でもプラスの面もあり得る、そういうふうには思っております。必ずしもマイナス面ばかりではない、プラスの面もこれは十分にあり得る年金であるというふうには私は思っております。

○井上美代君 私先日は、この委員会の審議の中で大臣にお聞きいたしました。確定拠出年金と確定給付企業年金と、どっちが国民の老後保障にふさわしいとお考えになりますかということをお聞きしました。大臣は、企業にとっては確定給付、

個人にとつては確定拠出がいいというふうに答弁をされました。

私は資料を今皆さん方のお手元にお配りしているんですけども、これを見ていただきますと、これは企業の人事担当者対象にしたアンケートなんです。これを見てみますと、確定拠出年金のメリットの第一は、運用リスクが生じないの、掛金の追加負担が生じない。それから、デメリットの第一というのは、従業員の投資に対する経験が十分でないこと。この追加負担が生じないというのは企業にとつてのメリットであり、そしてまた投資経験がないというデメリットは従業員にとつてのデメリットです。

私は、やはり確定拠出年金というのは、企業にとつては負担を軽減し、そしてまた労働者にとつては負担がふえるものだというふうに思っています。この点で確定給付型の企業年金は、企業にしっかりと責任をとらせ、労働者の負担を軽くするものです。やはり確定給付の方がよりすぐれているというふうに私は、この間の質問のときもそうでしたけれども、思うんですけれども、大臣はこの点はこういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先日とも趣旨の御質問があつたというふうに思っておりますが、長期に雇用されると申しますか、長く一カ所にお勤めの皆さん方にとりましては確定給付の方が安定をしていくかなというふうに思いますが、しかしそうではなくて、再三にわたりまして職場を変わられるような皆さん方にとりましては確定拠出型年金の方が私はすぐれていると思っております。

先ほど申しましたとおり、企業の経営状況のいかんによりまして確定給付型の方は非常に揺れることがございまして、しかし確定拠出型年金の方は、これは第三者機関と申しますか、別なところにきつちりと積み立てられていくわけでございますから、そういう面では安心をそこはできるのではないかと。ただ、個人個人で責任を持つて運用していくというところが一体どうなるのかということとでございまして、その運用次第に

よつてはそれは大変なプラスになることもあるし、それはならないこともあるだろう。そこは個人々人がやる場合もあるし、また労使で話し合いをして、そして安定した運用の仕方をすることもあるだろう。

そういうことを考えますと、必ずしも確定拠出型の年金がマイナス面ばかりであるというふうには考えるのは、私は当たらないのではないかとこのように思います。

○井上美代君 私は、やはり確定給付年金の給付のところでの、出口のところでの確実性があるという点で、こちらの方がよりいいというふうには思っているわけなんですけれども、確かに経済の動きの中でこの四〇一kについての利点を言っておられるんですけれども、私はやはりその利点というものが情勢の動きの中でマイナスになるといふ、非常にリスクがあるということを強調したいというふうに思います。

政府は、この確定拠出年金の一番の売り文句として、老後の所得保障の新たな選択肢というのを大臣も何回も言っておられるし、それぞれの参考人の方々もそれを言っておられます。この点を挙げておられますけれども、厚生年金基金や適格退職年金などと並ぶ新たな企業年金として選択肢がふえるのだというふうに強調しておられるわけですね。

この点で私は質問をしたいのですけれども、現在、確定給付の企業年金のある企業、あるいは退職金制度のある企業では、その企業年金制度、退職金制度をそのままにして、その制度に上乗せして確定拠出年金を導入するかどうかということですね。恐らくこれは、確定拠出年金を導入することとは、一方を置いておいて導入することというのはあり得ないというふうに思っておりますけれども、大臣、そこはどうでしょうか。

○副大臣(梶屋敏博君) まずは私の方から。既存制度をそのまま維持しながら確定拠出年金を新たに導入することはまず考えられないんじゃないかという、こんなお尋ねでもあつたように思

いますが、その前に、新たな選択肢としてという私どもの説明に対しての御意見もいただきました。

企業が確定拠出年金を実施する場合、新たに導入するだけでなく、労使合意によりまして現在の企業年金や退職一時金、この全部または一部を確定拠出年金に移行することも可能でございますし、現にそうした準備を進めている企業もあると聞いております。

いずれにいたしましても、確定拠出年金は新たな選択肢として、御批判をいただきましたけれども、新たな選択肢を整備するという意味で導入をするものでございまして、確定給付型あるいは退職一時金からの確定拠出年金への移行を含めて、いずれの制度を選択し、また組み合わせる実施するかについては、それぞれの制度の特徴を踏まえながら、個々の企業の実情に応じて労使で十分協議をしていただきたいと考えているところでございます。

先日、私、ある中小企業の社長さんとお話ししておりましたけれども、やっぱりいろんなところがあるんだな。いやいや、私はやはり現在の企業年金をそのまま続けていきたいと、こう言っておられましたし、今新たに検討されている確定拠出についても今従業員とともに勉強しているんだと、こういう御意見もいただきました。さまざまな企業の実情によつて私は労使の協議が行われるのではないかと期待をしているところでございます。

○井上美代君 大臣に、企業年金制度と退職金制度をそのままにして、その制度に上乗せして確定拠出年金を導入することはないだろうと私は思っているんですけども、その点、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) それは、新しい制度をここに作るわけですから、給付型の年金と拠出型の年金を新しくつくっていくわけでありまして、それは次第にそのどちらかに移行されていくものというふうに思っております。

やはりこれは、そもそも確定拠出年金、例えばずっと六十とかそういう年齢まで勤めるということを前提にしない、むしろ自分の力を転職しながらつけていく、こういう働き方というのはどんだ

ないというふうには日経連も言っておられるわけですね。不況でやはりリストラの嵐が非常に吹いている。そして、そういう中でリストラの嵐はそう簡単にはおさまらない。この確定拠出年金を導入するというこの意味がやはりそこにあるのではない

と密接にかかわっていくというふうに思うんですね。

だから、やはり企業の側が生き残るために物すごいコストダウンをやっているでしょう。そしてまた、それが必要だということで、首切りだど

制度普及のための視点」という、そういう報告書を出しておられますが、そこに詳しく書いてあります。

それによりますと、大体次の三つがあるということなんです。一つは、新規採用の従業員から

の導入をさせる。これは意外に簡単なわけですね。そして二つ目が、各従業員について今後の将来期間からの導入。だから、将来、これからですね、今後の将来期間からの導入をする。三つ目が大変なんです、企業年金などの過去期間分に係る年金資産等を個人ごとに分配し日本版四〇一にに移換する場合。この三つがあるというふうに関西経管協会は言っておられます。

そして、アドバースとして、新規採用の従業員からの導入は既得権などの問題が発生することがないために労使合意が容易である、こういうふう述べて、その一方で、現行制度を廃止して移行する場合は労使交渉がかなり難しくなるので部分移行の方がまとまりやすい、こういうふうアドバースとして言っているんですね。

私は、労働者が既得権と考えるのはもう当然のことだと思います。過去の期間分の年金資産というのは、将来その分は約束された給付をもらえるものとして積み立てられてきたものだからなんです。この部分、過去の期間の部分、その部分については給付の引き下げを私は禁ずるべきだということに思っています。もう約束違反なんです、約束違反なんです。だから、これは禁ずるべきであるし、確定拠出年金への移行も禁ずるべきだということに思っています。この辺をお聞きしたい。ところが、政府というのは、移行を禁ずるところを促進する仕組みを導入しようとしております。積立金を移行する場合の税制上の優遇措置ですけれども、これはどういう仕組みか、仕組みも含めまして参考人にお聞きします。

○政府参考人(辻哲夫君) 今御指摘の三つの移行の形につきましては、それぞれ法律で移行についての根拠条文がございます、あらゆる形で選択ができるというふうになっておりますが、特に既存の確定給付の年金を全部あるいは一部移行させますときの税制上の措置について御説明を申し上げます。

それで、それは、確定拠出年金の拠出限度額、それからそれまでの移行させる企業年金に対する

加入期間に応じまして、過去にさかのぼって確定拠出年金の限度額を適用して加入期間を考慮し、そして加入者個人ごとに区分してその移換額というものを決めまして、それを確定給付型の企業年金から確定拠出型の企業年金に移換する場合に非課税とするという旨が法律に明記されております。

○井上美代君 この仕組みも財界が要望したものなんです。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕

これは、一九九八年の九月に経団連の出した「確定拠出型企業年金制度の導入を求める」という文書があります。「退職一時金、既存の企業年金の原資の一部又は全部を確定拠出型企業年金へ移行する際、課税されないようにする。」と、こういう要望書が出ているんです。この事実で、確定給付から確定拠出への移行をだれが望んでいたのか、とてもはつきりわかりません。これが本当に労働者でないということがはつきりするわけなんです。

過去期間分の年金資産を移行する問題に行く前に、果たして現行制度のもとで過去期間分の受給権がきちんと守られているのか、そのことについてまず見てみたいと思います。

企業年金を解散するケースについてまず見えますが、適格退職年金については、解散の数はわかっていても実態はほとんどわかりませんので、厚生年金基金について見たいと思います。

厚生年金基金の解散が近年大変ふえております。現在までに七十五が解散をしており、最近では、九七年には十四の解散、九八年には十八の解散、九九年には十六の解散、二〇〇〇年には十八の解散となっています。厚生労働省では、解散の際の認可基準を出していますよね。それによって解散した理由がわかります。どのような解散理由で幾つの基金が解散しているのか、その報告をいただきたいと思います。また、企業が倒産したケースは幾つなのか、政府参考人の答弁を求めます。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、厚生年金保険法上、厚生年金基金の解散理由には大きく三つございまして、一つが代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決、それから二つ目が基金の事業の継続の不能、三つ目が厚生労働大臣の解散命令と、ございまして、今も数字、御指摘ございましたが、平成九年度から十二年度までに解散した七十七基金についてその内訳を申し上げますと、四分の三以上の多数による代議員会の議決、この四分の三以上の多数による命令はゼロでございます。

基金の事業の継続の不能が八基金、これはまさしく企業の倒産の形態に対応するものと推察されるわけですが、実際問題、その実態がどうであるかということ、この四分の三以上の多数による代議員会の議決の中身がどうかということが問われるわけでございます。

この四分の三以上の議決による解散の中身を私も整理しております、一つ目が母体企業の経営状況が著しく悪化していること、二つ目が加入員数の減少、年齢構成の高齢化等により今後掛金が著しく上昇する見込みであり、その負担をすることが困難であると見込まれること、三つ目が加入員数が著しく減少し基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること、その他基金の事情変更等により運営を続けていくことが困難であると見込まれることといった区分になっております。そして、それぞれの明確化を図っておりますが、特に将来掛金が著しく上昇する見込みで負担が困難であると見込まれるというのは非常に相対的な評価かと思いますが、これは今言った基金数のうち三基金でございます。

そういう意味では、やはり母体企業の経営状況が著しく悪化しているとか、それから加入員数が著しく減少し、これはすなわちその個別企業が停滞し、やせ細っていくということでございますけれども、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれると、こういったところが実は

メインでございまして、やはり多くの解散基金は継続することが真に企業の経営上困難であると、こういったことにより解散しているというふうに考えております。

○井上美代君 さらに政府参考人にお聞きしたいのですけれども、解散した七十五の基金のうちに積み立て不足のまま解散した基金の数というのは幾らでしょうか。答弁をお願いします。

○政府参考人(辻哲夫君) 恐れ入ります。集計上、平成六年度から十二年度までに解散した、この場合八十六基金になりますけれども、一応その集計がございまして、その八十六基金の間で、積み立てておくべき積立金、いわゆる最低積立基準額を保有していなかった基金は六十九基金、八十六のうち六十九基金でございます。

○井上美代君 今まで解散した七十五でしたか、の基金のうちに一九九七年以降に解散したのが十六ですか、そのうち、純粋に経営上の理由で解散した基金というのは、純粋に経営上の理由で解散していただきたかから、さつき。

○政府参考人(辻哲夫君) 恐れ入ります。説明が多岐にわたりましたので、その点からのポイントを申し上げます、基金の事業の継続の不能というのは七十七基金のうち八基金でございます。

ただ、申しましたように、それでない解散事由も、事実上極めて企業が危機的な状況にあるという客観的な事実があるということも申し添えた次第でございます。

○井上美代君 経営難といっても、非常に企業自体が追い込まれて倒産になっているというふうな、非常に純粋に経営上の理由で解散したというのは九だけなんです。やはり今倒産がすくく多いんですけれども、多くは企業本体というのは存続しているんですね。しかも、大多数は積み立て不足のまま解散をしているというのが現状だというふうに思います。

私は、確定給付企業年金法案の審議のときに、厚生年金基金の給付を切り下げる理由に、経営難ではなくほかの理由が多かったということ

をこの間の質問でやりました。大臣も、企業の実績が悪化していないのに先に年金をカットすることはあってはならない、こういうふうにご答弁をされました。

解散理由を見ても、解散や給付の引き下げにおいて本当にきちんと受給権が守られているというふうにはどうしても言えないんじゃないかというふうに思います。こういう確定給付型の企業年金の受給権が守られていない状態の中でこの確定拠出年金が導入されればどういうふうになるのかというのを考えてしまふんですけれども、その点はいかがでしょうか。

何しろ、やはり受給権が保護されなければいけないと思うんですね。だから、そのところが守られなければいけないというふうに思うんですけれども、この現状の中ではどうもそういうふうになつていないということですが、そこはどういうふうにお考えになるでしょうか、御答弁願います。

○政府参考人(辻哲夫君) 今、解散の実態を説明申し上げましたが、企業の倒産、すなわち基金の事業の継続の不能が直ちに起るというものは八基金でございましたが、むしろ四分の三以上の代議員の合意による解散が六十九基金、その六十九基金の大部分と申しますものが母体企業の経営が著しく悪化しておる、それから加入員数が著しく減少して基金としてこれはもう成り立っていないというところは運用を続けることが困難であると見込まれると、こういったことで、実は企業そのものの消長に伴いまして、もう立ち行っていない、積み立てができないというふうな状況で、むしろそういう状況のもとでいわば解散というものを選択して、そしてその場合には四分の三の代議員の合意が必要でございますが、そういうぎりぎりの選択を行つてそのような道を選択すること、一つの道、やむを得ない道ということで認めているものでございます。

ちなみに、もちろん解散時の財産はすべて所要の手續により分配されるということになっており

ます。

○井上美代君 解散それから給付の引き下げがやつぱりやられているわけですが、だから受給権が保護されていないというふうに思うわけなんですけれども、その点はどうか。

○政府参考人(辻哲夫君) それでは、今の解散を選択するというようなことで、今大変私どもつらい事実だと思つておられますのは、解散が続いておられますが、前回の質疑でお改めいただきましたように、相当な、百数十という、二百近いものが引き下げを行つておりまして、それはむしろ積み立て不足を、残念なこととも思いますが、労使合意のもとで給付水準を引き下げることによつて積み立て不足を解消するというのも現時点で労使が選んだ、しかし将来に企業年金を守つていくための道として現実になされているという事実もあることでございます。

○井上美代君 今の御答弁なんですけれども、やはり今の後半の部分がそうかなと思うんですが、政府は、確定給付から確定拠出に移行する場合、積み立て不足を残したまま移行することはないと、こういうふうに言つておられるんですけれども、そういうことで受給権を守るのだというふうに主張しておられますが、しかしながら、やはり移行する前に、つまり確定給付型の企業年金を資産を個人に分配をする前に給付設計を見直して、そしてやはり給付を切り下げることで積み立ての不足を解決して移行することもできるのではないかと、こういうふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) これまでは確定拠出年金が導入されておらずに、解散をしないといふれば、この際、労使で話し合つて引き下げという選択を行うといった事実があったわけですが、今後、確定拠出年金との関係で、確定拠出年金を導入しようという合意がありますと、きには、確定給付は積み立て不足を持ったまま移行するということは確定給付サイドで無責任な状態が続くことになりまして、御指摘のとおり、

積み立て不足を解消するように給付の引き下げを所要の手續によつて労使で合意いたしましたとして引き下げた後、いわばその引き下げたものを、積み立て不足がございませぬので、労使合意でそれが妥当とされたときには確定拠出に移行させることもできます。

しかし、それはあくまでも移行させるときにはそれまでの分を移行させるということですので、全部移行させるときには解散に等しい手續が必要でございます。一部をさらに移行させるときには、移行させる分、さらに引き下げるわけでございますので、それは引き下げに必要な、これまで御議論いただきました通常よりもやはり相当加重した手續が必要でございます。そのような相当加重した手續で労使が合意した上で移行させることは可能でございます。

○井上美代君 先ほど受給権が踏みにじられて積み立て不足のまま解散がふえていることを明らかにいたしましたけれども、こういった現状のもとでは、移行前に解散するとき、積み立て不足を企業負担で解決せず給付の切り下げで解決し、そして確定拠出に移行する企業がたくさん出てくるのではないかと、まさに確定拠出年金の導入が給付切り下げの口実になる、給付切り下げの呼び水になると言えはいいでしょうか、ということだというふうに思うんですが、この点は大臣の認識ではどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) その前に事務的なことを御説明申し上げたいと思います。

移行させますときに労使合意が必要と申しました。労使合意なくして移行できませんので、じゃ引き下げとかそういうことを労使合意がなければ、確定給付企業年金法では事業主の積立義務はさらに引き続き続くわけでございます。したがって、あくまでも移行というのは、全部移行させるときには代議員の四分の三、一部を引き下げた移行させるときには代議員の三分の二という、労使が徹底して話し合つて納得してという前提で

ございまして、それでない限りは積立義務は法的に重く課されているわけでございます。

○国務大臣(坂口力君) 今までの企業年金が残念にして行き詰まりを来したときに一体どうするのかということには、いろいろの行き方があるんだらうというふうに思います。行き詰まりした場合に労使でお話し合いになって、そして今までの状況をよく勘案して、そして企業年金をそこでもうストップしてしまふという行き方もそれの中にはあるんじゃないか、ここでやはりストップさせてはならない、若干その額を下げることもあつたとしても次の新しい年金に移行させて、そしてその中でお互いに頑張つてこの企業をまた再建しようではないかというふうな考え方も多分あるんじゃないか。それはその企業のそれぞれの立場、それぞれの置かれた立場によつていろいろのことが私は考えられるのではないかと、いうふうに思います。

今、委員が御指摘になりましたのは、その中の一つとしてそういう行き方も私はあることも恐らくあるだらうというふうに思いますけれども、しかし、必ずしもそういうふうにはばかり行くわけではないというふうに思います。

○井上美代君 やはり移行のときに受給権を脅かされる、しかも過去に積み立てた分を持つて移行するというふうになるわけで、私は大臣の今の御答弁を聞きながら、やはりその労働者の受給権というのをどう確保できるのかということにもっと神経を使わなきゃいけないし、もつと今後の方策としても考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

次に移りますけれども、退職金の問題なんです。現在、退職金の見直しも加速度的に進んでおります。少し古いのですけれども、社会経済生産性本部が行つたアンケートでは、三割以上の企業で退職金の縮小、廃止に向かうと考えているという結果が出ております。現在はさらにその事態は進んでいる。新聞等でも取り上げられているとおり

です。確定拠出年金が導入されれば、まさに退職金の見直しというのに拍車をかけることになるというふうにも考えるのですが、それはどうですか、参考人。

○政府参考人(日比徹君) 退職金制度でございいますが、近時、例えば月例賃金に上積みして前払いという形で退職金制度を廃止する、そういう選択を認める、そういう動きも出ております。

ただ、そういう最近における動きは動きとしまして、一時金払いか年金払いかということにつきましては、この十五、六年の間で一時金払いのみから年金払いのみ、あるいは年金払いと一時金払いの併用というような形への動きが出ております。この動きは今申し上げましたように十数年来の傾向でございまして、私どもの調査で見ると、退職金制度そのものは企業規模計ではほぼ九〇%前後というのはこの十数年来同じような動きでございまして、ただ、今申し上げましたように、年金というものが次第にシフトしていつていくというの傾向があると思っております。

今般、拍車がかかるのではないかとというお話でございまして、今申し上げましたように、この十数年来の傾向から見ると、今般、メニューがふえるという、選択肢がふえるということから考えますと、年金なのか一時金払いなのか、あるいはその併用なのかということにつきましては、各労働使でこれが検討あるいは話し合いの契機になるうかと思っております。

○井上美代君 この点で特に注目をすべきなんですけれども、それは退職金の前払い制度、今言われましたけれども、給与への上乗せ方式の導入が広がっていることです。

これも社会経済生産性本部のアンケートですけれども、前払い制度の導入の障害になっているのは何かというアンケートをしているんですけれども、そこそこでは、前払い制度にするのと所得税がかかってしまつて税制上不利というのが約八割です。この税制上の問題を解決するのが確定拠出年金で、税制上の優遇があります。だから、確

定拠出年金はこの前払い制度の受け皿になるというふうにも考えられるわけです。今、答弁にもありましたけれども、そういうことではないかというふうにも思っております。

その点、どうでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) 税制面につきましては、退職金をめぐりましてはいろんな角度からの御議論がございまして、その間、税制的にはできるだけ一定の理念のもとで中立的に税が算定されること、これが本来望ましいわけでございまして、一方で、退職金といひましても、支払い形式というものが例えば年金のように老後の保障をしっかりとらんでいるものもございまして、そこについては議論が十分なされた上で現在の税制がとられていてと思ひますが、新しいタイプの前払い方式等が出てくるわけでもございまして、それにつきましては、量的にも広がった段階で必要があれば検討を加えるべきものと思っております。

○井上美代君 今、私は確定拠出年金が退職金の前払い制度の受け皿になるのではないかとこのことを思っているんですけれども、退職金についても、確定拠出年金に移行するのではなくて、やはり将来の給付が確定したものとして企業がきちんと責任を持つべきだというふうに思ふんですね。

これは、九六年になりますけれども、三和総合研究所が行った調査がありますが、ここでも退職金の使い道はやはり老後の生活費というのが八〇%近くあるわけです。そういう退職金の役割に照らせば、やはり私は、確定拠出のようなリスクマネーに退職金をゆだねるべきではない、こういうふうにも考えるんですけれども、退職金がこの確定拠出年金への移行ともかわつてくるというふうになりますと、これは生活にとつても大変なことだというふうにも考えておりますが、大臣、この

点はいかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 退職金をどういう形にするのか、そしてそれは年金型がいいのか、それとも今話がありましたように併用型がいいのか一時金型がいいのか、あるいは前払い型がいいのか、それは労使の間でいろいろのお話し合いによつて決まってくることでございまして、そこまでは我々がとかく言える範囲ではないというふうに思ひますが、今回提出をいたしております確定拠出型の年金がそうした退職金の前払いのかわりをするものというのではないと思ひ思つております。

○井上美代君 国際的な流れでいいますと、退職金も企業年金も退職給付会計として賃金の後払いとして位置づけられて、それから受給権を保護するという流れになっております。政府が進めようとしているのはまさにそれに逆行して、一括して自己責任の名のもとに受給権を後退させる方向に向かつていると私は言わざるを得ないというふうにも思ふんです。だから、そういう点で、私はもう本当に政府が責任を持って退職金等を守つていただくということが重要であるというふうに思ひます。

私は、時間もだんだん少なくなつてきましたから、中退金の問題に入りたいと思ふんです。これは中小零細企業の企業年金なんですけれども、中小企業はとも大変で、そういう点でもこの企業年金の問題というのは重要なんですけれども、政府は今回の確定拠出年金導入の理由として、先ほども言われましたけれども、中小零細企業への企業年金の普及を挙げておられます。

確かに、厚生年金基金、それから適格退職年金といった企業年金の全くない企業の方が圧倒的に多いというのは、大臣が言われましたように現実です。そして、確定給付型の企業年金に比べて企業負担の軽減できる確定拠出年金の方が企業にとつて導入しやすく、そして現在の全企業年金のない企業の従業員にとつては新たな選択肢と言へる、そういう側面というのはあると思ひます。

その一方で、今度は中小零細企業向けの退職金制度でありますけれども、企業年金のかわりにもなり得るものとして中小企業の退職金共済制度というのがあります。

まず、私は、この制度について、申しわけない、時間がもう幾らもありませんので、手短かに概要を述べてほしいと思ひます。

○政府参考人(日比徹君) この制度でございまして、これにつきましては、中小企業に限定いたしまして事業主拠出で掛金を払つていただく、その掛金につきましては一定納付月数経過しますと、退職という事由が起つた場合に納付月数に応じまして退職金という形でお払いする。その支払いをしますのは中小企業退職金共済機構というところで、一部国から補助を行う、また掛金についても一部国から補助を行う、それから、税制上の関係では、企業が負担します掛金につきましては損金または必要経費扱い、それから退職金を一時金で受け取る場合には退職所得控除が認められる等の状況になっております。

○井上美代君 この中退金なんですけれども、この二月に省令の改正がありましたね、そしてこの中退金制度が大きく変わりましたよね。その概要、国庫助成の仕組みがどう変わったのかというところで、そして、いろいろ助成率なども変わつてきているんですけれども、ちょっとだけそこを答弁をお願いしたいんですが、短くお願いします。

○政府参考人(日比徹君) 中退におきます掛金助成は、加入促進という観点で行つていふものでございまして、ことし四月からその助成率等を変更いたしております。

ごく簡単に申し上げます。主な改正でございまして、新規に加入するときの掛金助成につきましては、助成期間を従来の二年から一年に短縮しますとともに、助成率を三分の一から二分の一に引き上げる。また、短時間労働者の加入促進を図るという観点から、掛金月額

低い層、具体的には二千円、三千円、四千円という層でございますが、そこに対する助成率を従来から大幅に引き上げたということで、その他の改正点もございまして、主とした改正は以上のとおりで、加入促進をより効果的に、また必要な方々について徹底するという観点の改正を行ったところでございます。

○井上美代君 今言われましたように四月一日から改正、私の立場から言えば改悪ですけれども、されております。掛金に対する助成率を三分の一から二分の一にと、言ってみれば一・五倍にしております。そして、助成期間が半分になるわけですから、国の財政負担の削減であることはもうはつきりしていると思います。しかも、助成額に上限までつけられております。

企業年金の大企業と中小零細企業との差別の是正を本気で考えているのならば、この中退金の改悪はすべきではないというふうに思うわけなんです。確定拠出を導入する際には差別是正を言っていて、一方で差別是正に役立っている中退金を改悪するのは全く矛盾しているのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。これは私、大臣に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 四月から行われました見直しに当たりましては、一律にこれは行ったわけではありませんが、掛金助成の必要性の高いいわゆる掛金月額の比較的低位な者及び短時間労働者に重点を置いて助成するものに改めたところでございます。中小企業退職金共済制度の果たす役割というのは大きいわけでありまして、今後もこの制度の普及充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上美代君 今、中退金の四月一日からの改正なんですけれども、やはりどう考えてもこれは、三分の一を二分の一にして、そして五千円の上限をつけて二十四カ月から十二カ月にしたというのは、全体を見ますと、これはやはり改悪であるというふうに思うんですね。だから、そういう点で本当になかなか年金制度がない中小企業が多い

中で、やはりこういう改悪というのは許されないというふうに思うんです。やはり財政事情で国庫負担を削減するということについては、削る場所というのは考えなければいけないんじゃないかと、思うんですね。こういう中小企業などということろを削るのでは困るわけです。

だから私は、お金の使い方というのがあるわけなんですけれども、削る場所も考えて、本当に政治の光を当てなければいけないところには光を当てていくという、そのことが非常に重要だということに思うんですね。だから、そういう点で、最後に大臣の御答弁を求めて、私の質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) ですから、先ほど申しましたとおり、中小企業も内容はさまざまでございます。特に掛金月額の比較的低いようなところ、あるいはまた短時間の労働者といったようなところに重点を置いて改正をしたわけでございますから、必要なところに必要な光を当てた改正であるというふうに思っております。次第でございます。

○井上美代君 質問を終わります。

○大脇雅子君 私は、確定拠出年金法案が審議されるに先立って、先回の代表質問で、このような制度が創設されることによって、前提として必要なことは金融関係の健全な経済活動というものが保障されるかどうか、不良債権処理ということを現在課題にしている金融業界が、この確定拠出年金の財団をどう受けとめているのかという点と、資産運用の力量において外国企業との競争についてどのような評価をしておられるのかという二点についてお尋ねいたしましたところ、金融担当大臣は、確定拠出年金制度の説明をなさいます。ただ一言、心配はないというお答えでありました。これは私の提起した答弁にはなっていないというところで、再度本日ここでお尋ねをしたいと思っております。

企業年金の選択肢をふやすという前提条件におきまして、確定給付企業年金制度も、今回議題となっております確定拠出年金制度も、その加入者

等への給付を保障する制度的な前提条件というのは、企業や労働者、自営業者など、加入者の掛金をもとに運用する金融関係の健全な経済活動というものがどうしても前提になります。金融分野における不良債権処理については、小泉内閣の痛みを伴う問題の処理ということが言われておりますが、決して先行き透明な改革案が提示されているわけではございません。むしろ、具体的な像というのは、あるいは政策というのは霧の中だと批判をされているところであります。

そこでお尋ねをしたいのですが、処理の対象となる不良債権処理というものは、これはどのような額を想定され、何年間で処理をされるのか。そして、それに伴う効果、痛みというのはどんなものであるでしょうか。そしてまた、これによって金融機関等の体力の増強というものが果たしてどのような見通しのもとに不良債権処理をされるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(浦西友義君) お答えを申し上げます。

不良債権の具体的な処理につきましては、先般の緊急経済対策の中で述べられておるところでございますが、主要十五行、四月以前は十六行でございますが、まず昨年九月末時点で破綻懸念以下下の不良債権が十二・七兆円ございました。この十二・七兆円を平成十三年、十四年度の二年度にかけてオフバランス化するというのが第一点でございます。それから、新規に発生いたしました破綻懸念先以下の不良債権につきましては、三営業年度でオフバランス化するということでございます。

具体的な数字を申し上げますと、十二・七兆円が、昨年度下期で四・四兆円減少いたしました。八・三兆円になっております。一方、下期に新規に三・四兆円発生いたしましたので、本年三月末の残高は十一・七兆円ということになっております。

金融機関が不良債権処理を積極的に進めました結果、全体として利益が相当減ったわけでござい

ますが、ただ自己資本に対する影響を主要十六行で見ますと、昨年の十二年三月末の一・三％から本年三月末一・七％ということで、マイナスの六・六％の低下にとどまっております。

○大脇雅子君 この不良債権の基準について、十二・七兆円と言われる不良債権基準は何をとっておっしゃっているんですか。いろいろ基準ござい

ます。○政府参考人(浦西友義君) 不良債権の定義といたしましては、破綻、実質破綻それから破綻懸念先、それプラスいわゆる要管理先債権と言われているものがアメリカのSEC基準に沿った不良債権でございますが、その中で破綻懸念のある債権以下の不良債権をオフバラ化の対象としておるわけでございます。

したがって、残っております要管理先債権、これは三カ月以上の延滞が生じているとか、あるいは当初の契約に比べて金利減免等がされているいわゆる条件緩和債権等は、その対象にはなっておりません。

○大脇雅子君 そういたしますと、このように景気が後退し、そしてデフレが進み、要管理先債権というものがいわゆる不良債権化するということが見込まれるのではありませんか。それに対してはどのような見通しをお持ちなんですか。

○政府参考人(浦西友義君) 要管理債権が破綻懸念先以下になる率につきましては、経済情勢等によりまして相当左右されるものでありまして、現時点においてどれぐらいのものが破綻懸念先以下になるかということの予測が大変困難なわけでございますが、ただ今回の緊急経済対策でも述べておりますように、既存の債権につきましてはよく金融機関としてウオッチしていただきまして、そういった債権が不良債権化しないように努力していただくというふうにお願ひしておるところでございます。

○大脇雅子君 現場では、各金融機関が今、不良債権処理というところでもさまざまな取り組みをしているわけですが、平成十三年、十四年

度で新規発生も含めて可能だというふうに出ておられますか。

○政府参考人(浦西友義君) 今、不良債権の処理のペースといいますか、それについての御質問だと思いますが、先ほど申し上げましたが、十二・七兆円につきましては十三年三月で約三五%減つて八・三兆円になったわけです。その意味からいいますと、この八・三兆円をあと二年かけてゼロに持つていくということですが、さらに努力が必要だとは思いますが、一応この半期だけの実績を見るとそれなりの減少を見ておると、それから、新規に発生いたしました三・四兆円についても、三年間ということでございますので、これに向けて金融機関も全力を挙げて取り組むものというふうに出ております。

○大脇雅子君 そういたしますと、その処理に伴って倒産等いわゆる痛みと言われるものがどのように発生するというふうに見ておられるのでしょうか。あるいはこの半年の実績ではどうでしょうか。

○政府参考人(浦西友義君) 金融庁といたしましては、不良債権処理が実際に経済に与える影響について推計はしておりません。したがって、その具体的な影響についての御説明を申し上げることはできないわけでございます。ただ、不良債権処理に当たっては、十分企業の実態あるいは地域経済の実態を踏まえて合理的な経営判断のもとで行っていただくよう緊急経済対策にも書かせていただいております。

○大脇雅子君 そういたしますと、二年後、不良債権処理が終わるといふか、一応のめどがついた場合に金融機関の体力増強といったようなものは一体どんな程度のもので見通しておられますか。

○政府参考人(浦西友義君) 金融機関の体力増強についての御質問でございますが、金融機関は不良債権処理を積極的に進める一方、収益力の向上ということで、この二、三年全力を挙げて努力してきております。

一つは銀行の収益の柱、金利収入ということで

ございますが、金利収入以外にも手数料収入を含めて全体の収益力の増強に努めているというふうにお知らせしております。

○大脇雅子君 そのような銀行といふか金融関係機関の情報公開について、金融庁はどのような施策をお持ちでしょうか。

○政府参考人(浦西友義君) 金融機関の情報公開については銀行法の中で積極的な情報公開の基準を定めておるわけでございまして、各金融機関も当然ながら法律で要求された情報公開はしておるわけでございますが、それ以外でも各金融機関の判断によりまして積極的な情報公開に努めているところでございます。

○大脇雅子君 さて、そのような改革がなされることを土台といたしまして、今回、国内外の金融関係商品といふものが個人の責任においてさまざまな運用の対象になるわけですが、そうした金融商品が競争原理のもとで加入者に選択されますときに、日本の金融関係企業は外国企業との一層の競争にさらされるわけでありまして、日本の金融資産の国外流出などいろいろ懸念されているわけですが、日本は、日本の金融関係企業と外国の金融関係企業とを比較した場合に、資産運用の力量といふものをどのように評価されているのでしょうか。

○政府参考人(浦西友義君) 日本の金融機関と外国の金融機関の資産運用の力量についてのお尋ねでございますが、確かに海外の金融機関は年金制度等の違い等もございまして、そういった能力といひますか、非常に高い能力を有する金融機関があるわけでございますが、日本の金融機関につきましてもこの九〇年代、国内のみならず海外においても海外の金融機関と競ってきておりまして、その実力につきましては年々向上してきているものというふうに出ております。

○大脇雅子君 そういたしますと、確定拠出年金という制度が創設されることによって形成される市場に対する金融機関の受け手といふか、それを運用していく一つの市場が形成されるわけですが、そのような市場形成については金融庁として

はどのように受けとめておられますか。

○政府参考人(浦西友義君) 金融機関のみならず、マーケットの整備あるいはマーケットが発展するということは資産運用の効率化に役立つわけでございます。そういった意味で、いわゆるビッグバン以来、市場のインフラ、制度整備に努めてきておるわけでございます。今回も法律で例えばCIPのペーパーレス化等を提案させていただいておるわけですが、そういったことも全体の市場整備に役立つものというふうに出ております。

○大脇雅子君 そうしますと、金融の市場として今度の確定拠出年金の創設というものは非常に歓迎すべきものというふうに出てくると思いますが、

○政府参考人(浦西友義君) 今回の確定拠出年金の創設は、マーケットの拡大とともに内外の金融機関に大きなビジネスチャンスを与えるものだというふうに出ております。

○大脇雅子君 あるいはとうございました。それでは、次は年金の空洞化についてお尋ねをいたします。

この確定拠出年金の土台となります公的年金制度の信頼感といふものは、これまで何度か申し上げてまいりましたが、どうしても未納・未加入者問題といふのは避けて通れないということであります。

改めて確認させていただきたい。そして、今後どのように対処したいのか。どうも深刻さについての認識が少し不足しているのではないかと懸念をしております。

それから、今回、自営業者等の国民年金制度加入者に個人年金型をつくることとされておりますけれども、老後の生活における経済的な格差といふものがますます拡大するおそれがあるのではないかと。この未納、未加入の問題をまず解決して、根本的な年金制度の国民年金制度といふものをしっかり打ち立てて、そこを充実しない限りは我が国における年金制度といふのは格差拡大の危険性をはらむのではないかとこのように思うのですが、どうでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) お尋ねの調査結果によりますと、国民年金の保険料の未納の理由としては、保険料が高くて経済的に払うのが困難ということとを挙げている方が六二・四%と一番多く出ております。続きまして、国民年金を当てにしているという方が一二・二%でこれに続いているわけでございますが、このような答えをなされる人は比較的若い世代に多く見られます。

(理事亀谷博昭君退席、委員長着席)

こういった結果でございますが、未納の方の世帯の所得といった観点からこれを見てみますと、未納の方は納付されている方に比べて若干低い傾向はございますが、世帯の所得の分布状況といたしましてはそれほど差がございません。それから、未納の方の半分以上が生命保険等の民間保険に加入しております。こういった状況でございます。

それから、年齢階級別に見ますと、二十歳代から三十歳代前半の若い層で未納の方の割合が二〇%を超えておりますが、一方、受給年齢が近づきます五十歳代になりますと一〇%以下となりまして、未納の方は急激に減ります。二百六十五万人の未納の方がおられますが、実は二十歳代の方でこの半分を占めているという状況でございます。

す。

このような状況につきましては、私どもは将来の無年金者を出さないという観点から非常に重要な課題と認識しておりまして、公的年金の重要性につきましても周知徹底、それから口座振替の促進、それからさまざまな督促といったことを鋭意やっておりますが、実は来年四月からは国民年金の運営形態に一部変更がございまして、保険料の収納につきましては社会保険事務所が当該年とそれから過年度分すべて一元化して集めることになっております。こういったことから、制度的には被保険者の方の負担能力へきめ細かく配慮しようということ、一つは半額免除制度を創設することとしております。

それから、現在、国民年金の保険料を納付されている方の八五％は金融機関を通じて納付されております。そういうことで、この金融機関の窓口を拡大し、身近で納付できるようにすることが非常に重要かと考えておりまして、現在、市町村の指定金融機関が納付窓口でございますが、これを都市銀行といった銀行はもちろんのこと、漁協、農協、それから全国の郵便局、こういったところのすべてが使えるようにしたいと考えております。

それから、未納の方に対しては、年六回督促状を送付する、それから電話でも督促するといった徹底した、制度の周知とあわせて、納付督促を行いたいと思っております。

このようなきめ細かな努力を重ねることによりまして国民年金の安定に努力してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○大脇雅子君 今、国民年金の徴収が社会保険庁に一元化されるということで、地方分権推進策の一環として国民年金の保険料の徴収を社会保険事務所にまかすというところは確かに承知しておりますが、こうした新制度の切りかえで事務作業等に支障が生じているのではないか、あるいは有効に対処できているのか。例えば、市町村が担当す

る国民健康保険料の徴収との連動など有機的な取り組みが必要と考えますが、この徴収について、今きめ細かくと言われたんですが、具体的にこの切りかえについての問題点というのはありますか。

○政府参考人(富岡悟君) ただいま御指摘のように、この切りかえはかなり大きな事務的な変更だと承知しております。そういうことで、この円滑な移行、これにつきましては現在準備を進めておりまして、その周知徹底を含めて準備しておりますが、御案内のように、各種届け出の受理、こういった適用事務と申しましようか、資格確認事務と申しましようか、そういったことにつきまして、従前どおり法定受託事務として引き続き市町村が実施するところでございます。

こういうことから、引き続き、国民年金につきましましては市町村それから社会保険庁が緊密な連携を保ちながら、事務的な支障を来さないようにすることが重要かと考えております。

そういうことで、現在、いろんな事務の円滑な実施に向けて準備している中で、例えば、同じ県内での社会保険事務所がばらばらでやっておりますような事務を県単位の社会保険事務局が一括して処理するような事務の効率化、それから例えば納付書、これを年度初めに一斉に二千万の方にお送りしているわけでございますが、こういった印刷、送付作業、こういったものを効率的に集中的に行うといったこと、こういった準備を進めておりますし、住民票の管理といったものは市町村が行っておりますものから、そういった住民の住所の異動のあった方につきましても十分連携をとって行う必要があるのではないかと、各

市町村レベルでもさまざま相談しているところでございます。

それから、御指摘のございました国民健康保険の保険料の収納といったものと協力できないかという御指摘でございましたが、例えば国民健康保険の保険料を集金徴収する、市町村がまとめてどこかで集まって説明しながら集める、そういった

機会があるという場合には、市町村と話し合いがつけば社会保険庁も出向きまして一緒に納めてもらう、こういったような協力もできるのではないかなと。いろんなことでその地域の実態に合った事務を進めてまいりたい、かように考えております。

○大脇雅子君 これは大臣にお尋ねをしたいので、通告はしていないんですけれども、国民年金というのが一律一万三千三百円を出して、そして富みたる者も貧しき者も同じように積み立てて、一定年度積み立てればもらうというのが日本の国民年金で、後世代の人たちが高齢世代の人たちを維持することなんですか、実はこういう国民年金制度という基礎年金を仕組んでいるところというのは結構諸外国では少ないわけであります。

所得の再分配という原理を導入して、一定程度給付が非常に多い高齢者に対してはやめて、そして本当に困っている人たちは最低限の文化的な生活を保障するという、そういう仕組みで全体的にそういう社会保障としての所得再分配原理というものをこれに導入しないと、国庫補助三分の一を二分の一にするというだけではなかなか本當の構造的な改革というわけではなかなかないかというふうには私などは思うわけですが、今この国民年金制度の改革についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) その点につきましては事務的な検討の視点をまず申し上げたいと思っております。

公的年金制度、応能負担、必要性に基づいた給付というのは一つの形だと考えておりますけれども、国民年金の場合、外国では所得のある方のみを対象にするということが多くございますが、すべての方を適用対象とするという形をとっておりますこと、収入の形態というものがサラリーマンの場合はいわゆる給与ということで一律に把握できますが、それ以外の自営業者の場合は経費と

収入といえますかとの関係をどう考えてどの部分を所得としてとらえるのかとか、それからそもそも把握がすべてできるかと、こういった応能による負担というものを仕組みとして導入することが非常に難しいということから定額の保険料を取ったということ、定額の保険料が理論的に正しいというよりも、技術的に応能の負担を取るのが難しいからという仕組みでこれまで来た経過がござい

ます。

そのような状況で、先ほど運営部長の方から説明いたしました、所得の低い方については半額免除をするとか、あるいは全額免除をするとか免除をして、そちらに配慮をいたしまして負担能力に応じる仕組みとすると、こういった形をとっているのが現状でございます。

○大脇雅子君 定額であるということと定額の給付であるということが、日本の国民年金の中で基礎年金方式としてはいいのか悪いのかと私も悩むところがありますが、どうもこれだけ未納者と未加入者が多いと、やはり制度的な欠陥みたいなものが根底にあるのではないかと実は考えたりして、困ったときに自分がきちっと支えられる年金制度であるというメッセージを送るには、今の国民年金制度というのは非常に難しいのではないかと、今ふいに考えるものですから、少し再検討が必要なのではないかというふうにお尋ねをするんですが、大臣いかがでございますか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど局長が答弁をいたしましたことに尽きるわけでございます。

応能負担でいくべきじゃないか、年金というのはやっぱりそういうものだという議論がずっとなされてまいりまして、しかしそれならば所得の把握というものがきちっとできているかというところ、議論はもう常に行きわけでありまして、そこがきちっとできないものですからやむを得ないというところにまた話は戻ってしまう。そこがぐるぐるといつも回っている議論だということに私は思っております。

その辺のところは今後うまく把握をされるとい

うようなシステムができ上がったときには、それに沿いまして、今、先生が御指摘をいただきました、本来の応負担によりますところの年金制度というものがもう一度考えられるときがあるのかもしれないと思っております次第でございます。

○大脇雅子君 それでは、質問をこの確定拠出年金の方に戻す前提として、先ほど金融庁の方にお尋ねをしたときに、不良債権処理をこれから行うという決意は非常に明快なものであったわけですが、経済に与える推計は金融庁としては正しい、という影響かということとはわからない、こういう返事でありました。

低成長のもとで、景気低迷を脱する端緒が今全く見えておりません。政府は、最近、悪化を認めておりますが、朝日新聞だかの漫画によりますと、竹中経済財政大臣が悪化だという教科書のページをむちで指し示したら、そんなことはもうとつてにわかっておりますと答えている国民の漫画が出ていたわけですが、確かにこのところ、そういう状況のもとで、聖域なき構造改革の断行によって、中小企業あるいは中小零細企業の切り捨てによる倒産とか吸収合併とかリストラという雇用状況の悪化がますます懸念されるわけであり

ます。

今後の雇用情勢についてどのように予測されているのか、そうした土台の上に立つての確定拠出年金法の位置づけというものが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。大臣にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) この不良債権の処理が、先ほどのお話にもございましたとおり、どういうスピードでどれだけの大きさで進んでいくのか。先ほどのお話でございますと十二・七兆円、それが若干減りましたのとまた新しく出てまいりましたのでどれだけとおっしゃいましたかね、約十二兆円ぐらいだったというふうに思いますが、それをこの十二年、十三年で処理をしていくということでございます。

その辺のところの処理を今度にするに当たりまして、じゃそれを処理したらどれぐらいの雇用不安というものが発生してくるのかということ、これを先にやはり予測をしなければならぬというふうに思っています。いつか武見先生にセーフティーネットという言葉が間違っているという御指摘を受けましたけれども、ネットを張って下で待っているから大丈夫だよというのではやっぱりいけないので、落ちないようにどうするかということ、これを先に考えるのが政治として大事なことだというふうに思っております。

ですから、そのために一体どういう手だてをするのかということと経済政策とあわせて、我々が担当しておりますところの雇用を含めます労働問題につきましても、もしも仕事を減らしたかなければならないような人が生じたときに、その人たちのどういうところにそれを受けていくかという受け皿を先に用意しておかなければならないんだらうというふうに思っております。

その辺のところを今一生懸命にやっているとござりますが、いろいろの分野でそれをつくり出していこうというので、重点的にそれをしかりやしていこうと。全体で、慶応大学の島田教授を中心にしまして五百三十万という数字が出されたりもいたしておりますが、これは第三次産業が八〇年代に約六百万人ふえた、そして九〇年代に四百万人ふえた。ですから、これから先の十年間でひとつ前倒しをして一生懸命やれば五百万人の第三次産業を中心とした雇用をつくることは決して難しい話ではないという、ポテンシャルと申しますか、基礎的なところから出発をして、それではどうするかということでの積み上げが今行われているわけでございます。我々、詳細にそこを、どの分野でどれだけつくっていくためにはどういう政策をやればいいのかということを今積み重ねをやっているところでございます。

間もなく先生方にもその内容をお示しさせていただきますものというふうに思っておりますが、できるだけ詳細にその辺のところをやりながら、そ

してもし仮に不幸にして職場を変わなければならない人、あるいはまた企業はそう悪くはないけれども、しかしもう自分から変わりたいというふうに思う人、それはさまざまだろうというふうに思っておりますので、その皆さん方に対する受け皿をやはりつくり上げていかなければならないというので、今一生懸命にやらせていただいているところでございます。

○大脇雅子君 そういたしますと、そういう中で確定拠出年金制度というのが創設をされ、労働者の選択肢をふやすということになるわけでありましよう。

企業年金制度を持っている場合には確定給付企業年金制度への移行が比較的行きやすいんですが、規模の小さい企業は確定拠出年金制度を目指す可能性というものが多くではないかと思えますが、どのような見通しを持ってこの両制度を位置づけておられるのでしょうか。

アメリカでは四〇一k年金制度などの確定拠出型年金制度への移行が八〇年代以降高まっています。九五年段階では確定給付型と確定拠出型の両年金制度が拮抗しているという報告もあります。日本でも同様の事態が生ずるのではないかと、思っているのですが、選択肢を拡大するという点に對してこの確定拠出年金法をどう位置づけておられるでしょうか。

○副大臣(榎屋敬悟君) 最初に確定拠出年金制度、委員の方から、小規模の企業、いわゆる確定給付の制度を持っていないところで広がっていくのではないかとというお話もありましたけれども、おっしゃるように、大企業に比べて従業員員の流動性が比較的高い、あるいは財務力が比較的低いと言え小規模企業にとりましては、確定拠出年金は、ポータビリティにすぐれている、あるいは掛金の見通しも比較的立てやすいという点がござりますから、確定給付型の年金と比較しまして導入しやすいということは確かに言えるだろうというふうに思っております。

そういう意味では、今アメリカのお話も出して

いただきましたけれども、小規模企業におきましては、確定給付企業年金よりも確定拠出の方がより普及する可能性はあるのではないかと、いうふうに思っておりますけれども、いずれにしても、これは労使で十分協議をいただくものでありますから、どんな実情になるのか。

衆議院段階でも議論しましたけれども、東京商工会議所のアンケートあたりでは、中小零細企業、約二割の方が希望しているとか、そんなデータもいただいているのであります。私どもとしては、確定給付、確定拠出、この二つの制度がこれであらうと上がるといふことでござりますから、まず普及ありきということではなくて、特に確定拠出につきましては加入者に十分理解をしていただいた上で定着をしていただきたいなと、こう思っているわけでありまして。

アメリカの例も話をいただきましたけれども、確かに拮抗しているという状況もあるようでありまして、アメリカはもう相当たっているわけでありまして、二十年近くが経過をしているわけでありまして、我が国でもそうした長い目で見ていかなければならぬというふうに思っているところでございます。

○大脇雅子君 ありがとうございます。

○西川きよし君 どうぞよろしく願います。

本日は、私はまず冒頭に、大阪教育大学附属小学校事件、その後の対応についてお伺いしたいと思います。

今回の事件で亡くなられた子供さんの御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方、心からお悔やみを申し上げる次第でございます。また、当然ながら、その他の子供たちの心にも相当深い傷が残されたことだと思います。

大阪府におかれましては、児童等に対する相談体制を整え、その対応に当たられておりますけれども、まず今日までの状況をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(今田寛陸君) このたびの大変不幸

な事件でありましたけれども、事件が発生をして直ちに、御遺族それから児童に対する心のケアへの対応という観点から、私どもの職員を現地に派遣をいたしまして、連絡調整に当たらせていただきました。

現地でありましたけれども、御承知のように大阪教育大学を主体といたしましてメンタルサポートチームができておりますし、そこで教諭によります家庭訪問への同行、あるいは御遺族それから児童などに対しまして助言、指導、さらにはホットラインによります電話相談など心のケアに非常に精力的に当たっていらっしゃるという状況であります。

私も厚生労働省といたしまして、このチームの依頼を受けまして、とりわけ心的外傷後ストレス障害、PTSDであります、この問題につきましての助言、指導をしてほしいという御依頼もございましたので、私も国立精神・神経センターから専門の医師を派遣したという状況でございます。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

小さな子供たちにとって余りにも痛ましい事件に遭遇をしたわけですから、心に受けた傷をいやすには相当な時間がかかることだと思っております。今後におきましても、厚生労働省の最大限の協力、御支援を賜りたいと思っております。まず、大臣の方からも御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 本日に今回の事件はまことに痛ましい事件でありまして、私もお亡くなりになったお子さんに対して心から御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。またまだ入院をしておみえになります皆さんに対しましてはお見舞いを申し上げます。

今、部長から話がありましたとおり、心のケアの問題、やはり一番大事でございまして、いわゆる心的外傷後ストレス障害、PTSDというふうな言っておりますが、そうしたことをできるだけ和らげていきますためにどういう我々が支援を

することができなのか。大阪の方の国立病院等の医師を中心といたしまして、できる限り協力をさせていたきたいということの申し出をいたしているところでございます。積極的に取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

それともう一つは、二度と再びこういうことを起こしてはならないわけでございますので、小学校の生徒さんはんももちろんでございますが、幼稚園もございまして、保育所もございまして、そうしたところの皆さん方が安心をさせていただけるような社会にするために一体どうしたらいいのか。二度と再び繰り返さないための施策、そのことについても我々は真剣に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

今回の事件がいわゆる精神障害者の方によるものなのか、精神障害によるものなのか、それともそれは精神障害というよりもそれは違った形の異常性格等によるものなのか、そうしたことは今後の捜査にまつところが大いわけでございますが、いずれにしても今のままで置いておきますと、またそうしたことが起こらないとも限りません。

したがって、今後の推移を見ながらでございますけれども、こういったことが繰り返されないための一つの仕組み、そうしたものをやはりつくり上げていかなければならないというふうに思っております。これは法務省等ともよく相談をさせていただかなければならないことでございますが、そうした中で一歩も二歩も前に進めていきたいと決意をしております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今回の確定拠出年金の導入の必要性について質問を続けてまいります。

これまでの政府の説明によりますと、少子高齢化の進展、高齢期の生活の需要の多様化、そして雇用の流動化など社会経済情勢が大きく変化をしております。そうした変化への対応が求められ

ているわけです。そこで、私の方からは雇用の流動化に対応するための今後の企業年金のあり方についてお伺いをしたいと思います。

日本の企業ではこれまで終身雇用制度と呼ばれるシステムを採用してきたわけですが、このシステムにおきましては長く勤めれば勤めるほど賃金や処遇などの面で大変有利になっていくというわけです。いわゆる年功序列的な仕組みが築かれてきたわけですが、この終身雇用という考え方、そして年功序列という考え方、このこと自体はこれまでの日本の社会におきましても大変に大きな役割を果たしてきたものと高く評価を皆さんもしておられるわけですが、この点につきましても大臣はどういうお考えでございますか。御答弁をいただきます。

○国務大臣(坂口力君) 今、委員がお話しになりましたように、長期雇用と申しますか終身雇用、それに年功賃金、こうした日本の雇用慣行と申しますか雇用のあり方というものは、非常に安定もいたしておりますし、戦後の日本の経済の大きな原動力になったことも事実だというふうに思います。

この日本の労働慣行というものが非常に大きな役割を果たしたことは私もそのとおりと思っております。次第でございますが、しかしだんだんと経済の状況につきましても変化をしておりますし、そしてまた社会全体の動きも変わっております。これからこのような雇用が継続をしていけるかというところになれば、それは疑問視する人が非常にふえてきたことも事実でございます。

例えば、ITの非常な発達によって家庭内におけるいろいろな仕事でございますとか、SOHOなどというような言葉も出てきておりますが、小さな一室を借りての事業でありますとか、家庭での仕事でありますとか、そうしたものがふえてきておりますし、今まで企業の中で行われておりました仕事を企業の外に出て、そして多くの企業からいろいろな仕事を引き受けて、いわゆるそういう引き受けをすることによって経営を行っていく

というような、そういう企業もふえてきたところがございますし、かなり多様化してきたことも事実でございます。

そうした中でございますので、やはりこういう新しいIT社会にふさわしい体制の制度もつくり上げていかなければなりませんし、雇用慣行もやはりつくり上げていかなければならないと考えている次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次に、企業年金においてもそうした終身雇用制、年功序列制と連動して設計し、また運営されたと思うわけですが、一般的に見まして従業員は長く勤めるほど退職金や年金が増額をされてももちろん有利になるわけですが、例えば平成八年版の労働白書では退職による退職金の低下率という調査の結果が分析をされております。この部分について、政府参考人より少し御説明をお願いいたします。

○政府参考人(坂本哲也君) 平成八年版の労働白書におきまして、製造業で千人以上の企業の男子労働者の転職に伴う退職金の低下率というものを試算いたしました。この試算によりまして、学歴とか職種にかかわらず大体四十歳前後で転職した場合が低下率が最も大きくなっております。その理由でございますけれども、これは退職金の支給率というものが、勤続年数が長くなるに伴って累進的に増加をするというのが通常でございます。仮に二十歳から六十歳まで四十年間勤続期間があった場合でも、そのちょうど真ん中あたりで分断されますと相対的にその短い期間の勤続年数ということになるといような事情で、四十歳前後で転職した場合が最もその低下率が大い、こういう結果になっております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

このところ本間に世間では、また私の身の回りでもそうですけれども、見渡しますと、中途退職を真剣に考えている人たちがというのが結構いらつしやいますし、また一方で有能な人材を中途採用しようという、そういう企業もたくさんあるわ

けですけれども、しかしそうした方々にとりましては、このように中途退職した場合とそうでない場合との生涯賃金の格差は大変なネックになるんだらうと、こう思います。

雇用流動化という大きな潮流の中で確定拠出年金が果たそうという役割、この役割はどういうものなのか、大臣よりそのあたりの説明をいただければと思います。

○国務大臣(坂口力君) 雇用の状況を見ますと、今まで日本は第二次産業を中心に発展してきたと申しますか中心で今日まで来たわけでございますが、しかし第二次産業につきましてはこれだけの国際化の中で非常に厳しい状況を迎えております。そして、もう頭打ちと申しますか、これ以上なかなか進めていくことができない状況になつております。

そういったしますと、これから先、日本の国の中で雇用をどこで伸ばしていくかということになれば、やはり三次産業で伸ばすということが一番大きくなっていくのではないかと、いふに思っています。欧米先進国と比較をいたしましたも、日本もかなりこの第三次産業は伸びてはきましたけれども、欧米先進国、とりわけ米国と比較をいたしますとまだ一〇％ぐらいの差がございます、日本もまだこの第三次産業の方に進出できる幅は大きいというふうに考えております。

そういったしますと、先ほどの長期雇用といった形よりも、そういう第三次産業の皆さん方の中には、いろいろの企業の中を渡ると申しますか変わることによつて、そしてよりよい自分の能力をさらに磨いていく、そうした皆さんも多いことは事実でございます。その皆さん方におこたえをしていきますためには、やはりそういう職場を何度もお変わりになるような皆さん方に対してこたえられる制度というものもつくり上げていかなければなりません。年金もしかりだといふに思っています。また、そうすることによりましてその皆さん方も安心していただくことができるわけでございますから、そういう時代的背景も考えて、我々

は今回のこの年金制度の御提案をさせていただいたところでございます。

中小零細企業におきましてはもちろんでございますが、いろいろこれは時代の変化とともにやはりそのお仕事の内容も変化をさせていたかなければならないだろうといふに思いますが、あるいは他の企業と合併をしていかなきゃならないことも多いだろうといふに思いますが、そうした皆さん方のところでも適用していただけるようなものをやはりつくっていくということも大事ではないか。

もう何度か言い古しておりますけれども、中小零細企業などにも導入しやすいし、そして転職の際にも移換しやすい、持ち歩きがしやすい、そうしたことをやはり中心にして今回提案させていただいた次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。大臣のお話を聞いておりますと、何か本心に安心をするといひましようか、御答弁をいただいで、何か心療内科で先生にお話を伺ひして本心に安心させていただけるような、そんな気持ちでございますが、現実には世間の皆さん方に聞きますと、またこうして質問をさせていただいてある間でも、何かちよつと不安な気持ち。

今おつしやいましたポートビリティー、持つて歩けるということですが、これが担保されるためには、一つには個人の持ち分が確定できること、それから個々の制度間で資産の移換ができる、さらには資産の移換に際して課税されないこと、こうしたことが要件になっているのではないかなといふに私自身も思うわけでありますけれども、この制度におきましてどのような対応がなされているのか、政府参考人の方にお願ひいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、この確定拠出年金制度におきまして、ポートビリティーの確保というのは基本的な事項でございます。加入者個人の持ち分、すなわち個人別管理資産が明確に記録され個々人の残高が確定できる

ということ、そして加入者が転職した場合には転職先の制度に非課税で資産を移転できること、このことが法案の基本的な枠組みとして定められております。

○西川きよし君 それでは次に、今回の確定拠出年金の導入によつて個人がどのような影響を受けるのか、そのあたりについて伺ひをいたします。

確定拠出年金の導入形態として考えられるのは、例えば既存の退職給付制度の上乗せ分として企業型年金を補完的な制度として位置づけられるものであるといふに思うわけでありますけれども、このような場合には、企業負担のみによつて従業員の個人の資産がふえるわけですから、給与等が抑えられなければ従業員にとってはもちろん利益の多い制度になると思うわけです。しかし、やはり一般的には現在の退職金や企業年金の代替制度として確定拠出年金を導入するケースではないかと思ひます。

この場合は、それぞれの給付の将来の価値がどうなるのか、これは労使の話合いになるわけですから、今後は、制度の普及を図っていくという意味ではこの移行をスムーズに行うための条件整備ということも大変重要になってくると思うんですが、この点は政府参考人の方はいかがでしようか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のような場合におきまして、移行の手続として大きく二つございまして、この確定拠出年金そのものを実施するのに必要な要件といたしまして、従業員の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは過半数を代表するもの、この同意を必要としております。

もう一つ、企業年金や退職金において積み立ててきた資産を非課税で移換いたしました確定拠出年金を実施する場合には、厚生年金基金からの移行の場合であれば移換に係る加入員の二分の一以上の同意を得ることとなるなど、資産移換について労使合意が要ること、それから確定給付型の企

業年金においては積み立て不足がないこと、こういった要件を課すこととしておりまして、従業員の受給権が不当に侵害されることのないよう、その権利保護に十分配慮することにしております。

また、これらの手続を経る過程におきまして十分な話し合いがなされ、関係者が納得している、そして最も適切な選択になるということが必要でございます。この点、特に指導を尽くしてまいりたいと思ひます。

○西川きよし君 そこで、今回のこの制度におきます公平性、中立性の確保について伺ひをいたします。

まず、個人型年金についてですけれども、個人型年金においては自営業の方などと勤めている企業が拠出を行わないサラリーマンとの間で拠出限度額に大きな差があるわけでございますけれども、これは公平という観点からいたしますと問題があるのではないかなといふに思うわけですが、この点はいかがでございますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 個人型年金におきまして自営業者の場合とそれから企業のサラリーマンで個人型年金に入る方の場合の格差、これがあるのは事実でございます。これがどういう背景に基づくかということについて御説明申し上げます。まず、確定拠出年金の拠出限度額というのは、これは各加入者が公的年金も含めて拠出できる水準が公平になるようにという基本的な考え方に立っております。すなわち、公的年金から上乗せのものを全部積んで、全体として公平なものになるようにと。

具体的には、確定拠出年金は、企業の従業員にとりましては三階部分、一階は基礎年金、二階が厚生年金、そして三階部分に位置づけられるのに対して、自営業者にとりましては一階部分しかございせんので、確定拠出年金は二階、三階部分に相当するわけでございます。したがって、二階部分の分だけ自営業者はより分厚いものを見ているということでございます。

一方、自営業者等に対する国民年金基金の拠出

限度額やサラリーマンに対する既存の企業年金等の税制優遇の対象となる水準を勘案して、サラリーマンについては既存の企業年金等の税制優遇の対象となる水準を勘案して決めております。

これ、抽象的なものでもう少し具体的に説明させていただきますと、個人型年金のうち自営業者等については、今申しましたように、サラリーマンにとつて三階部分の選択肢となる確定拠出年金がいわば二階と三階を含めたものになるわけでございますので、現在、確定給付型の制度は二階分と三階分を含めて国民年金基金というものがございまして、それにつきましては限度額が既に六万八千円となっております。したがって、この二階と三階に相当する、月六万八千円と相当分厚いものでございまして、ここに新たに選択肢として入りますので、やはりこの二階と三階分を共有するという意味で、この六万八千円を既存の国民年金基金の拠出額とこの新たな確定拠出年金の限度額と共有いたしまして、したがって合わせて六万八千円になるようにセットしておる。

一方におきまして、個人型年金のうち、企業の従業員につきましては、これは上乗せの年金制度において何ら企業の支援を受けていない方についてのものだ。実は、企業の従業員についてはお互いに二階を持つておりますので三階だけの話だと。では、三階で比較しますとどうかと申しますと、三階部分に相当する既存の制度である厚生年金基金における実態、これは大部分、約九割の厚生年金基金においては、上乗せ部分の掛金として従業員が現に事業主から支援を受けている額が月一万五千円の範囲内であるという状況でございます。

したがって、三階部分の既に持っている方との均衡ということがこの方々についてのバランスになりますので、その一・五万円の範囲内であるという状況を踏まえて、三階の既存の企業年金の実態との均衡を配慮して一・五万円ということになったということで、額は、見かけが違いますが、そのような背景によるものでござい

す。  
○西川きよし君 御丁寧にありがとうございます。

この確定拠出年金制度についてこれまで出されてきた意見の中では、例えば老後の生活保障のためのスキームなので年金払いでなければ支給は認めないという考え方もあったとお伺いいたしておりますけれども、この点については今回どのような対応になったのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、確定拠出年金は老後の所得保障のためのスキームでございまして、法案第三十五条一項の規定によりまして年金払いを原則としております。

しかしながら、老後の生活設計は個人により相当異なっておりますことから、多様な生活ニーズにこたえるため、確定拠出年金制度におきましても、その支給方法は年金払いに限るのではなく、必要に応じて一時金払いによる受給や年金払いと一時金払いの組み合わせの受給、こういった形も認めることが適切と考え、現在の案となっております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

それでは、時間も参りました、最後の質問にさせていただきます。

この給付方法の選択次第では税負担が軽くなったり重くなったりということが生じることもあります。加入者の立場になれば、税負担の少なくなる給付方法を選択するのが自然だと思うわけですが、生活設計に合わせた多様な受給方法を認めた趣旨を生かすには中立的な税制であるべきではないかなというふうに思います。

この点について、例えば社会保障制度審議会は「現行の退職所得課税では年金ではなく一時金として取得することを奨励する面があることに留意すべきである。」と、こう指摘していますけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただけますか、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 社会保障制度審議会の御指摘は、現行の退職所得課税上かなり大きな控

除額が退職所得につきまして認められておりますことを踏まえて指摘がされているものと思っております。

具体的には、一時金と年金と両方できるわけですが、一時金で受け取り退職所得課税の適用を受けた場合と、年金で受け取り公的年金等控除の適用を受けた場合とは、この両者が中立的かどうかということでございますけれども、その税額は今の現に受ける方の勤続年数、それから一時金の額、それから公的年金の水準、受け取った一時金を仮に運用していった場合の利率等によつてさまざまございまして、ケース・バイ・ケースで、いずれが有利かということで、一概には片方が有利とは言えないものでございます。

したがって、この審議会の御指摘は、現行の退職所得課税が年金でなく一時金として受け取ることを奨励する面があると指摘されていますけれども、必ずしもそれは言えないのではないかとこのように考えております。

いずれにしても、年金税制全体のあり方に關しましては、退職金税制とのバランスを含めまして従来よりさまざまな議論のあるところでございまして、今後、政府税制調査会等の各方面において、拠出、運用、給付の各段階を通じた総合的な検討が行われると承知しております。

厚生労働省といたしまして、それらの検討状況を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○黒岩秩子君 西川議員に続きまして、私も大阪の痛ましい事件のことについて、初めに榊屋副大臣に御質問したいと思っております。

あの小さなやわらかい体が傷つけられて、八人の幼い命がなくなつてしまったことを思うと胸が詰まります。そのようなところへ追い込んだ加害者のことを御遺族や関係者の皆さんは深く恨んでおられることと思います。いや、そんな甘いものではないと言われることも想像しております。

しかし、この加害者というものが飛び抜けて特異であると言ひ切れないうところが我が国の現状であると言わざるを得ない、これが悲しい現実であると考えております。

先ほど大臣が精神障害者であるかというところをおっしゃっていましたが、私にとつては、その方が精神障害者であつてもなくてもほとんど同じことだと思えます。

私が八年間運営しておりました登校拒否の子供たちや障害者の駆け込み寺としての塾、そこに來ていた子供たち。そのころ、神戸のあの痛ましい事件が起きました。そのとき、うちの塾に來ていた子供たちの一人一人の発言は、あの殺してしまつたわゆる加害者の方に大変共感を持っておりました。といいますのは、登校拒否をした子供たちの大半の子供たちは、自殺のことを考え、あるいは多くの子供たちが既に自殺を体験してきております。

今回の加害者の場合でも、自殺をしたい、だけれどもできない、事件を起こせば殺してくれるだろうというような、これももうそか本当かわかりませんけれども、このような精神状態であるということが大きな共通項としてさまざまな犯罪、事件にあると思っております。つまり、その犯行というものが、自殺をしたい、その場合の道連れとしてだれかを連れていこうという、一人で死ぬのが怖い、そういう人たちの犯行のように私には思えてなりません。そして、中学生の今や四分の一から三〇%ぐらいの子供たちが一度は自殺を考えたことがあるというのが今の現状だとすれば、この宅間という容疑者のことをどうするかということだけで問題は片づかないと思われ

小泉総理大臣が即座に保安処分のことを考えようと言われたのが、周りのさまざまの方たちによつてたしなめられているというふうに私は思えたんですけれども、新聞で榊屋副大臣が何か副大臣の会議の中で感情的な対応はやめようと訴えかけられたと拝見しまして、榊屋副大臣の真意をお伺いしたいと思います。

○副大臣(榎屋敬悟君) このたびの事件は、先ほど大臣も言っておりましたけれども、今回の事件に關してその原因がどこにあったのかどうなのかというところは、これは予断を持たずに、捜査の中で明らかにされてくるのではないかと、捜査の状況を見守りたいと思います。

副大臣會議で私が申し上げましたのは、たまたまですね、たまたまといいますが、保岡興治先生の御発言もあり、法務省と厚生労働省で、坂口大臣の前の津島大臣のときに、ことしの一月から、重大な犯罪を犯したような精神障害者への対策ということで、法務省と厚生労働省で協議が、検討会が始まっているという経緯がありましたので、実は私も関心を持ってこの検討会を見守っております。

かなり冷静に、あるいは緻密な議論が専門の方々の意見も交えながら行われているというふうに見えておりましただけに、今回の事件でそれが感情的に議論をされ、冷静な議論が横道にそれるのではないかと、冷静的に議論をすべきです。ねというところを、法務の副大臣とお話をした、意見交換をさせていただいたということでございます。

先ほど大臣からも、こうしたことが繰り返されないように総合的にやはり検討しなければならぬというその必要性を感じておりますが、冷静にということとをそうした観点で申し上げたわけであり

○黒岩秩子君 実は、私としては、多くの子供たちが、前にも申し上げたかもしれませんが、愛されているという実感を持っていない、そのことが死にたくないということと深いつながりがあると感じております。

そこで、厚生労働省の仕事としては、そういう子供たちの心を聞くというようなことが公の機関としてできていたらいかなにかということを感じております。実は、ばんそうこうを張れば

治るようなたぐいのことではありませんから、即効性がある再犯防止ということは私にはほとんど不可能のように思われます。

今回の彼の場合だって、何十年前にたくさん原因があつて今の事件ということになってきているわけで、確かに被害者の子供たち、そして被害者の周りの親や子供、この方たちのPTSDとかそういうこともかなり大事だと思ひますけれども、やはりこういうことが起こらないためには、加害者の人たちの中にある、そうせざるを得ないようなものを取り除いていかなければならない。

これが一番大きな再犯防止ということになると思ひますので、どうかそちらの方向で、罪を重くするとか刑罰を加えるとか少年法をどうのこうのするとかいう、そういう次元ではなくて、どうやって心に寄り添うか、そしてその心を開き取つていけるのかという方向での対応を望んでおります。

次に、年金の問題に移ります。先日、私の質問に対して大臣から約束しますとお答えをいただきました。無年金障害者の問題、このことは実は無年金障害者の方たち、十万人の方たちにとつて大変な喜びであるだろうと思ひております。実際に私の友達はもう大変喜んでおります。

そしてもう一人、私の友人で障害者施設で働いていた方が、その障害者施設に入っている人の年金がもらえていない人とももらえていない人の生活の余りの違いにとても痛ましい思いをしてきたと話されておりました。年金をもらっている方たちができるようなことが年金がない方たちができないでいる、そういうことも伺つておりました、大臣の方から、どのような形でその約束を果たしてくださるのか、具体的などころ、現在のところでお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 前回御質問をいただきましたときに、一遍検討させていただきますということをお答え申し上げたわけでございます。先生ともこうして議論をさせていただかなければ

ばならないんですが、少し役所の中でも議論をさせていたかなければなりません。役所には役所のやはり今までの経緯もございまして、その論理もあるわけでございます。先生や私には、政治家は政治家としてのまた論理もございまして、先生と私と同じ意見かどうかはわかりませんけれども、共通する部分もまたあるわけでございます。

そうしたところも踏まえまして、少し議論をこまめな重ねなければならぬというふうに通つてい次第でございますので、間もなく国会が終了いたしますけれども、国会開会中、毎日委員会ですとかなんとかあるものですから、時間をゆつくりと、ゆつくり局長さんと話をすると、終わりましたら少し落ちついて議論を重ねさせていただきますというふうに思ひ通つてい次第でございます。

先般申し上げましたことを決して忘れていないわけではございません。○黒岩秩子君 その議論の中でよい結果が出るのを期待しております。年金局長にも、よろしくどうぞお願いいたします。それでは次に、確定拠出年金法案のことに移らせていただきます。

経団連とか日経連などの経済界からの強い要請があつて今回の制度が導入されていると伺つております。その理由の一つとして、企業年金の運用環境の悪化が挙げられているわけですが、実は企業年金の運用というのは、専門家をたくさん抱えたり、あるいはお客様のスケールメリットを持つていけるという企業ですら上手に運用できなかつた年金を、個人ならば上手に運用できるというその根拠はどこにあるのでしょうか。大臣にお伺いします。

○副大臣(榎屋敬悟君) 今まことに厳しい御意見をいただきました。確かに、十二年度の株価下落に伴ひましてまことに厳しい状況にあると。企業年金を取り巻く環境は極めて厳しいということでは事実でございます。

ただ、委員、この委員会でもずっと言われておるんですが、私どもは経済界の要望、希望を入れてのみこの法案をつくつていけるわけではありませんが、まさに企業の従業員にとつても多くの利点のある今回の確定拠出年金と考へていけるわけであり

具体的には、中小零細企業に導入しやすいとかポータビリティにすぐれているとか、あるいは企業が倒産をしてもみずからの年金資産は必ず保全をされるというようなことは、何度でもこの委員会でも申し上げてきているところでございます。

法案におきましては、運用に關しまして、企業などの関係者に対して、加入者の立場に立つてのみと、まさに加入者の立場に立つてのみ行動するという忠実義務等の受託者責任を課しているということ、それから、運用商品の内容につきまして

も運営管理機関が加入者に適切に情報提供を行うよう義務づけをいたしまして、加入者が適切に運用できるようにしているというところもござい

ます。さらには、法案では、加入者への運用商品の提示においては元本確保型の商品を選択肢の中に入れるということと義務づけられているところがございます。運用に自信のない加入者でも利用しやすいようにしているところでございます。

こうしたことから、加入者がそのニーズに基づきまして適切に運用できるようにするというふう

に運用できるようにしているわけでありまして、こうした体制の中で、運営管理機関とともに事業主の努力ということも相まって、私は加入者がまさに老後のニーズに応じて適切に運用できるというふうになるというふうな考えているところでございます。

○黒岩秩子君 今おっしゃったその資料の提供のことなんですけれども、この資料の提供というのは企業側が資料を提供するわけで、企業側が運用に困っているのに、その困っている方が資料を提供した、それで個人が運用できるのはなぜなのでしょう。

○政府参考人(辻哲夫君) 企業側が運用に困っている、具体的には企業年金が大変最近状況が厳しいということを御指摘と存じます。

確かに、副大臣から御説明のありましたように、特に平成十二年度の企業年金の運用環境が非常に悪くなっているということが伝えられておりまして、これは十二年度に非常に株が下落したからでございますが、ただ平成二年度からその前の十一年度までの十年で厚生年金基金、企業年金の平均利回りを見ますと、十年間で、相当株が落ちた時期でございますけれども五・二％、それから平成七年度から十一年度までの五年間で七・〇％ということで、通常の預金よりもはるかに高いリターンを得ておりまして、やはりこの十二年度の株の下落が非常に効いております。

そういうことで、一概に企業年金が物すごくずっと悪いということではなくて、そういうことだという前提でございますが、それにいたしまして、そういう厳しい環境で事業主が確定拠出年金を導入いたしますときに加入者に十分の情報提供をしなければならぬ。

その情報提供というのは、企業年金は、これは国際的に通常でございますけれども株を組み入れておりますけれども、そもそも株を組み入れなくちゃいけないということじゃなくて、情報提供の内容としては、預金とか要するに元本確保型の商品もありますよ、それで株を組み入れたものはそ

のかわりに額が上がることはあるけれども元本もなくなっちゃうこともあるというような、具体的なリスク、リターンの関係、こういったことをいわば客観的に情報を提供すると。決して適切な表現ではないかもしれませんが、もうけ方を情報提供するというのじゃなくて、安全な運用ができるものは何かという情報を含めた客観的な情報を提供する、こういった形で、現実問題としては運用商品の中に必ず元本確保型の商品を入れることをこの法律は義務づけている。

こういう前提での運用でございますので、企業年金が今言いましたような環境が悪いからといって、この法律の確定拠出年金におきまして加入者が同じようにリスクをとって大変なことになるということを直ちに意味しておりません。今申しましたような情報を十分提供し、元本確保型の商品が確保され、そのような形で安定的な運用ができるものと考えております。

○黒岩秩子君 実は、今言われました元本保証型というのはほとんどゼロ金利という状態なわけですから、年金として積んでいくということを考えた場合にはかなり額が少なくなるということも含めて、あるというふうな感じしております。

○政府参考人(辻哲夫君) 確かに現在の日本の金利というのは史上未曾有の低金利だそうでございます。そういう低金利におきまして、結論から申しますと、この確定拠出年金は運営管理機関を通して一つの大きなロットに集めまして、その大きなロットで運用をいたしますので、個々の銀行における預金の史上まれに見る低金利に比べまして有利な金利がとれることになっております。

一方、コストの面からいえば、運営管理機関を複数競わせまして、コストを極力下げるようにしている。そういうことから史上まれに見る低金利の一番低い預金金利と同等ないしはそれ以上の金利が預金についてもこの制度の場合にはとれるというふうに見込んでおりますし、現に民間の金融機関の方もそのようにできるとおっしゃっている

のような御懸念はないものと考えております。

○黒岩秩子君 それでは次に、ペイオフのことについて金融庁にお伺いしたいと思います。

来年の四月から始まるペイオフ、これについて資産管理機関が加入者個人の預金口座の置かれていた金融機関と同一の場合、それぞれの資産が一千万円まで保証されるのか、それとも合計して一千万円までしか保証されないのか、そのところをお伺いします。

○政府参考人(渡辺達郎君) 今御指摘のございましたペイオフ後のどこまで保証をするかという点でございますけれども、今、先生おっしゃいましたようなケースで確定拠出年金の運用機関である金融機関が破綻してしまつた場合、そういうときにどういふふうにしてその保険金を計算するかという特例を実はここで審議していただいております。確定拠出年金法案の附則第二十三条というところに盛り込んでおります。預金法の原則ではなく、この確定拠出年金法案で特例を設けております。

この特例に従ひまして計算、これは非常に複雑な計算式なものですから私が今口頭で御説明するのは省きますけれども、この結果どういふことが起こりますかといふと、加入者につきましては、確定拠出年金に係る加入者持ち分と加入者の当該金融機関に対する他の預金と名寄せした上で、元本一千万円とその利息が最低保証される。先生がどちらかと、最初と二回目とおっしゃいましたが、二回目の方がその適用になるといふことでございます。

○黒岩秩子君 そうしますと、多額の預金がある方にとっては年金の方がほとんど保証されないということになりかねないということになるわけですね。

○政府参考人(渡辺達郎君) いずれにしましても、両方合わせて一千万円ということですから、仮にその金融機関に例えば九百万円お持ちの方がおられるとすると、残りの百万円の分が枠の中に入るといふことになると思います。

○黒岩秩子君 わかりました。かなりそれは厳しいということだということがわかりました。次に移ります。

法案によりまして、金融機関が資産管理機関となるということがあり得るわけですが、その金融機関が破綻した場合には、これはどのように保護されるのでしょうか。年金局長、お願いします。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、運営管理機関を通して指図が、資産管理機関にかけまして、資産管理機関が束ねてさまざまな金融商品について金融機関で運用するわけですが、その金融機関が破綻したときは通常の今の市場のルールでございます。例えば銀行が破綻したときの場合でございます。それは今御説明のありましたような銀行についての公的資金のスキームで処理されるわけですが、むしろ私どもの制度特有の問題といつたしましては、この制度で資産管理しているのはだれか、これは資産管理機関でございます。信託銀行にしましては破綻いたしまして信託法によりましてその資産は別に管理されているわけでございます。

したがって、例えば信託銀行が破綻いたしましたも、その資産は信託銀行に対する他の債権者からその資産に手をつけられることはございませぬ。この制度のためのみにあります。しかし、その信託財産についての通常の金融機関における運用の破綻は一般のルールでございます。

○黒岩秩子君 その次に、資産管理機関が運営管理機関を兼ねることができるようになっております。その際、特定の運用商品を奨励した場合に行政処分が科されますし、また専門的知見に基づいて運用商品を提示するエキスパートルールも定めています。しかし、運営管理機関が加入者に自社関連商品に偏つた運用商品を提示して、結果として加入者の選択肢が限定され自己責任に基づく運用ができないというふうなおそれがあるのではないのでしょうか。このことについてはどうでしょう。



一、労働時間についての男女共通規制の実現、  
育児・介護休業制度の改善等に関する請願  
(第一八〇五号)  
一、交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳  
によるサービス拡大に関する請願(第一八〇  
六号)  
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願  
(第一八〇七号)(第一八〇八号)(第一八〇九  
号)(第一八一〇号)(第一八一一号)(第一八一  
二号)(第一八一三号)(第一八一四号)  
一、リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第  
一八一五号)(第一八一六号)(第一八一七号)  
一、業者婦人に対する社会保障の充実等に関す  
る請願(第一八二二号)  
一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関  
する請願(第一八三二号)  
一、じん肺根絶に関する請願(第一八三三号)  
一、肝がん予防を始めとする肝臓病についての  
総合的対策確立に関する請願(第一八三四号)  
一、リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第  
一八三五号)(第一八三六号)(第一八三七号)  
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願  
(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇  
号)(第一八四一号)(第一八四二号)(第一八四  
三号)  
一、介護保険及び国民健康保険の改善並びに医  
療保険の改悪反対に関する請願(第一八四四  
号)(第一八四五号)  
一、介護保険の緊急改善に関する請願(第一八  
四六号)(第一八四七号)(第一八四八号)(第  
一八四九号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第  
一八五二号)(第一八五三号)(第一八五四号)  
(第一八五五号)(第一八五六号)(第一八五七  
号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一八六  
〇号)(第一八六一号)(第一八六二号)(第一八  
六三号)(第一八六四号)(第一八六五号)(第一  
八六六号)(第一八六七号)(第一八六八号)

一、女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関  
する請願(第一八六九号)(第一八七〇号)(第  
一八七一号)(第一八七二号)(第一八七三  
号)(第一八七四号)(第一八七五号)(第一八七  
六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八  
七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一  
八八二号)(第一八八三号)(第一八八四号)(第  
一八八五号)(第一八八六号)(第一八八七号)(第  
一八八八号)(第一八八九号)(第一八九〇号)  
(第一八九一号)  
一、将来の安心及び生活の安定のための社会保  
障の拡充に関する請願(第一八九九号)  
一、肝がん予防を始めとする肝臓病についての  
総合的対策確立に関する請願(第一九〇〇号)  
一、国立病院及び療養所における看護職員の増  
員等に関する請願(第一九〇一号)  
一、交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳  
によるサービス拡大に関する請願(第一九〇  
二号)  
一、リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第  
一九〇三号)(第一九〇四号)  
一、国立病院及び療養所における看護職員の増  
員等に関する請願(第一九三三号)(第一九三  
六号)(第一九三七号)(第一九三八号)(第一  
九三九号)(第一九四〇号)(第一九四一号)(第  
一九四二号)(第一九四三号)(第一九四四号)(第  
一九四五号)(第一九四六号)  
一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関  
する請願(第一九四七号)(第一九四八号)  
一、じん肺根絶に関する請願(第一九四九号)  
一、リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第  
一九五〇号)  
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願  
(第一九五一号)(第一九五二号)(第一九五三  
号)(第一九五四号)(第一九五五号)(第一九五  
六号)  
一、リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第  
一九五七号)  
一、将来の安心及び生活の安定のための社会保

障の拡充に関する請願(第一九五八号)  
一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関  
する請願(第一九五九号)  
一、子育て支援についての緊急対策に関する請  
願(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六  
二号)(第一九六三号)(第一九六四号)(第一  
九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第  
一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第  
一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三  
(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七  
六号)(第一九七七号)(第一九七八号)(第一  
九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一  
八二二号)  
一、国立病院及び療養所における看護職員の増  
員等に関する請願(第二〇一四号)  
第一七二三号 平成十三年六月一日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請  
願  
請願者 青森市富田二ノ五ノ一 小野寺静  
子 外二万五千七百二十五名  
紹介議員 山崎 力君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。  
第一七二四号 平成十三年六月一日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請  
願  
請願者 秋田県北秋田郡田代町早口字出口  
六〇ノ六 佐藤弘 外四千三百九  
十九名  
紹介議員 齊藤 滋宣君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。  
第一七二五号 平成十三年六月一日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等  
に関する請願  
請願者 長野県上田市住吉二、九九三ノ二  
飯田幸恵 外九百九十九名  
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。  
第一七二六号 平成十三年六月一日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等  
に関する請願  
請願者 熊本市新町一ノ二ノ三 森チエ子  
外九百九十九名  
紹介議員 木村 仁君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。  
第一七二七号 平成十三年六月一日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等  
に関する請願  
請願者 石川県加賀市松が丘一ノ二〇ノ二  
九 小池俊明 外四百八十五名  
紹介議員 岩本 莊太君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。  
第一七二八号 平成十三年六月一日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合  
的対策確立に関する請願  
請願者 東京都武蔵村山市三ツ藤三ノ四六  
ノ八 榎崎由樹子 外千七百二十  
五名  
紹介議員 川橋 幸子君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。  
第一七二九号 平成十三年六月一日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合  
的対策確立に関する請願  
請願者 群馬県桐生市相生町一ノ四二二  
羽田邦夫 外千六百十五名  
紹介議員 角田 義一君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。  
第一七三〇号 平成十三年六月一日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合  
的対策確立に関する請願  
請願者 秋田県由利郡西目町西目字湯保九

紹介議員 斎藤 滋宣君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七三二号 平成十三年六月一日受理  
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願  
請願者 鹿児島市郡元三ノ三ノ五 児玉敦雄 外千名  
紹介議員 森山 裕君  
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七三三号 平成十三年六月一日受理  
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願  
請願者 鹿児島市郡元町三ノ三ノ五 大内田弘 外千名  
紹介議員 尾辻 秀久君  
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七三三三号 平成十三年六月一日受理  
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願  
請願者 青森県東津軽郡今別町大字大泊字大村元六一 吉田善美 外千一名  
紹介議員 山崎 力君  
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七三四号 平成十三年六月一日受理  
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願  
請願者 熊本市南高江七ノ八ノ七七 川上精一 外千名  
紹介議員 木村 仁君  
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七三五号 平成十三年六月一日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願  
請願者 熊本県我孫子市新木三、一一七田口義典 外五千六百六十九名  
紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

請願者 千葉県我孫子市新木三、一一七田口義典 外五千六百六十九名  
紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七三六号 平成十三年六月一日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 東京都江東区北砂五ノ二〇ノ五ノ一〇八 島海和代 外千二百二十五名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七三七号 平成十三年六月一日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願  
請願者 広島県福山市本庄町中四ノ六ノ二六 石田彰子 外千六百七十三名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七三八号 平成十三年六月一日受理  
障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願  
請願者 京都府福知山市天田一六八ノ三 稲継清秀 外四千名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一〇〇三号と同じである。

第一七三九号 平成十三年六月一日受理  
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 札幌市豊平区平岸四九ノ一ノ三ノ三〇六 竹腰文孝 外二十五名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一七四五号 平成十三年六月四日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願  
請願者 熊本県本渡市本渡町広瀬一、三〇〇ノ五 藤木正人 外一万七千二百名  
紹介議員 木村 仁君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願  
請願者 熊本県本渡市本渡町広瀬一、三〇〇ノ五 藤木正人 外一万七千二百名  
紹介議員 木村 仁君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七四六号 平成十三年六月四日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願  
請願者 千葉県成田市公津の杜三ノ七ノ一 三寺田直美 外五千六百六十九名  
紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七四七号 平成十三年六月四日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 島根県八束郡八雲村大字平原一、二七〇ノ三 石倉隆吉 外千九百九十九名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七四八号 平成十三年六月四日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 新潟県上越市寺町一ノ一四ノ二八 佐藤賢介 外九百九十九名  
紹介議員 吉川 芳男君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七四九号 平成十三年六月四日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 秋田市大住四ノ一ノ一ノ四〇四 村上信之 外九百九十九名  
紹介議員 金田 勝年君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七五〇号 平成十三年六月四日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮 前七六ノ二二二 高橋利明 外四百九十九名  
紹介議員 櫻井 充君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七五一号 平成十三年六月四日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 札幌市西区山の手一条八ノ五ノ一〇 二本柳健司 外四百九十九名  
紹介議員 竹村 泰子君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七五二号 平成十三年六月四日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市菱屋西六ノ四ノ四 一ノ三〇四 中林清子 外千七百二十九名  
紹介議員 鶴保 庸介君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七五三三号 平成十三年六月四日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願  
請願者 東京都武蔵村山市本町二ノ五五ノ二 山本忠 外三千三百五十五名  
紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七五四号 平成十三年六月四日受理  
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 宮城県加美郡中新田町字赤塚六四

尾形益夫 外九百九十九名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七五五号 平成十三年六月四日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡北条町江北八一三ノ

一 引田玉男 外千名

紹介議員 常田 享詳君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七五六号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字川原崎一一〇

昆野ふさ子 外七千九百九十名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七五七号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県下関市赤間町七ノ一二 松

永敬三 外四千名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七五八号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県行方郡北浦町山田三、一七

三ノ二 原喜美子 外六千六百六名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七五九号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 名古屋市中熱田区一番一ノ一九ノ二

七 松岡信男 外二千名

紹介議員 大脇 雅子君

第七部 厚生労働委員会会議録第十七号 平成十三年六月十九日【参議院】

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六〇号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡坂下町島平 龜山信

夫 外一万九千三百三十九名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六一号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原一ノ五ノ一二

笠井實 外三千九百六十名

紹介議員 久野 恒一君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六二号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町五、三九六

小林竜雄 外二千一名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六三号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山形県酒田市新堀字法流田五ノ二

山木富士雄 外四千八百二十六名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六四号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願（二通）

請願者 滋賀県大津市坂本一ノ二二ノ一二

葛城勝代 外三千九百八十九名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六五号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町深日二、三二五

ノ三 赤井早智 外二千名

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六六号 平成十三年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県上伊那郡飯島町一、五二六

ノ八 小林満 外四千名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一七六七号 平成十三年六月四日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山東一ノ二五ノ

一五 小西満知子 外千八百十八

名

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七六八号 平成十三年六月四日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 川崎市幸区小倉一ノ一ノAノ六一

六 合澤トシ 外千七百九十一名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一八〇五号 平成十三年六月五日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合一ノ一六ノ一

五ノ三〇三 末吉和 外二十七名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一八〇六号 平成十三年六月五日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳による

サービス拡大に関する請願

請願者 東京都府中市浅間町四ノ一五ノ三

二 野村忠良 外千名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一八〇七号 平成十三年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 愛知県日進市折戸町藤塚五六ノ

一、二四九 小浜キヌエ 外二千

名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八〇八号 平成十三年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字

村中乙二、一二六 渡部吉一 外

二千七百四十九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八〇九号 平成十三年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県延岡市片田町二、九三〇ノ

一九 桜井俊信 外一万九千二百

十二名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八一〇号 平成十三年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町三、一〇三

白井貞蔵 外二千二百六十二名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八一一号 平成十三年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県大津市羽栗三ノ一ノ二五  
片岡悠紀雄 外三千九百十五名  
紹介議員 山下 英利君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八二二号 平成十三年六月五日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目  
早出三津枝 外千七百四十四名

紹介議員 小川 勝也君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八一三三号 平成十三年六月五日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 長野県埴科郡坂城町大字網掛五二  
七ノ四 朝倉達雄 外千九百九十  
九名

紹介議員 小山 峰男君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八一四四号 平成十三年六月五日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 岐阜市元浜町一三 各務廣 外一  
万九百九十九名

紹介議員 山下八洲夫君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八一五五号 平成十三年六月五日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 東京都足立区花畑四〇三二ノ四  
谷口研二 外千九百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君  
乳がんや子宮がん、前立腺がんの手術時におけるリンパ節の切除により手足がむくむリンパ浮腫は、先天性患者を含め相当数の患者がいてと推定されるが、実態は把握されていない。リンパ浮腫は完治することはないが、適切な治療により日常生活に支障がない程度にまで回復することができ、既にアメリカやドイツなどでは専門の病院や

資格を持ったマッサージ師の下で治療を受けることが保障されているが、我が国では専門的に診察する医療機関も限られている。  
ついては、患者の切実な要望を踏まえ、リンパ浮腫治療の充実のため、次の事項について実現を図らねばならない。  
一、治療に欠かせない弾力スリーブやストッキング、弾力包帯及びマッサージ治療に健康保険が適用されるようにすること。  
二、患者に対する医師の治療及び指導を診療報酬により適切に評価するとともに、専門に診察する機関や医師を増やすこと。  
三、専門のマッサージ師の養成に取り組むこと。  
四、乳がんや子宮がん等によるリンパ節切除手術の際、浮腫についての説明を行うよう指導すること。

第一八一六六号 平成十三年六月五日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 神奈川県藤沢市遠藤八二五ノ一  
八ノ一〇三 栗原初枝 外九百九十九名

紹介議員 鶴保 庸介君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八一七七号 平成十三年六月五日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 東京都昭島市福島町三ノ二一ノ一  
七 梅田竹雄 外千四百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八二二二号 平成十三年六月六日受理  
業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願  
請願者 長野県北佐久郡浅科村塩田一、  
二七八ノ一 高柳定男 外二百八十九名

紹介議員 羽田雄一郎君  
この請願の趣旨は、第八七六号と同じである。

第一八三二二号 平成十三年六月六日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願  
請願者 千葉県茂原市八幡原三三九 東條  
良一 外五千六百六十九名

紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一八三三三三号 平成十三年六月六日受理  
じん肺根絶に関する請願  
請願者 福岡県嘉穂郡桂川町土師四、一九  
〇ノ一三 和智富美恵 外四百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君  
この請願の趣旨は、第一四八五号と同じである。

第一八三三三三三号 平成十三年六月六日受理  
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市今山二、六五三  
渡辺繁雄 外九百九十九名

紹介議員 松崎 俊久君  
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一八三四四号 平成十三年六月六日受理  
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願  
請願者 東京都練馬区練馬一ノ六ノ三ノ六  
〇五 増村友吉 外千七百九十九名

紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一八三三五五号 平成十三年六月六日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 東京都新宿区四谷四ノ二四ノ一〇  
一 神保キサエ 外九百九十九名

紹介議員 高橋紀世子君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八三六六号 平成十三年六月六日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 東京都北区滝野川二ノ三二ノ一〇  
ノ三二四 松尾あつ子 外千十名

紹介議員 川橋 幸子君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八三七七号 平成十三年六月六日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 東京都北区西ヶ原三ノ二六ノ一四  
室井恵子 外九百九十九名

紹介議員 今井 澄君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八三八八号 平成十三年六月六日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 大阪府池田市住吉一ノ七ノ八  
石哲 外五千二百六十八名

紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八三九九号 平成十三年六月六日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 香川県高松市新田町甲八六一ノ五  
宇野スズ子 外七千九百八十名

紹介議員 真鍋 賢二君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八四〇〇号 平成十三年六月六日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 青森県西津軽郡木造町大字下福原  
字篠原五一ノ一 山谷兼太郎 外  
三千九百三十三名

紹介議員 松崎 俊久君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八四一四号 平成十三年六月六日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 名古屋市西区平中町三三六 井上  
さだ子 外三千九百九十九名  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八四二号 平成十三年六月六日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 群馬県高崎市井野町五一三ノ一  
菊地高士 外二万四千七百四十名  
紹介議員 角田 義一君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八四三三号 平成十三年六月六日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 名古屋市西区貝田町二ノ一ノ三  
林ひさ子 外五千九百九十九名  
紹介議員 末広まきこ君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一八四四号 平成十三年六月六日受理  
介護保険及び国民健康保険の改善並びに医療保険  
の改善反対に関する請願  
請願者 東京都杉並区今川三ノ一三ノ一三  
ノ一〇一 桜井愛子 外一万七  
百六十三名  
紹介議員 井上 美代君  
介護保険制度が実施され、六十五歳以上の者に  
対する介護保険料の徴収も開始されたが、高齢者  
にとって保険料及び利用料は重い負担となつて  
いる。このため、住民税を課税されていない者や生  
活保護基準を下回る世帯などの低所得者及び障害  
者に対しては保険料及び利用料の免除が、所得税  
を課税されていない者に対しては減額がそれぞれ  
求められている。また、政府は七十歳以上の高齢  
者に対する医療費の引上げ、七十歳以下の者に対  
する高額療養費の負担限度額の引上げ、入院給食  
費の引上げなどを行っている。さらに、国民健康  
保険料・税の滞納が生じる最大の原因は国民健康  
保険に対する国の負担割合の引下げにあるにもか

かわらず、政府は、保険料・税を一年間滞納した  
者から保険証を取り上げ、一年半滞納した者に対  
しては医療の給付を差し止めることとしている。  
ついで、次の事項について実現を図られた  
い。

一、国の責任により低所得者に対する介護保険料  
及び利用料を減額又は免除する制度を早急に創  
設すること。  
二、高齢者の患者負担増及び医療保険の抜本的な  
改善を行わないこと。  
三、国の負担を元に戻すことにより国民健康保険  
料・税を引き下げるとともに、保険証の取上げ  
などを行わないこと。

第一八四五号 平成十三年六月六日受理  
介護保険及び国民健康保険の改善並びに医療保険  
の改善反対に関する請願  
請願者 東京都杉並区松ノ木一ノ二ノ三  
五ノ七三五 高野菊夫 外一万千  
七百六十三名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第一八四六号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 さいたま市大久保領家五六〇ノ一  
二 富永勇 外二千三百六十八名  
紹介議員 阿部 幸代君  
介護保険制度には、利用料や保険料が払えな  
い、必要なサービスを受けられない、ヘルパーが  
移動するための交通費が支払われないなど多くの  
問題点が明らかになっている。家庭において介護  
に従事する男性は増えているものの、ヘルパーを  
含め介護の担い手の多くは女性であることから、  
取り分け、制度の改善を求める女性の声は切実で  
ある。

ついで、だれもが安心して利用できる充実し  
た介護保険制度とするため、次の事項について実  
現を図りたい。

一、低所得者に対する介護保険料及び利用料を減  
額又は免除すること。  
二、保険料及び利用料の負担を増大させることな  
く、介護ヘルパーの労働条件を改善すること。  
三、介護予防及び生活支援事業を拡充すること。

第一八四七号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 東京都台東区三筋一ノ四ノ一ノ二  
〇二 鈴木保雄 外二千三百八十  
八名  
紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八四八号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 北海道石狩市花川北四条二ノ二二  
ノ三 藤塚真智子 外二千三百六  
十八名  
紹介議員 池田 幹幸君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八四九号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 大分県竹田市大字米納一、三七〇  
大塚晋 外二千三百六十八名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五〇号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 静岡県駿東郡長泉町竹原三八〇ノ  
一 鈴木妙子 外二千三百六十八  
名  
紹介議員 岩佐 恵美君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五一号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 仙台市若林区沖野七ノ四〇ノ九三

請願者 富山市太田中区一七五ノ一二 森  
沢恵子 外二千三百六十八名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五二号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 岐阜市川部六ノ一八ノ八 小沢み  
どり 外二千三百六十八名  
紹介議員 大沢 辰美君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五三三号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 名古屋市港区野跡一ノ三ノ三ノ五  
〇五 八重尾伸一 外二千三百六  
十八名  
紹介議員 笠井 亮君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五四号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 東京都板橋区向原三ノ七ノAノ三  
二四 上窪静夫 外二千三百六十  
八名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五五号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 山梨県韮崎市藤井町駒井三、一四  
八ノ一 影山睦子 外二千三百  
六十八名  
紹介議員 小泉 親司君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五六号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 仙台市若林区沖野七ノ四〇ノ九三

公手恵美 外二千三百六十八名  
紹介議員 須藤美也子君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五七号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 徳島県板野郡上板町七條字西元原  
五七ノ一 新見雅昭 外二千三百六十八名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五八号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 さいたま市大久保領家五四〇ノ一  
四ノ四〇一 益子公男 外二千三百六十八名

紹介議員 富樫 練三君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八五九号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 岡山県玉野市御崎二ノ二三ノ三〇  
山下勝 外二千三百六十八名

紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六〇号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 大分県南海部郡弥生町大字床木  
二、一四五ノ一 山下勇 外二千三百六十八名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六一号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 熊本市高平二ノ三ノ二〇 坂本京  
子 外二千三百六十八名

紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六二号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 愛知県丹羽郡大口町余野一ノ二二  
五 工藤和憲 外二千三百六十八名

紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六三号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 広島市南区宇品西四ノ四ノ五一  
鍵本正則 外二千三百六十八名

紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六四号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 鳥取市湖山町西二ノ三〇九 星見  
初枝 外二千三百六十八名

紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六五号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 大阪府福島区吉野四ノ二八ノ一〇  
ノ四〇三 野尻昭男 外二千三百六十八名

紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六六号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 大阪府富田林市小金台四ノ二ノ一  
ノ五〇三 福永美喜 外二千三百六十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六七号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 佐賀県佐賀郡諸富町大字諸富津一  
二六ノ八 土山ちづる 外二千三百六十八名

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六八号 平成十三年六月六日受理  
介護保険の緊急改善に関する請願  
請願者 栃木県今市市塩野室町七九六 小  
野拓麻 外二千三百六十八名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一八六九号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願  
請願者 東京都八王子市長房町三四一ノ三  
一ノ四〇二 岩下拓男 外二千四百二十一

紹介議員 阿部 幸代君  
女性に対する深夜・時間外労働の規制が撤廃されたものの、男性との賃金格差は解消されていない。そのうえ、女性労働者はパートなどの不安定な雇用に追いやられ、サービス残業などにより長時間過密な労働を強いられている。その結果、健康や母性が破壊され、子供や家庭が犠牲となっている。このような中、育児又は介護を行う女性労働者のうち希望する者に適用されている時間外労働の激変緩和措置が来年見直されることになっているが、ILOの調査でも多くの国が一日当たりの時間外労働の上限を定めている。

一、正規職員やパートタイム労働者における男女間の、また正規職員とパートタイム労働者間における賃金格差を是正すること。  
二、違法なサービス残業を根絶すること。  
三、子育て中の女性労働者に対する深夜・時間外労働の免除措置を延長すること。育児・介護休業制度を改善すること。

第一八七〇号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願  
請願者 東京都東大和市仲原二ノ一ノ三〇  
梅沢定次郎 外二千四百四十三名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七一号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願  
請願者 札幌市豊平区水車町五ノ八ノ七  
稲田友子 外二千四百二十一

紹介議員 池田 幹幸君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七二号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願  
請願者 東京都調布市上石原三ノ三八ノ一  
四 鶴澤明光 外二千四百二十一

紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七三号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願  
請願者 愛知県豊川市国府町茶ノ休三六  
蛭川八千代 外二千四百二十一

紹介議員 岩佐 恵美君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七四号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ四〇ノ三  
二ノ一〇一 白井マツ 外二千四百二十一  
百二十一  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七五号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 愛知県稲沢市大塚北二ノ一〇一  
佐藤昭生 外二千四百二十一  
紹介議員 大沢 辰美君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七六号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町二俣三〇四ノ  
一六 川島庸弘 外二千四百二十一  
一名  
紹介議員 笠井 亮君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七七号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 岐阜県中津川市茄子川三六七ノ四  
幸脇はる江 外二千四百二十一  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七八号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 さいたま市大門八四〇 棚澤利志  
恵 外二千四百二十一  
名

紹介議員 小泉 親司君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八七九号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 富山市太田中區一七五ノ五 清水  
りみ子 外二千四百二十一  
紹介議員 須藤美也子君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八〇号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 福島県会津若松市日新町一六ノ三  
六 三橋福枝 外二千四百二十一  
名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八一号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 さいたま市太田窪五ノ一七ノ五  
小早瀬千代子 外二千四百二十一  
名  
紹介議員 富樫 練三君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八二号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 岐阜市岩田坂四ノ一二ノ一六 西  
田順子 外二千四百二十一  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八三号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 京都府向日市森本町下森本四七ノ  
四 田中洋子 外二千四百二十一  
名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八四号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ヶ作二六七 古谷  
久子 外二千四百二十一  
紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八五号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 大阪府八尾市東本町五ノ九ノ二二  
落合浩次郎 外二千四百二十一  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八六号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 愛媛県松山市衣山五ノ七二四ノ五  
小野勇紀 外二千四百二十一  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八七号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 奈良市南紀寺町三ノ三〇七ノ三  
農沢峰子 外二千四百二十一  
紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八八号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町中山一五ノ  
七三 具西浩子 外二千四百二十  
一名  
紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八八九号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 大阪府城東区成育二ノ一一ノ九  
河野敏員 外二千四百二十一  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八九〇号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 島根県江津市浅利町八三一ノ二  
小笠原俊康 外二千四百二十一  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八九一号 平成十三年六月六日受理  
女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願

請願者 新潟市沼垂西一ノ一七ノ二〇三  
山田直美 外二千四百二十一  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第一八九九号 平成十三年六月六日受理  
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡  
充に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭二ノ一ノ一  
六 渡部芳司 外二千八百名  
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九〇〇号 平成十三年六月六日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区笹塚一ノ六ノ一四  
齊藤輝子 外千四百十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一九〇一号 平成十三年六月六日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 札幌市手稲区前田十条二〇丁目  
三浦弘子 外四百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九〇二号 平成十三年六月六日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 東京都八王子市元八王子町三ノ  
二、一五三ノ二七七 池末亨 外  
千名

紹介議員 橋本 聖子君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一九〇三号 平成十三年六月六日受理

リンパ浮腫治療の充実に関する請願

請願者 大阪府大正区三軒家西三ノ二ノ二  
一 葭田清成 外千九百九十九名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一九〇四号 平成十三年六月六日受理

リンパ浮腫治療の充実に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原東四ノ四ノ一六  
松居奈穂美 外千四百九十九名

紹介議員 黒岩 秩子君

この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一九三三三号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 三重県三重郡菰野町菰野一、五九  
四ノ三 越智幹夫 外三千八百八  
十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九三六号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡加治木町木田二、  
〇三一ノ三 堂森三恵子 外三千  
八百八十六名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九三七号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡西伯町東上五一三  
後藤文平 外三千八百八十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九三八号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 岡山市藤田三七一ノ七 萩原敏  
外三千八百八十六名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九三九号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

請願者 福井県勝山市荒土町細野三八ノ一  
八 原崎直人 外三千八百八十六  
名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四〇号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 和歌山県日高郡美浜町和田一、五  
七二 井本芳則 外三千八百八十  
六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四一号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 奈良市四條大路二ノ一ノ一九 加  
納一二三 外三千八百八十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四二号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 大阪府住吉区長居東二ノ九ノ一六  
岩永薫 外三千八百八十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四三号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 北海道帯広市西十七条南四ノ三三  
ノ一三 進藤真希 外三千八百八  
十六名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四四号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡川副町鹿江一、四九  
四ノ一 植村征夫 外千四百九十  
九名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四五号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町百合が丘三ノ  
九ノ四 三橋立子 外千九百十五  
名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四六号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 和歌山県田辺市稲成町七二三 田  
嶋信行 外二千九百九十九名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九四七号 平成十三年六月七日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都東久留米市本町二ノ一一ノ  
一四 浅井康男 外二万九百十名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九四八号 平成十三年六月七日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 栃木県黒磯市豊浦一五ノ九五 桑  
田誠一 外一万二千八百四十九名

紹介議員 世耕 弘成君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九四九号 平成十三年六月七日受理  
じん肺根絶に関する請願  
請願者 秋田県男鹿市船川港南平沢字近江  
屋二ノ九 佐藤竹美 外三百四名  
紹介議員 渡辺 孝男君  
この請願の趣旨は、第一四八五号と同じである。

第一九五〇号 平成十三年六月七日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 千葉県船橋市上山町一ノ一五六ノ  
一ノ二〇六 大角浩司 外九百九  
十九名  
紹介議員 西川きよし君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一九五一号 平成十三年六月七日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 香川県観音寺市観音寺町甲一、六  
五六ノ一三 内田博純 外五千九  
百九十九名  
紹介議員 山内 俊夫君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一九五二号 平成十三年六月七日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目  
福田道信 外三千四百九十五名  
紹介議員 小川 勝也君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一九五三号 平成十三年六月七日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目  
笠原清 外千七百四十九名  
紹介議員 竹村 泰子君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一九五四号 平成十三年六月七日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 秋田県山本郡二ツ井町字上山崎一  
二ノ三 杉測トシ 外二千二百五  
十七名  
紹介議員 金田 勝年君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一九五五号 平成十三年六月七日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 和歌山県有田郡吉備町土生五三ノ  
六 沖義弘 外千九百二十八名  
紹介議員 世耕 弘成君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一九五六号 平成十三年六月七日受理  
総合的難病対策の早期確立に関する請願  
請願者 千葉県茂原市東郷一、二四九ノ二  
片岡正雄 外三千五百五十五名  
紹介議員 黒岩 秩子君  
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一九五七号 平成十三年六月七日受理  
リンパ浮腫治療の充実に関する請願  
請願者 東京都羽村市五ノ神三ノ五ノ二二  
池谷奈緒美 外千二百四十九名  
紹介議員 黒岩 秩子君  
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一九五八号 平成十三年六月七日受理  
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡  
充に関する請願  
請願者 東京都国立市富士見台二ノ二ノ一  
〇三 犬塚稔 外四名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九五九号 平成十三年六月七日受理  
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請  
願  
請願者 東京都杉並区方南二ノ二三ノ九ノ  
一、〇〇二 平田寿子 外一万千  
二百四十九名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九六〇号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 滋賀県草津市青地町一、二六〇ノ  
四五 山岡和子 外二千十三名  
紹介議員 阿部 幸代君  
少子化対策や子育て支援が求められる中、子育  
てを行っている世代にとつて労働形態や子育てを  
めぐる状況は改善されないばかりか一層厳しいも  
のとなっている。乳幼児医療費に対する助成はす  
べての自治体において実施されるに至ったが、対  
象年齢や給付条件は自治体によって格差が生じて  
いる。取り分け、自治体に対する国の補助金の削  
減に伴い、乳幼児医療費の無料化は実現が困難と  
なっており、国による制度化が求められている。  
また、若い世代の家計は厳しく、アレルギー性疾  
患の子供を持つ親の負担は更に大きくなっている。  
さらに、保育所に入所を希望しながら入所で  
きない待機児童は解消されておらず、このため子  
供を育てながら働くこととする女性の自立も困難と  
なっている。  
ついては、次の事項について実現を図られた  
い。  
一、国の責任により乳幼児医療無料制度を実現す  
ること。  
二、アレルギー性疾患の子供を持つ父母の負担を  
軽減するための措置を講ずること。  
三、待機児童を直ちに解消するため、対策を採る  
こと。

第一九六一号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 北海道石狩市花川南一条三ノ一四  
九 小林宏行 外二千九十九名  
紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六二号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 北海道千歳市北陽三ノ五ノ一ノ二  
ノ二〇六 三好拓也 外二千十三  
名  
紹介議員 池田 幹幸君  
この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六三号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 京都市北区西賀茂川上町五 栗林  
公 外二千十三名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六四号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 名古屋市昭和区滝川町二六ノ一  
大野あき 外二千十三名  
紹介議員 岩佐 恵美君  
この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六五号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 富山市高島町一ノ八ノ五 米谷幸  
子 外二千十三名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六六号 平成十三年六月七日受理  
子育て支援についての緊急対策に関する請願  
請願者 山口県下関市横野町三ノ二〇ノ一  
二 大田隆二 外二千十三名  
紹介議員 大沢 辰美君

第七部 厚生労働委員会会議録第十七号 平成十三年六月十九日【参議院】

四一

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七七号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 名古屋市西区赤城町二六 遠藤義

弥 外二千十三名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六八号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市津久井二ノ四ノ

一二 白井きよ江 外二千十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九六九号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝氣一ノ一〇一ノ九

深沢三枝子 外二千十三名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七〇号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 愛媛県松山市今在家町三七二ノ二

二 田福ちひろ 外二千十三名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七一号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 熊本市高平二ノ一七ノ二五 長尾

富士美 外二千十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七二号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町友沼五、九

四五ノ一一 根津真恵子 外二千

十三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七三号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 京都市伏見区深草西浦町二ノ二ノ

一ノ六一五 杉本有紀 外二千十

三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七四号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 熊本市出水四ノ三ノ一九 高木ち

づ 外二千十三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七五号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉七ノ七ノ一三ノ

三〇三 後藤昭博 外二千十三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七六号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 愛媛県松山市本町四ノ七ノ三、宮

田公夫 外二千十三名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七七号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 山口県宇部市大字妻崎開作一、六

六三ノ二七 崩田里美 外二千

三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七八号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 大分県竹田市大字福原三三二 工

藤義子 外二千十三名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九七九号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 大阪府西淀川区千舟三ノ九ノ二三

ノ二〇一 宮野五月 外二千十三

名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九八〇号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 大阪府大正区三軒家東一ノ一二ノ

五ノ一、一〇一 山田義明 外二

千十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九八一号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 高知市一宮三、〇三八ノ一五 近

澤十代子 外二千十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第一九八二号 平成十三年六月七日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村松一、二三

〇ノ五八一 宮崎めぐみ 外二千

十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第二〇一四号 平成十三年六月七日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に

関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村松一、二三

〇ノ二〇三 佐々木義徳 外千三

百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。



平成十三年六月二十八日印刷

平成十三年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D